

平成 2 5 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成25年12月17日
- ・ 開 会 平成25年12月17日
- ・ 閉 会 平成25年12月19日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	齋	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	産業課長
総合支所	長	産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民福祉課長
総務課	参事	産業建設課長
住民課	長	総務課主幹
福祉課	長	
教育	長	生涯学習課参事
生涯学習課	長	
監査委員事務局	長	農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成 25 年第 4 回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、4 番、松田信行議員及び 5 番、齋藤宏司議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る 12 月 11 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 5 人、町長から提出されております案件は、12 件であります。その内訳は、諮問 1 件、一般議案 8 件、補正予算 3 件です。そのほか決算認定 8 件、報告 1 件、発議として意見書、議会提出議案等も予定されております。

一般質問及び提出議案の内容、件数から、本定例会の会期は、12 月 17 日本日開会し、常任委員会審議の日程を含め、12 月 19 日までの 3 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 12 月 19 日までの 3 日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１２月１９日までの３日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたします。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、１２名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付している
とおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりでありま
す。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、手元に配付しているとおり
であります。

本日、議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し許可を得ておりま
すので、御了承を願います。

次に、議案番号の訂正について御報告申し上げます。

このたび、６月の第２回定例町議会において町長から提案のあった、議案第４
９号「委託契約の締結について」が、先の３月、第１回町議会定例会で提案され
ておりました「平成２４年度大空町一般会計補正予算（第８号）」と議案番号が
重複していることが判明いたしました。地方自治法第１０４条の規定による議長
の議事整理権に基づき、議案第４９号を第５０号とし、以降議案第７７号までの
議案番号を１号ずつ繰り下げる訂正処理をさせていただきました。議案番号を管
理しております、議会事務局長の点検が行き届いていなかったと反省しておりま
す。誠に申し訳ございませんでした。お詫びを申し上げ報告といたします。

以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

- ◇議 長 日程第４、行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

平成２５年第４回定例町議会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

９月２０日から２１日、札幌市におきまして風土＆フードフェスティバルが開
催をされました。このイベントは、ＳＴＶラジオの主催のイベントで、本年２回
目となっております。東藻琴高校の高校生とともに参加をいたしまして、大空

町並びに地域特産品のPRを行ったところでございます。

9月21日から22日にかけては、市町村長政策研究会、札幌で開催されまして、これに出席をしてございます。大分県豊後高田市の永松市長を招き、教育のまちづくりについての意見交換を行ったところでございます。豊後高田市におきましては、県下最低でありました学力テストの結果を、4年間でトップへと押し上げたその取り組み内容などについて学んだところでございます。

10月2日は、大空町表彰審査委員会を開催いたしました。貢献賞8件、善行賞2件、奨励賞6件について諮問をし、答申をいただいたところでございます。

10月2日から4日にかけては、神奈川県大和市におきまして、子育てと教育を考える首長の会に出席をいたしました。子供の遊び場の環境、社会教育の必要性、教育委員会のあり方などについて、講師の先生方から問題提起をいただきました。また、大和市の実践報告として、学校図書館、放課後児童対策、ITの活用などについての報告を受けました。また、私自身も大空町の教育に対する取り組みという題で、さまざまな町の取り組み事例などについて、報告をさせていただきましたところでもあります。我が町の教育における先進的な取り組みも多いことから、今後こういったものをPRしていく必要性を感じたところでございます。また、この会につきましては、平成26年度は、北海道東川町で開催をされる予定となっております。

10月8日、国道334号道路整備促進地域連携会議の総会が、小清水町で開催されました。平成25年度の要請活動の具体的な項目について、各市町村間で調整を行ったところでございます。

10月17日は同じく、国道334号道路整備促進地域連携会議といたしまして、網走開発建設部との意見交換会を行いました。10月8日の整理項目を受けて、私どもの町の地域でいいますと、東藻琴防災、さらには千草登坂車線の整備などについて要請をしたところでございます。

10月19日は、美幌高等職業訓練校創立50周年記念式典が、美幌町において開催をされました。功労者への感謝状贈呈が行われたほか、挨拶の中からは、技能者の減少が地域の課題である、職業訓練校の必要性が高まっている、との報告がございました。

10月20日は、自由民主党TPP対策委員長等との意見交換会が網走市で開催、出席をいたしました。私は、オホーツク圏活性化期成会の農林水産委員長としての出席となりまして、このTPPの問題、この妥結のいかんは地域の崩壊につながるということをお伝えしたところでございます。

10月23日は、オホーツク圏活性化期成会、農林水産専門委員会を北見市で開催をいたしました。この日はオホーツク地域化製場の取りまとめ方針について、委員会としての決議をしたところでございます。

10月25日は、コミュニティ再生講座「女満別空港の利活用について」が網走市で開催をされ、出席をいたしました。この会は、北見市、網走市などの市民が中心となって講座を開く、その講座に招かれた形となりました。女満別空港の歴史、課題などについてお話を申し上げたところでございます。

10月28日から29日、国道334号道路整備促進会議北海道開発局との意見交換会のため、札幌市に出向いたわけでございます。10月17日には、網走開発建設部に要請活動を行いましたけれども、この日は北海道開発局、ということで同じく東藻琴防災、千草登坂車線の整備について要請をいたしました。

10月29日から30日は、市町村長政策懇談会、札幌市で開催をされました。講演につきましては、政権交代後の野党再編の動き、可能性などについてお話がありました。また、ロシアと北海道との関係強化ということが、この地域の経済発展につながるというようなお話でございました。分科会は農林水産部会に出席をし、野生鳥獣等の被害状況などの対策について意見交換をしたところでございます。

10月30日は、網走厚生病院運営委員会に出席をいたしました。医師不足の報告がございました。網走厚生病院においても、皮膚科、泌尿器科に続き、整形外科についても平成26年の3月で現在の常勤医2名の派遣が切れると、その後の見通しが立っていないというような報告がございました。この常勤医不在ということになれば、救急の体制についても影響が出るということで、現在、確保に向けて鋭意努力している旨の報告があったところでございます。

11月3日は、大空町表彰式、この場所で開催をさせていただきました。議員各位にも出席をいただいたところでございます。

11月5日、大空町給排水経営審議会を開催いたしました。8月に諮問いたしました案件のうち、消費税率改正に伴う料金の転嫁については、やむを得ないとの答申をいただいたところでございます。

11月7日、北網地区市町村長会議が清里町で開催をされ、関係する市町長と意見交換を行いました。議会における行政報告のあり方、また議案提案の方法などについて情報交換を行ったところでございます。各市町それぞれの今までの慣習などがあり、さまざまな対応がとられていることがわかったところでございます。また、農林水産物直売食材提供供給施設、清里町の道の駅「パパスランドさつつる」、事業費7億3,000万の施設見学もさせていただきましたところでございます。

裏面にまいりまして、11月19日から20日は、全国町村長大会が東京都で開催をされ、出席をいたしました。安倍内閣総理大臣出席の中、開催された大会となりました。東京大学名誉教授、大森彌氏の講演からは、地域における婚姻対策の重要性、また、TPPへの懸念、道州制の阻止などという項目が挙げられ、各市町にエールを送られたところでございます。また、会といたしましては、復興対策、地方交付税の確保、地方分権、農林水産業の振興などについて、決議を行ったところでございます。

11月20日から21日にかけては、北海道合併市町村連携会議といたしまして、東京都において要請活動を行いました。合併した市町村における地方交付税の特例について、総務大臣、さらには政務官、議員連盟が発足しておりますので、この議員各位に対して要請活動を行ったところでございます。

11月22日は、大空町企業誘致委員会を開催いたしまして、本町における太

陽光発電でありますところ、また研修施設の造成をした事業者に対しての指定申請について、協議をさせていただきました。また、既に私どもの町に誘致企業として活動を行っております、株式会社与志本の工場を見学させていただいたところでございます。

同日、大空町商工振興協議会を開催いたしております。ポイントカードのさらなる活用、住宅リフォーム事業の拡充などの意見が出されたところでございます。あわせて観光行政に主体的に取り組むということ、さらには、物産開発のPRの取り組み、それらの強化について、委員からは要請をされたところでございます。

11月25日から29日までにかけては、女満別空港国際チャーター便誘致協議会のメンバーといたしまして、タイへのプロモーション活動で、海外出張をいたしました。日本大使館、また、政府観光局などに立ち寄りまして、現地での情報収集を行うとともに、航空会社に対してチャーター便の運航、さらに定期便の連携による北海道オホーツク地域への誘客を要請したところでございます。訪日外国人としては、現在、韓国、台湾、中国、香港、アメリカに次いでタイは、本年度40万人を超える見込みということでございます。今までは東京都、大阪府、京都府などの、いわゆるゴールデンルートが主流でありましたが、最近では中部圏、そして北海道の人気の高まっているというような現地での報告もありました。また、タイの国民の皆さんは、日本文化、食、景観、花などに興味を持つと言われてございまして、訪問いたしました観光事業者のところからは、芝桜公園の状況も既にパンフレットとなって掲載されているところに驚きを感じたところでございます。観光事業者の皆さんに対して、このオホーツク圏、大空町のPRを行うということを、現地で行ってまいりました。向こうの業者の皆さん方からは、北海道オホーツク地域における情報の提供を依頼されるとともに、チャーター便で、タイから北海道という路線を開設すれば、必ず満席にはなりますけれども、リスク分散を図るために、北海道からもぜひタイへ誘客をしてほしいというような要請を受けたところであります。また、航空関係者からは、観光事業者やマスコミの方々を連れて、ぜひ北海道にPR活動に行きたいと、そのときの受け入れについても要請を受けたところでございます。あわせて、この時期、日本航空、全日空に対して、国内線の充実などの要請も行わせていただいたところでございます。

12月の5日は、オホーツク町村会農林水産専門委員会を小清水町で開催いたしました。オホーツク管内のJA、漁業協同組合、森林組合の代表者の方々と意見交換をいたしました。6次産業化という言葉がございましたけれども、このオホーツク管内としては、戦略を持ってそのことに取り組む必要があるのではないかと。さらに、産業団体と行政との連携ということが必要であるというような考え方で一致をいたしました。

12月9日、女満別地域審議会を開催いたしました。防災のあり方、地域特産品の開発、新町建設計画の達成状況などについての評価についてお尋ねをいただきました。また、町といたしましては、地域医療の現状などについて説明をさせ

ていただいたところでございます。

12月10日は、東藻琴地域審議会、ふきおろしマラソン大会における職員の対応、東藻琴地域にあります、水道水源の全町的な活用、また普通建設事業の金額の推移などについてお尋ねをいただき、あわせて、女満別地域審議会と同じように、地域の医療の現状などについて、町からは説明をさせていただきました。

同日、大空町子ども・子育て会議というものを発足させ、初めての会合を開いたところでございます。14名の皆さん方に委嘱状の交付をさせていただきました。平成26年度中までに、この子ども・子育ての、地域における計画を策定するということのスケジュールなどを説明して、皆さん方に委員としての活動もお願いしたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 おはようございます。ことしも残りわずかになりましたが、来年こそは何事にも前向きに平穏無事を願うところであります。

平成25年第4回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。大項目として3点について、3つ質問をいたします。

1点目、これからの異常気象による災害時の対応と課題についてです。ことし8月30日から新しく特別警報の運用が始まりました。今までの注意報、警報の2段階に、特別警報を加えて3段階となります。特別警報とは、大津波や数十年に1度の豪雨が予想されるなど、重大な災害が起こるおそれが著しい場合、気象庁により、都道府県を通じて各市町村に通知し、住民に周知されるとしております。先般は、10月16日、台風26号がきましたが、このときに1時間に100ミリを超える猛烈な大雨で、24時間に824ミリに達する記録的な大雨により、東京都の大島町で甚大な被害が出ました。その後の情報で、住民への周知、管理体制など、課題が示されたと思っております。今後、異常気象による災害時の町としての対応と課題について伺います。

2点目です。公共施設の老朽化対策についてです。昨年12月2日の、中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故など、公共事業の老朽化が全国的な問題になる中、先般、全道179市町村を対象に実施した公共施設の老朽化に関するアンケート調査の結果について、新聞報道がありました。一つは、市町村が管理する非木造の学校や公営住宅など公共建築物、二つ目として、長さ15メートル以上の橋について、それぞれ48%が建設から30年以上経過している結果であったということがわかりました。本町のこのアンケート調査への回答状況について

伺います。

3点目、全国学力テストについてです。文部科学省は先月、小学校6年生と中学校3年生を対象とした、全国学力テストの実施要綱の見直しを発表し、教育委員会の判断で平均正答率などについて、学校別成績の公表を容認するとの方針が示されました。結果、公表については、教育現場のレベルを高め、子供たちの学力向上に役立てるため公表すべきという意見がある反面、子供たちの競走を駆り立て、学校の序列化を招くため公表すべきでないという意見があります。これまでの全国学力テストの結果を踏まえ、本町ではこの文部科学省の方針をどのように考えているか伺います。

以上3点について町長及び教育委員長、教育長に答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齋藤議員の一般質問に御答弁を申し上げたいと思います。

東日本大震災、さらには、平成23年台風12号による紀伊半島を中心とする大雨などでは極めて甚大な被害が出ました。気象庁は防災情報により警戒を呼びかけたものの、住民の方々や地方自治体に十分伝わらず、迅速な避難行動に結びつかないというような例がございました。ことしの8月から、特別警報をそのようなことから創設をしております。これまでにない危険が迫っていることをお知らせするもので、大雨、暴風雪、地震、津波、それぞれに設定されているようでございます。国民の皆さんにはテレビやラジオ、またインターネットなどで伝えることとなっております。町に対しては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）というものが設置をされておりまして、国と衛星回線で結ばれております。また、町は北海道と、総合行政ネットワークというシステムで結ばれておりますので、町に対しては、このような中から情報提供がされるものでございます。10月に発生いたしました台風26号により、東京都大島町では、特別警報が発表されませんでした。これは局所的な現象と判断され、府県予報区域程度の広がりという、当時の条件を満たさなかったと言われております。しかし、今回のような甚大な被害が出たということから、その基準を見直しすることで検討されているようでございます。このようなことから、危機管理のあり方について、さまざまな御指摘が出てまいりました。的確な行政の判断、そして、正確な情報伝達の重要性ということが改めて浮き彫りになったものと思っております。現在町では、気象警報等が入りますと、役場と総合支所に担当職員が待機することとしてございます。情報収集をしながら、私や副町長などと協議をいたしまして、職員の自宅待機もしくは職員の招集、ということを行うこととしております。その中で、災害対策の連絡本部や災害対策本部そのものを設置するということとしてございます。住民の方々の避難が必要な場合については、避難所を指定し、避難勧告等の広報を行い、人命を優先して行動する、そのような防災計画としてございます。町民の方々に対する情報の伝達が非常に重要であるというようなこ

とから、大空町の地域で携帯電話を持っている方々に、緊急速報メールにより避難体制をお伝えすることができるような体制をとることとしておりますが、町民の方々は十分御存じがないのではないかと考えております。今後、そのことの周知徹底が大きな課題であろうと、そのように考えてございます。また、先ほど申しました全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）は、町に情報が伝えられますけれども、それを自動的に、町民の皆さん方に、緊急速報メールなどを通じて配信できるような改善も必要かと思っております。さらに、本年消防デジタル無線の整備をしておりますけれども、その中で、市街地におけるサイレンの吹鳴設備の更新を図ることを考えてございます。現在は振動によるサイレンでしか伝達できませんけれども、音声でも伝達できるような整備を進め、町民の皆さん方に緊急時における避難などについて、情報を伝達する仕組みをつくってまいりたいと、そのように考えているところでございます。そのようなことに取り組みながら、今まで以上に情報の伝達を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。国では特別警報が発令されましたら、直ちに命を守る最善の行動をとってくださいという広報をしてございます。大空町地域防災計画にあっても、町民お一人お一人が自分の命は自分で守るという、自助のところを強調してございます。町民の皆さんにはぜひ防災に対する意識を高く持っていただきたい、そのことのＰＲを、町として一生懸命伝えてまいりたいと、そのように思っております。本年、東北地方、岩手県陸前高田市に町民の方なども含めて、被災地の支援ということで、出向いている部分もでございます。現地の悲惨な状況など、町民の方々にも御協力をいただいて、広くＰＲをする、そのことも防災に対する意識高揚につながるのではないかと、そのように考えておりますので、町民の皆さん方にもお願いをしてみたいと思っておりますのでございます。

次に、公共施設の老朽化対策についてでございます。今年の１２月１日付けで北海道新聞に掲載されました、公共施設の老朽化に関するアンケート結果、これにつきましては、１０月２９日付けで調査依頼があったものでございます。調査項目は、管理する公共施設や道路橋梁の数、経過年数ごとの施設数、耐震基準を満たすか、または耐震補修がされている施設、橋梁の長寿命化修繕計画の策定状況、今後懸念している問題など、１１項目に及ぶ調査でございました。各施設担当者に確認をし、総務課から回答しているところでございます。報告いたしました内容を少し申し上げますと、建築物では３０年以上の施設が全部で３８棟、また、新耐震基準を満たすか耐震補強補修がなされている建物が、１００棟のうち９１棟ということで、報告をしてございます。１５メートル以上の橋梁数は全部で４８橋でございますが、重量制限などの通行規制をしているものが５橋でございます。また、３０年以上のものが１６橋ということで報告をさせていただいております。問題点といたしましては、やはり安全性の問題、さらには増大する修繕費用の財源対策などということで、報告をしているところでございます。

以上、私からは２点について御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇議 長 相馬教育委員長。

◇教育委員長 齋藤議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

全国学力学習状況調査についてでございますが、この調査は文部科学省が全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に、毎年実施しているもので、平成19年度から開始され、本年度で7回目の実施となっております。調査の目的は、義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況の把握、分析をし、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や、学習状況の改善などに役立てるものとされております。大空町では7回すべての調査に参加するとともに、その都度、児童生徒の学力や学習状況を詳細に分析し、必要な教育施策の展開や、学校における授業改善、さらには、保護者と連携した家庭学習の定着に向けた取り組みに生かしてきたところです。本町における本年度の全国学力学習状況調査の結果につきましては、この後、教育長から御答弁申し上げたいと存じますが、これまでの大空町独自の、さまざまな教育支援策の積み重ねにより、学力向上に大きな成果があらわれてきているものと認識しているところです。

次に、学力テストの結果の公表についてですが、文部科学省は過度な競争や学校の序列化を招きかねないとして、これまで市区町村教育委員会による学校別の成績公表を禁じ、学校別成績は学校長の判断で自校分のみの公表を認めてきました。そのようなことから、大空町では、各学校ごとの公表の方法を工夫し、子供たちが得意としている点や苦手としている点、また、学校として指導改善していく点や、家庭で取り組んでほしい点など、わかりやすく整理をし、学校だよりなどを通して保護者への説明責任を果たしてきたところです。そのような経緯の中、文部科学省は、先月、11月29日付けで、来年度から市区町村教育委員会の判断で、学校ごとの成績を公表できるようにする旨、全国の教育委員会宛て通知を行ったところです。一部自治体の首長からの、より詳細な公表を求める声が強まったことによる、国の方針転換であると言われており、大空町教育委員会としても、改めて文部科学省の考えや、新しい実施要領を十分理解した上で、対応していかなければならないと考えております。今後、大空町にとってふさわしい公表のあり方について、教育上の効果や影響などを考慮し、学校とも十分協議をしながら、慎重に検討してまいりたいと存じます。

以上、齋藤議員への答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 私からも引き続き御答弁を申し上げたいと存じます。

本町における平成25年度の全国学力学習状況調査の状況についてでございますが、本年度は4月24日に町内の小中学校5校において、実施をしております。小学校は3校で、調査対象児童数は55人となっております。また、中学校は2校で調査対象生徒数は71人となっております。調査の内容は大きく二つに

分かれておりまして、一つは、教科に関する調査として、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学のそれぞれ2教科で実施をしております。さらに、教科に関する調査は、主に基礎的な知識に関する調査のA問題と、主に知識や技能等を実生活の場面で生かす、活用に関するB問題を教科ごとに分けて、調査が行われております。もう一つの調査は、質問紙調査といわれるもので、児童生徒を対象にしたものと、学校を対象にしたものがございます。児童については、児童の学習意欲や学習方法、学習環境、日常生活の状況などに関する調査となっており、学校については、学校における指導方法に関する取り組みなどについて把握をする内容となっております。初めに、評価調査の結果についてですが、数値での公表は行っていないことから、段階評価での説明とさせていただきますが、全道の平均正答率との差が上下1ポイント以内の場合を「同様」、マイナス1ポイント以上マイナス3ポイント未満を「ほぼ同様」、マイナス3ポイント以上マイナス5ポイント未満を「やや低い」、マイナス5ポイント以上マイナス7ポイント未満を「低い」、マイナス7ポイント以上を「相当低い」と定義して、説明申し上げたいと思います。小学校の国語A、知識については、全道平均との比較で「同様」、国語B、活用では、「ほぼ同様」となっており、小学校算数A及びBは、ともに「同様」となっております。また、中学校は国語AB及び数学AB、すべて「ほぼ同様」という結果になっており、大空町の小中学校は、全道平均並みの位置にあるといえます。毎年、教科問題が変更となる上に、調査対象児童生徒も同じではないことから、一概に比較はできませんが、前年度と比較いたしますと、小学校の国語B活用と、中学校の数学A知識、数学B活用において、学力の向上が見られており、その他の教科は前年と同様となっております。また、全国学力テストがスタートいたしました平成19年度や平成20年度のころには、「低い」や「相当低い」といった一部教科もございましたけれども、近年は、ほぼ全道平均並みで推移しているところでございます。このことは、職員研修や授業改善といった学校による教育実践の積み重ねや、補助教員や任期つき教員の配置などによる、きめ細かな指導のための町独自の教育支援策が成果としてあらわれ、着実に学力が向上してきているものと分析をしております。しかしながら、全国平均と比較いたしますと、教科によってはまだ2ポイントから5ポイントほど差があり、今後補充学習の取り組みや家庭学習の定着など、さらなる学力向上対策を推進していかなければならないと、考えているところでございます。

次に、質問紙調査の状況でございますが、特に児童生徒については、1日当たり1時間以上勉強する割合が、本町の中学生は全道平均より低い状況となっており、1日当たり3時間以上テレビゲームをする割合は、小中学校ともに全道平均を上回るという結果となっております。規律ある生活習慣や家庭学習の習慣化に向け、指導を強化してまいりたいと考えております。

全国学力学習状況調査結果の公表については、教育委員長から御答弁申し上げたとおりでございますが、本学力調査の第1の目的が、子供たち個々の習熟度を把握し、個々の次の授業に生かしていくということに鑑み、公表による教育上の影響等に十分配慮しながら、望ましい公表のあり方について、教育委員会として

検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと存じます。
以上、齋藤議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 答弁大変ありがとうございます。

まず1点目の災害については、再質問ですけども、まず最初にお聞きしたいのは、東京都の大島町での話ですけれども、特別警報が出なかった理由はわかりましたけれども、その中で1番問題だったのは、住民への周知ということだと思います。その中で1番気になったのは、このとき町長も副町長も不在だったと、その辺に1つ原因があったのかなと思っております。その辺について、例えばですけれども、かなり早くから予報というのが感知されているかと思うのですが、町長、副町長、大空町では、そういうことが実際にあり得るのかどうか、まず最初にそれを聞いておきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も副町長も出張で不在ということは現実的にはあります。ただ、できるだけ2人そろってということについては慎むようにしている部分がございます。また、警報、気象などというものについては、特に台風災害などについては、何日か先の状況がある程度予測できるというようなことから、その状況によっては、出張を取りやめて対応するというような例も過去にございました。ことしにつきましても、私が出張を取りやめて対応したというような、結果的には大きな被害ということはありませんでしたけれども、そのようなことも現実にある状況でございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今の答弁で安心したところでありますけれども、自分が考えるところでは、大空町というのは本当に被害がまず少ないところだと思います。自分の記憶では、平成4年の170ミリ以上降った大雨、また平成18年の大雨、昨年の大雪、3月2日だったと思いますけれども、そのぐらいだと思いますけれども、昨年の3月の大雪の折には、本当に大変な事態になって、職員もかなり出ていただいて、当時の道の駅に避難した人からは、大空町の職員は対応がよかったという評価もされております。その中で、なかなか実際に経験のない災害、でも実際、いつくるかわからない災害、それに対して、職員、担当職員というのはいるのかどうか、その辺と、それについての研修という、職員に対する研修、そういう状況はどのようになっているのか、聞きたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私の記憶でございますけれども、昭和５５年に網走川が大きく増水をしたということがございました。１０月の台風の影響であったかと思います。さらに平成４年の９月の台風による水害、平成１３年、さらには平成１８年には避難勧告を出すというようなこともございました。また、大雪災害などにつきましては、平成１６年に３日間ほど、この地域が大雪で交通網が麻痺し、停電もあるというような災害もあったところであります。また、期間は短かったわけでありま
すけれども、今年の３月２日にも大きな暴風雪があつて、この大空町の女満別市街を中心に、自動車は何百台も渋滞する、とまってしまう、というような状況がありました。防災における職員の研修ということでありま
すけれども、防災の担当といたしましては、現在は総務課の職員で、防災担当の職員を配置しているところ
でございます。防災に当たっての特別な研修というものがあるわけではござい
ませんけれども、昨今は北海道が行う防災訓練、さらには先日は北海道開発局が主催をいたしました、大雪に伴う、道路封鎖のための訓練、などというものも開催をされております。そういう折に、職員として参加をする、また、自ら防災訓練を企画する中で、その防災の意識を高めるとい
うようなことを行っているところ
であります。また、現在は、本年度からでございますけれども、防災を担当する嘱託職員を配置をするということで、職員の補完的な要素として対応させているところ
でございます。

◇議 長 ５番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 防災といとなかなか目に見えないし、いつくるかわからない災害なの
ですけれども、実際に町としては、福祉とか子供のこととか、そういう対応に予算
的にはかかるのだろ
うと思いますけれども、その中でいつくるかわからない災害、
これも大変な事態になれば、本当に町も破滅するような状態になることにつな
がると思うのですけれども、例えがいいかわかりませんが、例えば自衛隊ですけれ
ども、もう戦争がいつくるかわからなくても、常時演習をしております。それ
で、確かに緊急の場合は対応できるのかなと自分ながらに判断をしておりますけ
ども、担当職員がなかなか現実的には置けない状況に、予算的に置けない状況
の中で、その辺のシミュレーションとか、例えばいろいろな、今町長から答弁があ
りましたけれども、シナリオはあると思うのですけれども、いろいろなツールが
ある中で、なかなかそれを対応できないのではないかと
思っております。その中
で、日常的なシミュレーションの必要性とか、その研修とか、先ほど申し上げま
したけれども、臨時の担当職員はいざとなったら
どういう形でその人方が対応し
てくれるのか、その辺についても見解をお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 いろいろな場合を想定したマニュアルといったら言葉が悪いかもしれま
せんけれども、その対応の方針、方策、仕方などというものについては、策定い

たしました地域防災計画に明記しているところでございます。実際には大きな災害に至らない場合であっても、対策本部もしくは連絡本部を設定した折には、そういったものを参考としながら、それに準拠した形で取り進めるということ、日々現実の中で、実践の中で行っているところでございます。そのような中から、本来の災害というような形になったときに、さらにそれらを含めて、対応するというようなことをやってきて、積み重ねてきているところでございます。現実、町民の皆さんに避難勧告を出すとか、そういうようなところに至らない影の部分であっても、私ども町といたしましては、さまざまな対応、巡回などをさせていただいてございます。それを、先ほど言いました防災計画に沿って行うことで、日々の訓練にかかわるようなこととなっているかと思っております。今後、そういうようなものをあわせて、防災訓練などでは、町民の皆さんにも御協力をいただいて、一緒になって行動する、そういうことを積み重ねてまいりたいと考えてございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 昨年もこの件について質問をしたのですけれども、その中で町長の答弁の中で、自治会というか、地域の防災組織、その取り組みにも積極的に参加し、必要だということを、答弁があったと思うのですけれども。先般、北海道新聞の新聞紙上で美幌町のことが出ておりましたけれども、備品、いろいろな形で備品も備えつけている。各避難所での備品、また、そういう予算というか、そういう対応についての、防災組織も兼ねての見解をお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 美幌町の事例なども新聞などで読ませていただきました。私どもの町には自主防災組織という形での組織化は、まだできていない状況にあります。地域の中の自治会などが複数集まって、こういったものをつくっていただけないだろうか、そんなことは防災訓練の中などでも、いろいろお話をさせていただき、その組織化に向けて取り組んでいるところでありますが、まだ、現実として形にはなってございません。しかし、町といたしましては、災害時におけるさまざまな用品などの備蓄というものは必要かと思っております。現在は役場でありまして道の駅、そういう避難施設になりうるところに数カ所、防災の用品などについて、備蓄をさせていただいております。例をいいますと、役場や東藻琴総合支所、それから道の駅などには、災害時におけるスコップなどの消耗品、また土のうの袋、さらには防寒のための毛布でありますとか、ストーブ、アルファ米、さらに発電機だとか投光機などの電源施設、そういったものを備えているところでございます。また、地域の中で防災組織が立ち上がってきましたら、そういう主要なところに、備品等を備えつけるのとあわせて、地域の中にも、そういうものを広げてまいりたいと、そのように考えております。全町的に

ただ、通り一遍で御説明を申し上げても、なかなか立ち上がってこないのではないかと、そのようにも思いますので、どこかモデル的な地域を、私どもからお願いをしながら、一つ二つと、つくり上げていくというやり方も大切ではないかと思っております。新年度そういう地域の連携づくりも含めて、地域防災組織の立ち上げに取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 防災についてはよく自助、共助、公助、この三つが必要だということが言われておりますけれども、まず自分の身は自分で守る、それが一番だと思うのですけれども。その中で今、町長がおっしゃられた通り、地域防災という形で、共助、本当に自治会での対応も大変重要なことだなと思います。例年9月には町でも防災訓練をやっておりますけれども、自分で思うのは、結局、防災訓練は必要だと思うのですけれども、結局集まる場所、一番集まりやすい場所に設定しているのかなという気がします。本当は、もっと集まる場所は高台であったり、そういうところが本当は必要じゃないのかなと思っておりますけれども、やっぱりその住民の都合、逆に言えば行政の都合もあるのかなと思いますけれども、そういう形での集合場所、その辺についても、ちょっと気になったところなのですけれども、その辺についての見解をお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 防災訓練をここ何年か実施をさせていただいておりますが、集まりやすいからそこを設定したというような考え方はございません。例えば、東藻琴で行いました、農村環境改善センターの前でありますとか、また東藻琴高等学校、さらにことしについては女満別小学校、などでも開催をさせていただいたり、女満別研修会館でも行ったことがございます。こういったものは、地域の避難場として指定をしているというようなことから、その地域に集まっていたいた、またそのような地域のいろいろなところで開催をすることによって、施設の課題などもあるかということも含めて、把握をすることも一つの目的としてございます。そのようなことから、よりいろいろな地域の方々に参加をしていただきたい、というなことで避難場所なども分けながら、そして、そこにかかわる地域の方々に御参加をいただく、というような仕組みをとらせていただいているということでございます。また、従来は各農村地域にもありました公民館、地域会館なども避難所として指定をしておりましたけれども、数が余りにも多く、現実的にそこを避難所として運営するということは、町としては物理的に難しいというようなことから、そこに一時避難を行っていただいた中で、できれば市街地の正式に指定をしています避難所に移動していただく、というような仕組みに、今回の防災計画から変更させていただいたところでございます。そのようなことから、地域の

皆さんが今後防災訓練などに参加するような場合については、一時的に地域の会館の敷地、公民館の敷地などにお集まりをいただくというような想定での訓練も必要かと、そのように考えるところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今の町長の答弁を聞いて安心したところでありますけれども、先ほど言ったように、まず自助、自分の身は自分で守ることが一番先、大事だと思っております。この中で、ふれあいトークだと思うのですが、防災グッズ、そういうものも皆さん意識的に持っているのか、そういう啓蒙も必要なのかなと思っております。手引書は、広報を通してもらっておりますけれども、なかなかその避難場所の場所そのものとか、グッズとか、なかなか自分の身近なところにいつも気にしておいたほうが、やっぱり自助という面でも必要なかなと思っておりますけれども、そういう形で町長としても、そういうやり方、方法、啓蒙、そういうことを再度聞いてこの件については終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 大地震が来るでありますとか、大津波が来る、なかなか想定はしづらいことかと思えます。しかし、可能性としてないわけではありません。また、先ほど言いました、防災の関係する用品などを各御家庭で備えていただくという発想に立つのは、何もそのような大きな自然災害ということを考えなくても、昨今あるようなこの冬期間の、例えば停電などというものも、一つ防災の考え方の中に入れておいていいのではないかと、そのように思います。平成16年にありました3日間の猛吹雪の中では、最大で農村部などでは24時間の停電があったところがございます。その中では、電話が使えない、電気がもちろんつかない、ストーブが燃えない、また、当然煮炊きも制限されるというようなこともありました。そんなことを考えますと、決して大きな災害ばかりではなくて、そのようなことでも私たちの生活は制限をされてしまう、そんなときの対処のために必要なものを備えておく、そういう発想に立っていただけるように町政懇談会などでもお話をさせていただいております。また、さまざまな町の配布物、生活安心ガイドブックなどにおいても、そのようなことの備えというものについて、町民の皆さん方にお知らせをして、お努めをいただくというようなことに、今後も努力をしてまいりたいと思います。やはり町は、町民の皆さん方にそのような意識をどのように持っていただけるか、ということに最も多くの力を、労力を割かなければならないのではないかと。さらに先ほど言いました、情報の伝達、そして、災害に遭ったときの公助としての役割というものについて、今後もしっかりと受けとめながら取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも、御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 5 番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 それでは2点目の質問に移りたいと思います。公共施設の老朽化ということなのですが、今の1番目の質問とかぶるのだと思うのですが、結局老朽化すると、災害の時も一番それが、逆に、避難を拡大するのかなと思っております。その中で先ほどお聞きしたら、大空町でも公共施設の中で38棟が30年以上、橋については16件、それだけ古いものがあるのだと。全国的にどこも一斉にこういうものが建てられたんですけれども、その中で、去年の崩落事故、耐用年数、コンクリートで普通50年と言われてはいますが、いずれあと15年、20年もしたらすべてが崩れ、駆逐していくのかなという心配もありますけれども、その中で、先般、議会報告会でも言われたのですが、橋の件、実際に大空町でもそういう意見が出ておりました。その中で、これからなかなか38棟でもおそらく使える施設、また必要のない施設、そういう判断も、どういうふうにしていくのか、またその予算措置、その辺について見解をお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現在、橋梁の長寿命化計画というものを何年間かけて策定をしております。現況の調査でありますとか、それに対する補強がどの程度必要なのか、今年度の、来年の2月までの委託契約の中で、最終的に橋梁の長寿命化計画というもののすべてが終わることになっております。ただ、計画を立てればいいということではなくて、それに基づいて、長寿命化を図っていかなければならないと思ってございます。既に現況調査などからは、あらかじめの修繕箇所の必要性和その対策の仕方、あり方などというものについて、出てきてございます。そういったようなものをまとめながら、優先順位の高いものから年次的に整備を進めてまいりたいと、そのように考えてございます。先日、10月、11月だったでしょうか、総合計画のヒアリングをさせていただきまして、その見直し作業なども行いました。今後、議会の皆さんにも御説明をさせていただくこととしておりますけれども、その中でも、計画的に何年間かの中で、この橋梁の修繕を行っていくと、そのような計画になっているところでございます。そんな中で、財源の問題はもちろんですけれども、計画的に進めてまいりたいとそのように思っております。また、市町村が管理する橋梁などについてはもちろんでありますけれども、国道、北海道の道道などでの橋梁などもございます。皆さん方もお気づきかと思いますが、最近いろいろなところで橋を直していますというような看板があろうかと思いますが、北海道における橋梁の長寿命化計画の中の位置づけとして進めているのではないかと、私はそのように受けとめてございます。町といたしましても、今後、計画的に進めてまいりたいと思っておりますので、今後予算などについてお諮りを申し上げていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今回の答弁で一番気になったことは、要するにこれからの公共施設に対する考え方なのですが、これからどんどん年数がたっていったら、どうするかだと思うのですが。例えば、それを新設するのか、または、更新するのか、それとも補修するのか。その中で、減らすのも一つの考えだと思うのですが、解体ですね。そういう中で、その判断というのは、どういう形で、それを町民に聞くのか、また行政サイドで検討するのか、そういう判断については、どういう見解なのか、再度聞きたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 基本的には、現在のものをいかに長寿命化させていくか、ということで補修をしていく、直していくというのが前提かと思っております。ただ、費用対効果などもございます。そのようなことから、中には、例えば建物であれば、建てかえるというようなことの判断になるものもあろうかと思えます。現実、女満別小学校などについては、老朽化、また耐震補強などのことも考えながら、最終的には建てかえというような判断をしたものもございますが、女満別中学校や東藻琴中学校のように、耐震補強工事という形で行った建物などもございます。また、橋などについては、当然道路とセットになって利用されているものもございますので、単にその橋のよしあしということだけではなくて、その道路の持っている役割というようなところも含めて、考えなければならないものと思ってございます。橋については、現在、廃止してもいいのではないかとされているものについては、今報告を受けている中では1橋程度というふうに聞いております。このほか、公園でありますとか、下水道でありますとか、そういったものなどについても、長寿命化計画というようなものを策定中でございます。また、策定が終わっているものもございます。さらに公営住宅などについても、長寿命化計画の中での建てかえなどについて、研究している計画もございます。当然、その物のあり方によって、町民の皆さん方、また議会に対する御意見を伺う仕組みというようなものは、変わってくるのではないかなと、そのように考えているところでございます。そんな中で、今後、それらについてお示しをしながら、御意見をいただいて、おのおの判断すると。それらについては、今後策定をしてまいります次の総合計画、まちづくり計画の中で位置づけをしながら整理をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今回の町長の答弁で、維持補修で考えているところだと思うのですが、なかなか国は新設とか、更新というのはお金が出やすいと思いますけれど、維持補修についてはまず難しいのかなと思います。その中で、なかなか単独独自

で町の予算だけで対応するのは難しいのかなと思います。そのあたりも昨今、民間で指定管理ではありませんけれども、P F I、民間と連携してという意味らしいのですけれども、そういう形で、なかなか予算的にかなりかかる、総額的にどのぐらいかかるのか、そのことをお聞きしたいと思うんですけども。そういう形の中でどういう方策で、これからその維持補修管理を進めていくのか、その辺もう一度、再度見解をお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かに一般論といたしましては、新設建てかえと言いましょうか、そういうようなことをする場合、国の補助などをいただいたり、起債の対象とするというようにできて、町の純粋な一般財源の持ち出しについては少ないというような場合も出てこようかと思います。ただ、町民の方々などによっては、町の一般財源は少ないとは言いながら、国費道費も含めて、町民の国民の税金であるというようなことから、考えなければいけないのではないかと、という御指摘もございます。そんな中で、単純に補修というようにであれば、確かに国の補助制度などはそう多くはなく、町の一般財源を使わなければならないということではありますが、昨今、国が指導してつくるように言われている、さまざまな長寿命化計画などについては、そこも含めて整備することに対して交付金の措置、また起債の措置というものも認められてきている部分がございます。そのようなことから、それらの活用も図りながら進める必要があるのではないかと、そのように考えているところであります。例えば、具体的な例を言いますと、都市公園の長寿命化計画を策定しておりますけれども、その中での遊具の更新、また機能の更新というようなものについては交付金の対象になり、さらに交付金の対象になるということは借り入れなどについても認められるという部分もございます。全く最初から行うということではなくて、そのようなことも含めながら財源確保には当たってまいりたいと、そのように思います。また、ことし云々ということではありませんけれども、ここ3年、4年前ぐらいから、リーマンショックなどの後の経済対策として、市町村にさまざまな形で交付金が交付をされました。そんな中で、私どもといたしましては、主に、公共資本への補修整備というようにところに、その財源を充てさせていただいたところでございます。さまざまな補修、数億円に及ぶかと思いますけれども、それらの中で、財源を活用させていただいた事例もございます。今後、そういうことも含めながら、財源確保には取り組んでまいりたいとそのように思っております。そのような中で、優先順位の高いものから順に、新しい機能が、従来の機能をしっかりと守りながら、新しい時代に合った対応ができるような、そんな公共財をつくっていきけるように努力をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 私も今後、老朽化に対しては、本当に町としても大変な予算がかかるのではないかと懸念しておりますけれども、その中で、先ほど町長の答弁にはなかったのですけれども、将来これに対して、１００ある施設、先ほどの答弁でお聞きしたと思うのですけれども、それを数を減らして有効利用、そういう形で、進めてもいいのかなと思っております。そうすれば、維持管理に対しても少しは削減になるのかなと。もう一つは、自分が思うのは、やっぱり民間に対しての協力というか、指定管理という方法もありますけれども、そういう形で維持管理をお願いするとか、先ほど言ったＰＦＩという方式、そういう形も本当に町にとってはなかなか予算もない中で、維持補修、大変な作業だと思います。そういう形での考えをお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ＰＦＩ等についての考え方でありまして、ＰＦＩというような仕組みにつきましては、十数年前から考え方としてございました。しかし、現実私どもの地域で、民間の企業の方々が、地域の中で公共財をつくってそれを行政に貸すというようなものは、ほとんど限られたものでしかできてきていないというようなことがあります。それは、受け皿となってくださるその企業の方々の経済力というようなものもあるのではないかと、そのように受けとめております。そのようなことから、今どちらかというに進めている方向としては、国のさまざまな特定財源を活用しながら、というような形で進めているものが多くなってきてございます。ただ、さまざまな建物ばかりではなくて、車両でありますとか、そういうようなものについては、今後、民間の方々の導入されたものを、私どもが借り受けるというような手法もあるのではないかと思います。そのケースによって比較検討しながら、進めることが必要かと思っておりますので、そのような取り組みを心がけてまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 ５番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 この質問についてはこれを最後としますけれども、先ほど最初の答弁では１００ある施設のうち、９１については耐震化が終わっているということだったのですけれども。例えば、耐震化が終わって、それで本当にもし災害がきて大丈夫なのかどうか、その辺が心配なところなのですけれども、今後とも耐震化、それと、災害に備える、避難所のあり方、老朽化、本当にこれからなかなか町にとっても大変な負担かと思っておりますけれども、そういうことを絡めてお考えいただきたいと思います。それで二つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 新基準を満たしているか、耐震補修がされているのが９１棟、全部で１

00棟あるうちの91棟でございますので、残りの9棟についてはまだ対応が終わっていないということでもあります。これらにつきましては、内部の中でも、その建てかえるべきかどうかどうするべきかというような議論などもございます。また、町民の方々からそのような御指摘をいただいている施設も含めてということでございます。早々にそれらの考え方について結論を出して、取り壊しをしていくのか、さらに、建てかえなどという方式で新基準を満たす施設として生まれ変わらせるのか、そのような判断をしてまいりたいと。もう1点は、補修をかけて耐震補強をしていくのかというような方式について、結論を出してまいりたい、そのように考えてございます。今後ともそういった点について、また御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 最後の質問、学力テストについてお聞きしたいと思います。先ほど教育委員長からも答弁の中で、公表については、大空町独自にいろいろな工夫でという言い方をしたと思うのですけれども、例えば、そのいろいろな工夫というのはどういう工夫なのか、少しくどういようのですけれども、お願いいたします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 先ほど教育委員長から御答弁申し上げました、工夫を加えての公表という部分については、学校ごとに学校長の判断で公表ができるという、今の実施要領の中で、それぞれ独自に学校が、保護者向けに、さまざまな工夫をして、よりわかりやすい現状についてお知らせをしているということなののですけれども、先ほど私が答弁申し上げましたような、全国平均、あるいは全道平均が数値で示されている部分があるのですけれども、それに対して、それぞれの学校の位置が同様にあるのか低いのか、その辺がわかりやすい表としてあらわされていたり、また、それぞれ学校によって、児童生徒の質問紙調査による生活実態でありますとか、学習意欲といったものがそれぞれ学校によって特徴がございます。それらをつまびらかにする形で、弱点と得意な部分と、明らかにしながら、特に弱点の部分については学校として、特にどのような授業を行っていくか、あるいはまた家庭に置いては、テレビゲームなどの時間を家族の会話の時間に充てたり、また、家庭学習の時間に当てたりだとか、要望の部分をお願い事項としてお知らせをしたいと、そのような取り組みを学校独自にしているということでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 それと先ほど教育長の答弁の中で気になったことは、要するに全道では、前回よりは上昇しているという答弁だったのですけれども、この県別の都道

府県別のランキングというのは、皆さん公表されてわかっていることですが、常に上位の秋田県、福井県、その中で北海道は今回39位だったと思いますが、その中で、北海道の中ではとりあえずいいのですよということだったのですけれども、来年から公表するかどうかについては、教育委員会の判断ということだったのですけれども、その中で一番懸念したいのは、要するに、メリットとしては、前年より今年のほうがその学校ではどこがよかったのか、それが公表すればわかるのかなと、そういう面もあるのかなと思います。逆にそれが序列化、少ない学校なだけに、誰が誰かとわかってしまうということも確かにあるのですが、そういう前年とどういうことが変わったのか、それは学校ごとに判断できるのですか。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 今、御質問のありましたように、全国の都道府県別のランキング的なものも公表になっておりまして、北海道については、平成25年度のすべての教科を合わせたランキングとしては、47都道府県中46位と、下位に低迷をしているというのが北海道の現状でございます。北海道では、2年前から、この全国学力学習状況調査結果を平成26年度までに、全国平均以上とする目標を掲げ、オール北海道で、さまざまな学力向上対策というものを今進めてきております。そういった中で、北海道での平均レベルに大空町があるということでありまして、しかしながら、それぞれの学校ごとに、その子供たち一人一人に指導というものをそれぞれ学校では行っているわけでありまして、学校との比較といったものは、本来、いわゆるテストを受ける子供も、問題も変わるというようなものでありますので、前年度との比較というのは、あまり意味がないと、私はこう思っております。しかしながら、公表される平均点という部分がありますので、どうしてもそちらの順位のほうに目がいくわけでありましてけれども、やはり一番の目的は、一人一人の子供たちが、小学生から中学生に、また中学生から、個々に上がるときに困ることのないよう、しっかりと基礎基本を身につけていただくと、そのために各学校が努力をするというものであろうと思っておりますので、特に、前年度の比較というものについては、もちろん数値的には学校としては知っておりますけれども、それに重きを置いているものではないということで御理解いただきたいと思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今、教育長の答弁の中で、昨年度との比較は必要ないということだったのですけれども、自分はそうではないと思うのですが、去年と比較していくとことは上昇した、それはどういう指導があったから評価をして上昇したのか、そういうものは大事だと思うのですけれども、先生の指導の仕方、それに対する生徒の受け方、そういうことが、去年と比較したらそれがよくわかるのかなと思うのですが、そういうことは必要ないですか。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 学校ではこの試験の結果を踏まえまして、個々に一人一人の、その習熟度というものがわかることになっております。それを受けて、個々の次の授業に生かすという取り組みをしておりますけれども、学校全体では、傾向というものの分析をしております、時々、授業改善プランというものを策定して、それを反映するというようにしております。ですから、前年度、今回のテストというのは小学校6年生と中学校3年生にかかわる部分でありますけれども、学校全体で1年生から6年生まで、また中学1年生から3年生までのトータルの中で、学校としての授業改善方策というものを毎年見直ししながら指導に当たっていくということにしておりますので、比較をしないということではなく、毎年度その傾向なり分析をしたものを、計画にあらわして取り組んでいくということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 わかりました。この学力テストを見ると、6年連続で秋田県が、いつも1位、その次は福井県。その中で、秋田県と福井県のことを調べさせていただきましたが、秋田県というのは、塾通いが全国で1番低いのです。ということは、逆に、学校の勉強だけで済んでいることで、これだけ上位をとるということはすごい指導だと思いますけれど、もう一つ気がついたのが、米地帯のところがすごいと。それも不思議な縁なのだと思いますけれども、それもやっぱり早寝早起き朝御飯、これを徹底しているということなのだと思いますけれども、そういう大空町でも、子供たちの身近な環境とか、そういうことも調べていると思うのですけれども、大空町ではどういう形で、テストに対する指導をしているのか、それもお聞きしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 ただいま秋田県のお話がありましたけれども、秋田県や福井県は全国トップクラスでありまして、今年度の順位からいっても、昨年に引き続き、また1位が秋田県で2位が福井県となっております。トップレベルの成績をおさめている県ということでありまして、以前からこういった秋田県などの、トップレベルの教育方法には、全国から注目が集まっているところでありまして、北海道教育委員会でも、これら2県を初め、石川県や青森県など、先進自治体の取り組みを参考としながら、北海道独自のさまざまな学力向上対策というものを展開しております。大空町教育委員会といたしましても、先進地に学び、いいものを積極的に取り入れていかなければならないと、常々考えているところでございます。秋田県は昔から学力が高かったわけではなく、四十数年前は全国平均を下回る県であったとお聞きしております。その後、秋田県では早くから国に先駆け、

30人から35人の少人数学級体制の確立をするとともに、2名の教員で学校に応じた丁寧な教育指導を行ってきております。また、自分の思いや考えを書いたり意見交換をしたりする授業が多く行われておりまして、子供たちの応用問題の正答率が高いといったそういう特徴があります。さらに、学校が保護者と連携をして、家庭学習や生活習慣の定着といったものも図ってきております。ほかにも見習うべきものがたくさんありまして、それら取り組み手法などを研究し、本町の教育実践の中に生かしていかなければならないと考えております。大空町においても、平成19年度には補助教員を配置し、また、平成23年度からは、任期付教員というものを独自に配置しております。また、チームティーチングといわれております、複数の先生による授業にも取り組んでおりまして、少人数学級化や習熟度に合わせたきめ細かな教育指導といったものも行ってきております。また、繰り返し学習や互いの考えを説明したり、話し合ったりする活動も授業の中に組み入れるなど、授業改善にも積極的に取り組んできているところでございます。さらには、放課後や長期休業中に、学び直しの取り組みとして、補充的な学習や個々に応じた指導を行い、学力の底上げというものも図ってきているところであります。しかしながら、この授業改善や家庭学習の定着、さらには規律ある生活習慣といった部分では、多くの課題を抱えているのが実態でありまして、これからも先進地に学び、たゆみない工夫改善というものを図りながら、子供たちが将来困ることのないよう、最大の努力を今後も続けてまいりたいと考えてございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 これをもって最後にしたいと思いますけれども、今教育長の答弁でよくわかったところであります。本当に、ある雑誌で読んだのですけれども、米地帯とか、そういうところでは、給食費の滞納も少ない、そういうところの学力が上だということが、見て驚いたのですけれども、本当にそういう形でやっぱり朝食が大事、本当に気にしていただきたいと思います。その中で、一番思うのは、大空町で塾通いがどのくらいあるのかどうか、わかっていればお聞きしたいのですが。その中でやっぱり、なかなか塾に行きたくても行けない子供がたくさんいると思います。その中で、成績の違い、それを言うことがあっては、教育委員会としてはだめだと思います。その中で、自分が思うのは、町として小規模学級、本当に予算のつく範囲でお願いしたいと思うのですけれども、もう一つは個々に参考書やドリル、そういうものは配布できないのかなと思っております。そういう形でこれを最後としますけれども、よろしくお願いします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 学力の向上対策としての柱は、五つほど持っておりまして、授業改善でありますし、家庭学習の習慣化また基本的生活習慣を身につける、また人的物的

教育環境の整備であったり、学校家庭地域の連携と、この大きな五つの柱があるかと思っております。とりわけ基本的な生活習慣、という部分では、早寝早起き朝御飯といった、そういった日常的な規律正しい生活というものがあって、初めて集中した学力やスポーツの向上といったものにつながるのではないかなと思っております。塾のお話もありましたけれども、教育委員会としては塾の利用状況については押さえたことがございません。町内には、以前よりは塾の設置箇所数もふえてきているということは認識をしておりますけれども、あくまでも教育の機会均等という中で、学校現場で基礎基本応用がしっかり身につくような、そういうわかりやすく楽しい授業といったものを、これからも追求していきたいなというふうに思っております。また、教科書などの支援、経済的な部分に関しての配慮といった御意見であろうかと思っておりますけれども、制度としては、準要保護、要保護という形で支援などもさせていただいておりますので、それらの制度なども活用しながら、必要な支援を行っていきたいというふうに考えているところでございます。学力向上対策を中心に御答弁申し上げてまいりましたけれども、やはり学力だけではなく、豊かな人間性や、健康体力といった、いわゆる「知・徳・体」のバランスのとれた力というのが、子供たちには必要ではないかと思っております。そのような生きる力をより一層育んでいけるよう、教育委員会として、教育環境の充実に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも、御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 最後と言ったのですけれど、今教育長のお話を聞いて安心したところがあります。本当に子供たちにとっては、家庭環境の差、経済的な差、そういうことで子供たち同士で差がつかないように、みんな公平に教育委員会として考えていただきたいと思います。

以上、終わります。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 公平な教育環境というものの、教材も含めまして、配慮してまいりたいと、そのように考えてございます。御理解いただきたいと思います。

◇議 長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時44分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、3番、近藤哲雄議員の一般質問を許します。

◇近藤議員 通告に基づきまして一般質問を行います。今回は1件、水道事業に関しまして、今後において東藻琴地区の湧水を、女満別地区も含めた大空町全体で活用を図っていく、ということについての可能性、考え方についてお伺いをいたします。現在、本町の簡易水道に関しましては、東藻琴地区は水源を活用しての、流水の自然落下方式、女満別地区は井戸からの組み上げによる配水方式ということであります。今年、産業建設常任委員会で、東藻琴地区水源地の管理状況について、という項目での所管事務調査が行われ、この水源地の利用拡大策を具体的に検討する必要があるという報告が出されています。また、先月27日に行った議会報告、町民との意見交流会の中でも、女満別地区での活用ということに向けての意見等が出されておりました。女満別東部高台の水源施設は、東藻琴との道路一つ挟んでという場所にあり、以前のふれあいトークの中でも、東藻琴の水をつなぐことはできないか、という話題も出されていたかと思います。東藻琴の水はおいしいという評判の面も含めて、水質の高さなどは改めて申し上げるまでもありませんが、この水をさらに広く活用できないだろうかという思いは、潜在的なものを含めて、多くあるのではと考えるところです。そうした状況の中、現況の流水量と使用水量の状況を通して、その余裕という部分については、どのように把握をされているのか、それと関連をいたしますが、新たな水源確保ということについてはどのように考えるのか。女満別地区では、本町地区、そして高台地区ということでの水道整備事業が行われておりますけれども、仮に、この流水の拡大を図ろうとするとき、現実的な問題としてその弊害となることがあるのか、これらの実情を通しながら、今後についての考え方をお聞きしたいと思います。以上、私の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 水道事業について、近藤議員から御質問をいただきましたので、御答弁を申し上げたいと思います。御質問の中身と重複するような答弁になる部分がございますが、お許しをいただきたいと思います。町の簡易水道は、女満別本町地区、女満別高台地区そして東藻琴地区として事業を行っております。取水の方式は、女満別地区においては深井戸7カ所からポンプアップにより、また東藻琴地区においては2カ所の湧水を活用している現状にあります。東藻琴地区の湧水の2カ所でございますが、1カ所は東藻琴芝桜公園の奥にございまして、もう1カ所は、藻琴山の補給林内にございます。東藻琴の水源の状況を申し上げたいと思います。当初計画は、年間94万トン、実際に取水をしております量は63万トン、配水をしております量は62万トン、そして、実際に使用されている有取水量については39万トンという状況でございます。こういった年間の水量のほかに、1日最大水量などというものも勘案をしなければならない要素となります。

けれども、年間２５万トンから３０万トン程度については、新たな利用拡大の余地はあるのではないかと考えております。一方で、女満別地区でありますけれども、汲み上げております状況を申し上げたいと思います。計画水量は年間１３６万トン、取水をしておりますのは６８万トン、うち配水をしておりますのは６２万トン、実際にお使いになっていただいております、有取水量は５３万トンということでございます。女満別地区全体を含めて、水源として利用するということであれば、現在の東藻琴水源の量的なものから言いますと、不足をするという状況で、すべてを賄い切るということにはならないかと考えております。この水源の問題につきましては、議員もおっしゃいましたとおり、町議会の産業建設常任委員会の所管事務調査における意見としても、私どものほうにいただいております。また、東藻琴の地域審議会の中の意見としても、このような御意見をいただきました。さらに、現在いろいろな審議をいただいております、上下水道等にかかわる給排水事業経営審議会、この中でもこの議論が出ていろいろな御意見をいただいております。主に積極的に活用を図るべしという意見が多くなってございます。そのようにさまざまな機関団体、場所からそのような御意見をいただいております。町としては重要な課題ということで受けとめているところでございます。その中で、使っていく上での課題などについて少し触れたいと、このように思います。女満別地区の浄水の施設は、井戸から組み上げをするということで、そういうものを前提に整備をしております。水源をまた別な方式で新たな場所から求めるということであれば、ろ過設備であったり、薬品の注入設備、また、原水を浄水場に送るための導水管、浄水場から配水地に送る送水管などの整備というようなものが出てくるかと思っております。また、処理方式に変更があれば、許認可をいただいている、そういう事務的な手続の変更による許可申請、というようなものが必要になってくるのではないかと考えております。また、現実には東藻琴地域の水道管路については、千草までできておりますし、開陽のところには東部高台地区に供給している水源などがあります。技術的にはそのところ、大きく隔たりがあるわけではありませぬので、つなぐことによって、一部地域に東藻琴の水源の水が供給されるということはあると思いますけれども、全町的な部分ということになると、十分それだけでは機能しないというようなことがございます。さらに、限られた地域ということであれば、その効果というものは限定的なものであると思いますので、接続をしていくということであれば、水源のところからどのように水を供給するかというところを考えなければならないと考えております。現在の女満別地区、東藻琴地区、両地区の水源については、水量的には特段の変化はありませんけれども、議員御指摘のとおり、将来を見据えた中で良質な水を安定的に供給できる水道事業というものを考えたときに、東藻琴地区にあります湧水を、女満別地区を含めた大空町全体で活用していくということは非常に重要な発想ではないかと、そのように考えております。そのような場合、先ほど、今の水源だけでは十分ではないというようなことから、新たな水源を探していくというようなことも必要になってくようかと思っております。その可能性でありますとか、先ほど言いました技術的な面でどのような方式をもって接続することが可能な

か、低コストなのかというようなことの検証もしてみたいというふうに思います。さらに、許認可等の法的事務的な手続はさまざまな視点がございますけれども、あらゆる角度から検討を進める必要があろうかと思っております。そのようなことに着手をするとともに、新しい総合計画の中にしっかりと位置づけながら、計画的な調査、また、整備に向けての努力をしまいたい、そのように考えておりますので、今後ともいろいろな御指摘、また御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 3 番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 御答弁をいただきました。全体を通しまして、今後、検討されていく、そうした方向性での答弁だったかと思います。ぜひ前向きな意識を持つての検討をしてほしいと思っております。女満別地区の現状の水道状況に関しましても、いろいろ今御答弁の中で、許可申請の部分ですとか、という問題も述べられておりました。それらのこと一つ一つがクリアされていくということであれば、当然施設でありますから、老朽化の部分ですとか、あるいは、一定時期が来たときには更新を図っていく、そういった部分もあろうかと思っております。そうしたときにも、いま一度大空町全体としての水道事業の展開、そんな視点を持ちながら、御検討いただくことも大事なことでないのかなと思っております。それもこれも水の量というのが根本になってくることかと思っておりますけれども、答弁の中では、現況では、今東藻琴の湧水では足りないというお話でもありました。それは新たな水源はということになりますけれども、数年前、東藻琴でパークゴルフをしていたときに、あそこは、緑とチーズの里ふれあいパークでしょうか、パークゴルフ場のところに噴水もありました。その中で、お話の中で噴水の水はそのまま捨てているといいますか、そのまま流している水なんだという話を聞いたところであります。後にいろいろ聞いた中では、あの水は水道の事業とは違う、飲み水として使用できるような状況ではないと、そういうようなお話も聞いたところでありますけれども、何かもったいないなというふうに感じたのと同時に、この東藻琴という地域には、水源となりうるような場所がいろいろあるのかな、また探せば見つけていくことができるのかなと、そんなような感じ方もしたところでもあります。現実的に、そんな簡単なことではないと思っておりますけれども、新たな水源ということも含めまして、町全体で賄う水を確保することができるのかということは、長期的に今後においても大事なことでないのかなと、そんな感じ方をしているところであります。一方で、先ほど質問の中で触れましたが、先月行いました議会報告会の中で、町民の方から、網走市も東藻琴の水源を使っているわけですが、この網走市では水が余っているという話を聞くけれども、下水道がそうしているように、飲み水も広域で何とかならないのかという御意見をいただきました。実際、網走市において水がどのようになっているかということにつきましては、私レベルで確認をできる範囲の中では、網走市

も人口が減少しているということでもあります。また、水産業等も含めまして、企業も減少してきているという状況の中では、1日当たり数千立法メートルという枠の中で、オーバーフローしており、水は廃棄しているというような、状況にはあるようです。それはさておき、考えていく上で、広域でということについては、現段階ということではありますけれども、どのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今、具体的な作業になっていないということは、現在の総合計画の中に位置づけていないということの中で、職員としてはなかなか動ききれていないということかと思います。裏を返せば、計画の中に位置づけていくことによって、職員とすれば、淡々とその計画に沿って、さまざまな調査研究なども含めて行っていくということになりますので、そういうようなことを私としては、指示をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。また、網走市のことについてのお尋ねでございましたので、少しお話を申し上げたいと思います。現在、網走市におきましては、その水源を東藻琴地区に3カ所設定をして水を運んでいるという状況でございます。また、網走市と大空町の関係でいいますと、事務事業の共同処理ということで、定住自立圏共生ビジョンというものを持って共同事務に当たることとしてございます。多くはございませんけれども、下水道事業などは現在も共同処理方式というものをとっているところでございます。そのようなことから、水道事業についてはどうかというような御指摘かと思います。まだ水道事業の共同処理ということにつきまして、網走市と公に協議をしたことは正直ございません。しかし公表されております、その水道利用の数値などを見ますと、議員御指摘のとおり、余力というものはあるのではないかと私どもも受けとめてございます。そのようなことから、水道事業においても共同処理の可能性はあるのではないかと考えてございます。そんなようなことがございますので、どのような方式だと可能なのかということの検討でありますとか、先ほど言いましたように、不足する分を、私どもの町で新たに水源を求めて、そして供給するやり方と、網走市と共同で処理するやり方と、その比較検討、費用対効果などというものの検証もしていく必要があるかなと、そのようにも思います。お互いにどのようなメリットが出てくるのか、そんなところを調査させていただきながら、その比較検討の中で、大空町として将来の安定的な良質な水源確保、水の確保ということについて、議論を進めてまいりたいとそのように考えてございます。現実、呼人地区にあります水道については、隣まできているという状況にあります。先ほど言いましたように、技術的には、確かにそこを結べば、ある限定した大空町の地域には供給することは現実的には可能ですけれども、全町的なものには、施設などからいうと難しいと、そういうことであれば、先ほど言ったように共同利用にあっても、どのようなところから分配をさせて、水を供給する体制をとるべきなのか、そんな検証、技術的な部分も必要になってくるか

と、そのように考えております。さまざまな観点からと先ほど申し上げました。町として水源を確保するのか、また、共同利用方式をとるのか、そういうところまで踏み込んで議論をしてまいりたいというふうに思います。その中で、町民の皆さんや議会などからまた御指導いただくことも、多分にあるのではないかと、給排水事業経営審議会の皆さん方にもそういう情報を御提供申し上げながら、町民の皆さん方の考え方なども聞きながら進めてまいりたいと思っております。今後ともよろしく願いを申し上げます。

◇議 長 3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 今御答弁いただいたように、広域でということは、いろいろ考えている場合の一つの検討材料だということかと思えます。総合的な判断から、検討させていただきたいと思えますけれども、その方向性で考えるときに大事なことは、町民の人たちが盛り上がりといいますか、そうした本当にそういう水を必要としているんだという、そういう気持ちの部分というのも、今後として大事なものでないのかなと思うところでもあります。考えていく上での判断材料の一つ、組み込んでもらいたいと思うところでもあります。いずれにしても、検討していくに当たっては、ただ水質がいいとか、あるいはおいしいからだとか、そういうことに加えて、やはりそのメリット性ということを考えていくことも当然大事なことで、欠かせない部分だと思っているところであります。産業建設常任委員会が行った、その調査の報告の一部でありますけれども、塩素などを含めた薬品代ということで見てみますと、予算ベースで、町全体では600万円程度を計画している、そのうち東藻琴は10万円ぐらいだということでもあります。水質が本当にいいということなんだろうと思えます。また、電気代にしても、全町分のうちの、東藻琴は25%程度だという、そんな内容も含まれておりました。町長、先ほどの答弁でも述べられておりましたとおり、長期的に考えたときに、安くて、安心できる水を安定供給していくということ、それは最も基本になる部分なのだろうと思っているところであります。このランニングコストの面からも検討の余地というのは、あるのではないかなと思うところでもありますし、これは結びつけることが適当かどうかということとはわかりませんが、この水道料金の統一ということは調整が必要な事務事業の中でも、重要項目となっていた部分ではないかなと思っておりますけれども、それは両地域での方式の違いですとか、今述べました経費に関する部分での違い等があつて、なかなかすんなりいくような部分ではないのかなという印象を受けているところでもあります。そのためにも水源を統一していくということが、水道料金の統一など、町政にもプラスにつながっていくのではないかなと思う部分もありますけれども、こうしたコスト面からの考え方、所見ということについてもお聞きをしたいと思えます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど私、良質な水は安定的と言いましたけれども、そこにつけ加えて、安価なという経済的なというところもつけ加えた発想も必要ではないかという御質問かと思えます。まさにそのとおりかと思えます。現在女満別地区の水源は、井戸から汲み上げる方式だと、先ほど申し上げましたけれども、そのための動力に係る経費、また、各家庭へ配水を行っていく、そのための電気料、というものも必要であります。また、薬品の投入のための設備や経費、そういったものが良質な水があり、自然流下の中で取り組むことができれば、かなり削減がされる、ただ、現在ある施設もありますので、そういったものに変えた仕組みをつくらなければならないということで、初期投資については多少かかるかと思えますけれども、そのような、コスト比較というところも必要ではないかと確かに思っています。東藻琴地区は水質がいいということなどもありますので、そういったところに係る経費が低廉で済みます。さらに高いところに水源があるということから、自然流下方式でありますので、圧送に係る電気料などというものが非常に少なく済むというような条件になっているかと思えます。また、町民の盛り上がりというようなことからいいますと、大空町となった当初についてそのような差がある中で、東藻琴地域に水源を求めること、もしくは東藻琴地域の水道と女満別地域の水道を結ぶことなどについては、どのような考え方を町民の方々が持っているか、当時は女満別の地域の方々から何とかならないのだろうかというような御意見があったかと、私は思っておりますが、最近言われますのは、東藻琴地域の方々が自分たちの地域で使ってきた、水の水源というものを女満別地域に供給することはできないのかと、そういうような御発言も多く承ることがあります。先日の東藻琴地域審議会の中での御意見もそのような発想からでございました。その中には先ほど言いました、現在の料金体系が、女満別地域のほうが高い額で設定をされていて、将来これらを一つにまとめていかなければならないという考え方が、町民の皆さん方がお持ちの中で、そうであれば、コストのかからない、というような方式に切りかえていくべきではないのか、というところからの発想でもないかと、そのように受けとめてございます。今回、議員に御指摘を改めていただいた内容は、先ほど言いましたように、給排水事業経営審議会の中での議論とも相通ずるものがあるかと思っております。議会、また町民の方々の御意見をしっかりと受けとめながら、将来、安定的に良質な水をできるだけ安く供給できるような、そんな仕組みづくりにこれからも努力をしてまいりたいとそのように考えてございます。よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 今の段階でいろいろ具体的な部分までというつもりはありません。今回可能性ということでお聞きをしたところでもありますけども、だんだん、答弁を聞いているうちに、期待というような気持ちが強くなってきたなと感じているところもあります。自分は東藻琴地区の近くに住んでいることもあってか、早い段階からこの水のことに関しましては、いろいろな意見を聞かされていたことがあり

ます。しかし、当然状況把握をするという部分や、また、合併してすぐということの段階では、微妙なその住民感情ということもあるのかなというような思いの中で、少し時間が必要ではないかというふうに感じていた部分もありました。しかし、ことし、議会のほうでも実際動きがあったこと、また、いろいろな御答弁の中で触れられておりました。住民の中にもさまざまな、団体立場の中で、そういう声を聞く機会も、自分としてもふえてきたなという感じもしております。また少し大きく言えば、ことしもいろいろ災害等が、日本国内外問わずありましたけれども、そうした災害報道を見るときにも、幾度となく、現場に必要としているのは、水となになにだということで、水に触れている映像を多く目にしたなという印象も持っております。改めてその水の大切さということを再認識したとともに、私たちの町の大空町の水を考える機会としても、質問させていただいたところであります。地域のあの水は私たちの町の財産だと思います。この財産を町民が享受できるということを期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 議員を初め、町民の皆さん方は非常にこのことに対して、積極的なといひましようか、熱い思いを抱いていらっしゃるのではないかと思います。そのことを具現化できるように、先ほど言いました計画の中に位置づけながら、調査を進め、さらに良質で、そして、安い水を安定的に供給できる体制、それが一つの生活のベース、基礎になるのではないかと考えておりますので、そういうまちづくりができるように、今後とも努力をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇近藤議員 終わります。

◇議 長 これにて近藤哲雄議員の一般質問を終了します。
ここで昼食のため休憩します。
再開は午後１時とします。

休憩 午後０時１１分

再開 午後１時００分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第５、一般質問を続けます。
次に４番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 それでは、平成２５年第４回大空町議会定例会において、一般質問通告書に従って、一般質問を行いたいと思います。今回私の趣旨は、消費税引き上げに伴う社会保障改革について伺いたいと思います。

大項目１点目、生活保護基準引き下げによる影響と対応について伺います。今月、国会で１２月３日、改正生活保護法が成立しましたが、既に本年８月には法改正を伴わない生活保護基準第６９次改定が行われ、生活扶助費を中心に基準の削減が行われ、実施されています。今回の改正の経緯は、昨年８月に制定された、社会保障改革推進法であり、主に財源の中心である法２条では、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてとなっております。附則では、生活保護がターゲットとなり、生活扶助医療補助の見直し、正当な理由なく、就労しない場合、厳格に対処するとなっております。そこで、政府は、今後３年かけて、今後の基本部分である、生活扶助費を平均６．５％、最大１０％引き下げる予定です。今回の生活扶助の基準の引き下げは、現在の生活保護制度がつけられた１９５０年以来、前例のない大幅な引き下げです。これは生活保護を利用されている方々に深刻な影響を与えるものです。そこで、小項目１点目、生活保護受給者への具体的な影響について伺います。また、生活保護の削減が他の制度に与える影響ですが、市町村で施行されている低所得世帯向けの各種減免制度のほとんどは、対象者の選定に生活保護基準を用いています。生活保護基準が引き下げられれば、これら減免制度も利用していた低所得世帯の中には、除外される世帯も出てきます。また、２０１３年度は影響がないものの、非課税限度額の変更など、２０１４年度以降の税制改革において対応すると言われております。非課税限度額を参照する施策への影響は当然避けられないもので、そこで小項目２点目、生活保護基準の削減が、他の制度に与える影響及び対応について伺います。

続いて、大項目２点目、介護保険制度改革について伺います。厚生労働省は２０１５年から実施する介護保険制度改革の意見書素案を、社会保障審議会保健部会に提出され、同省は来年の通常国会に関連法案を提出するとされていますが、全体的に介護保険事業の抑制がベースにあり、サービスを利用する高齢者、それから市町村サービスを提供する事業者から不安や懸念の声がある中で、地域支援事業の見直しに合わせた、要支援の支援事業の見直しが打ち出されました。そこで小項目１点目、要支援者向け、訪問介護通所介護サービスを、市町村事業に移管されることによる影響と対応について伺います。また、同時に、サービスの見直しとして、特養の施設介護サービスの支給対象の見直しがあり、そこで、小項目２点目、特別養護老人ホームの新規入所を、原則、要介護３以上の中重度者に限定することによる影響及び大空町に求められる介護サービスについて伺います。

以上、私の１回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員からは、２点にわたって一般質問をいただきました。御答弁を申し上げたいと思います。

生活保護でございますが、現在全国で２１４万人、国民のおよそ６０人に１人が保護を受けてございます。生活保護費のうち、食費や光熱水費、これらを生活

扶助としてございます。基準は5年に一度見直すこととなっており、今回はデフレ分でありますとか、公平感が出ていると、そのようなことを調整するということを目的に、総額を引き下げたものでございます。生活扶助費の引き下げにつきましては、激変緩和措置を講ずるため、3年間で行うこととしてございます。本町の場合でございますが、生活保護世帯は46世帯、人員では62名となっております。割合は0.85%、オホーツク管内の他の市町村と比べれば低い状況にあるかと思えます。受給の理由別内訳であります、就職が困難となる65歳以上の方が29名、ひとり親家庭の方々が10名、障がい有するなどの家庭の方々が14名、その他の理由が9名となっております。生活扶助の改定による影響について、例をもってお話を申し上げたいと思えます。御夫婦で子供さんがいる場合、改正前が13万4,140円に対して、3年後には12万6,520円と、月額で7,620円の減額となります。いずれも月額でございますが、高齢者単身世帯の場合は、改正前6万1,640円のもの、6万2,660円と、この場合は1,020円の増額となります。また、高齢者夫婦世帯の場合は400円の増額。さらに、母親と2人のお子さんがあるひとり親家庭などでは、680円の減額となります。なお、今回の基準額引き下げにおきまして、大空町において生活保護が打ち切られるというような世帯はないように承っております。また、この生活扶助費のほかに12月に支給される期末一時扶助というものの改定も行われております。例を申し上げますと、お1人の場合は1万990円から1万460円の530円の減額、お2人の世帯の場合は、2万1,980円から1万7,050円の4,930円の減額、世帯人員が多いほど減額幅が大きく、5人世帯では5万4,950円から2万610円、ということで3万4,340円の減となります。この期末一時扶助につきましては、激変緩和措置がございませんので、今年度の支給分から減額となっております。町において、生活保護の受給を根拠とした利用者負担額の軽減措置や使用料や手数料の免除、軽減する措置が多く講じられております。庁議において各課へこのことの情報提供を行うとともに、例規の洗い出し作業を実施をいたしました。その結果、29の例規で生活保護を受給基準に規定したものがございました。そのうち、影響があると判断されたものが20の例規でございました。このため、特例の基準を定めることといたしました。今現在は受給対象から外れる方がおりませんけれども、今後受給が廃止されたような場合であっても、3年間、平成28年の3月までは従前の例により、町として、対応できるような、そんな措置を講じたところでございます。なお、準要保護児童生徒就学援助に対する影響についても調べましたけれども、これについて、対象外となる世帯は、本町ではございませんでした。また、直接的なもののほか、非課税限度額等の改定による影響などについても検討したところでございます。個人住民税の非課税限度額は、地方税法等の規定により、生活保護基準を勘案して定めることとなっております。大空町では、地域区分が3級地に該当し、当該住民税の均等割を課さない限度額は、控除対象配偶者及び扶養親族がいない方で28万円以下の所得と条例で定めております。今回の生活保護基準の見直しにより、非課税限度額については、平成26年度以降の税制改正にお

いて対応するという事となっておりました。12月12日、与党税制改正大綱の中では、消費税増税による影響も考慮し、現行の通りということと決定をしたようでございます。しかし、今後非課税限度額がもし引き下げられたような場合には、非課税となっていた方々の一部が課税されるということになります。今回の生活扶助費基準では、6.5%減少と推計しておりますので、この減少率が均等割の非課税限度額ということに当てはめた場合、想定した場合、26万円以下の所得者が非課税ということになります。これを例にとりて、平成25年度に置きかえて試算をいたしますと、704人であった非課税者が668人に、36人の方が新たに課税されるということになります。町では、福祉サービスにおける個人の費用負担や助成制度におきまして、この非課税世帯を判断基準としたいろいろな制度がございます。これらにも影響が出てくると考えられます。具体的な例を何点か申し述べますと、国民健康保険の高額療養費の自己負担限度額なども変わってくるかと思ひます。また、70歳から75歳未満の方の自己負担限度額などにも影響が及びます。介護保険の分野で見ますと、介護保険料そのもの、また高額介護サービス費や、給付費の負担軽減措置等にも影響が出ます。その他、町では、障害福祉サービスの自己負担など、さらには除雪サービス事業の対象者でありますとか、福祉タクシー券の交付枚数なども、この基準を使っております。また、今回補正予算で提案をさせていただいております、福祉灯油などについても、この基準を現在使わせていただいているということから、そういったものに影響が出てくるというふうに考えてございます。先ほど申しましたように、平成26年度については現行どおり、それ以降についてはまだ不明なところもありますけれども、そういった議論、税制改正の動向を注視しながら、さらには近隣市町の取り組み事例などにも十分情報収集をしながら、今後対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、介護保険改革についてでございます。介護保険制度の改革につきましては、本年8月6日、社会保障制度改革国民会議から報告書が提出をされました。要旨は六つございまして、所得のある利用者の負担を引き上げ、また食費や居住費の支給には資産を勘案すると、特別養護老人ホームは、中重度の方に重点化を図り、デイサービスなどは給付への重点化を図ると、1号被保険者の軽減措置を拡充する。介護保険納付金について後期高齢者支援金の状況も踏まえつつ検討すると。そして介護サービスの効率化、重点化に取り組むという6点でございます。報告書を受けまして、年明けの通常国会へ法案を提出するというような協議が進められていると受けとめております。不確定な要素もございしますが、今の時点で示されている内容をもとに、御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

まず1点目の要支援者向け訪問介護通所介護サービスを市町村事業に移管すると、こうしたときの影響などについてはどうかということでございますが、町における要介護者の、まず認定状況について説明をさせていただきたいと思ひます。平成24年度末要介護認定者数は428名でございます。認定率は18.3%、介護度別の割合を申し上げますと、要支援1から要介護1までの方々が52.7%を占めてございます。介護保険給付から地域支援事業へ移行すると言われ

ておりますサービスは、訪問介護と通所介護のみであるという方向で調整が進んでいるようでございます。また、これらは平成29年度までに移行する第6期の介護保険事業計画期間の満了年であります、平成29年度までに移行するというを前提としているようでございます。要支援1と要支援2の認定者は127名でございます。このうち訪問介護を利用されている方は30名、通所介護を利用されている方は56名でございます。このサービスはいずれも現在、福祉会が提供するサービスでございます。今回の改正によりますと、一般的には多様なサービスが多様な主体により提供をされるということを前提としてございます。例えばNPO法人でありますとか民間の事業者、また住民の方々が主体の団体などがその受け皿となるというものであります。しかし私たちの地域から見ると、既存の事業者の方々によるサービス提供というものが主体になるものと考えてございます。

2点目、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に、ということで中重度者に限定するということになると影響はどうかということでございます。今回の改正案では特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上にするということで議論されておりますが、現在私どもの町の特別養護老人ホームへの入所者を見てみますと、定員は90名でございますが、障がい者を除き、町内の方々は79名入所しておりますが、そのうち12名が要介護2以下でございます。ただ介護、今回の改正の議論の中では、介護の軽度者であっても、特例的に入所を認めるというような方向も検討されております。その特例の扱いでありますけれども、一つには、認知症高齢者、もう一つは、知的障害、精神障害等があり、地域で生活が困難な方、さらに、家族、地域からの十分な支援がないような方、また、虐待の不安視、心配がある方、などというものは、軽度であっても入所が可能というような、特例をつけるような議論でございます。そういうものがしっかりと付されるということであれば、大きな変化はないのではないかと、そのように受けとめております。今後、軽度な方々に対する介護というものについては、主に在宅が中心になろうかと思っております。そんな意味からは、介護者の負担を軽減するための訪問介護、通所介護、ショートステイなどといったものを充実していく必要があるのではないかと考えております。また一方で、施設の整備も必要となってくるだろうと、そのように受けとめております。現在の第5期計画において、認知症対応型のグループホーム18床の増床を見込んだ計画としてございます。現在、事業者の方と協議を進めているところでございます。さらに、平成27年度から始まります第6期計画の策定については、平成26年度、来年度から着手をいたします。その中で、在宅施設を含めた介護計画はどのようにあるかということについて議論をしてまいりたいと思っておりますので、その折にまた御指導賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 丁寧な説明をいただきました。今回の質問に当たっては特に介護保険に

について、まだ進行中ですので、本当に答えづらい部分はあるということを承知で質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず生活保護ですけれども、低所得者の影響、説明をいただきました。これは年齢だとか、そういう部分で違うことはわかったのですけれども、支給額が違ったというのはわかりましたが、先ほどの説明を聞いていると、高齢な老人の方々の対象については、微々たるものですが、増額になっていますよね。この背景って何なのでしょうか。もし知り得る情報がありましたら、教えていただきたいと思います。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。生活扶助基準につきましては、平成16年の生活保護制度のあり方に関する専門委員会報告によりまして、一般低所得者世帯の消費実態と均衡が図られているか、5年に一度検証を行う必要があることとされ、平成23年度より社会保障審議会に、生活保護基準部会が常設部会として設置をされております。国民の消費動向、特に低所得者世帯の生活実態を勘案しながら検証が実施され、報告書が提出されております。その結果、今回の改正におきまして、食費被服費等の個人単位の経費につきましては、ゼロ歳から11歳、41歳以上の年齢区分におきまして、引き上げが必要ということになっております。また12歳から40歳までの年齢区分におきましては、引き下げが適当ということで、全国の消費動向を判断した結果と なっております。特に、今回の生活消費実態の中から見ますと、60歳以上の方の引き上げ幅が、大きくなっているという状況になってございまして、また、光熱水費や家具調度品の、世帯を単位としております経費につきましても、全体的に引き上げがされています。そういう中におきまして、今回60歳代が特に、引き上げになったと、全体的に上がっているのですけれども、それと今回引き下げの中には、世帯を単位として、人数が多くなりますと、かかる経費が少なくなるということが言われておりまして、今までは人数に際して、算出をしていましたが、今回は世帯の人数において逓減率を設けるということで、その逓減率の部分が大幅に改正がされておりまして、その結果、全体的には引き下げとなっております。ただし、高齢者の部分につきましては、先ほど説明を申し上げましたように、消費動向からいきますと、60歳以上の部分については、消費動向としまして、生活保護費が不足しているということでありまして、引き上げがされたということがあり、今回、増額となったということで考えております。以上でございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 1回聞いてもなかなか理解できないような仕組みなのですが、月の支給額もそう、扶助費もそうなのですが、今回、期末一時扶助費、これが今の説明も含めて聞きますと、個別査定から世帯数別査定へと変わったと、そ

ういう意味なのだろうと思うのですが、この期末手当は8月に制度が変わってもう12月ですよ、もう本当に短い期間の中で、多分対象者の方はすごく突発的な話だと思ってびっくりしているのではないかと思います。そんなときに、生活保護の窓口は福祉事務所で、これはオホーツク総合振興局ですね、町じゃないですよ。そういう人たちの、期間が短い中で周知をしなければいけないのです、これは、どういう方法で周知をされているのでしょうか。混乱を招いていると思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 今回の一時金につきましては、12月10日に一般保護費と含めまして、既に町から支給を終了しております。言われましたように、生活保護費の一時金につきましては、従前は、1人につき幾らという形で算定されておりましたが、今回につきましては、そこに世帯のスケールメリットというものを勘案しまして、大幅な一時金の削減という形になってございます。その部分でいきますと、周知につきましては、オホーツク総合振興局の方で対応しておりまして、町のほうとしては下がるとかということについて、一切町のほうとしてお知らせをしたということはありません。オホーツク総合振興局の方で訪問等の中で、説明がされているのだということで理解をしています。
以上でございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 その周知の方法は、すべて福祉事務所のあるオホーツク総合振興局という話でしたけども、これは現実には、大空町の町民の方が対象となったときに、オホーツク総合振興局任せと言ったら表現が悪いですけど、町の行政としては、ある程度把握をしておかなければいけないのでしょうか、どう思いますか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かに言わんとされているところはわかりますけれども、町村にあっては、この生活保護に関する一切の事務については、都道府県ということで、私どものところには、一覧表の名簿があるだけと、実際に生活実態はどのようになっているか、そのようなことについては、北海道の担当の職員が昼夜、訪問をしながら確認をしたり相談に乗ったりというようなことでありますので、私どもとすれば、全くそのところについては、現実同じ町民なのという思いはわかりますけれども、仕事として全く関与していないというような状況になってございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員　そういうことであれば、例えばこういうときはどうなのでしょう。

町民の方が、どうしても生活が苦しいと、そういった場合は、直接オホーツク総合振興局に行って相談することしかないのですか、それはその中に町が入って相談を受けるという、そういうものなのでしょう、どうでしょうか。

◇議　長　山下町長。

◇町　長　町に相談を受けたような場合については、当然民生委員の方々でありますとか、そういう方を御紹介して、さらに細かな相談を受ける、さらに町が受けたような場合について、生活保護に該当するというような、判断があるような場合については、町としてそういった情報を、オホーツク総合振興局側に、北海道側に行ってつないでいくということになると思っております。

◇議　長　４番、松田信行議員。

◇松田議員　このことについてはですね、後ほどまたちょっと質問で触れさせていただきたいと思うのですが、もう一つその前に確認させてほしいのですが、先ほど７月に、庁議があつて、減免基準に影響があるものということで、２０でしたか、あると先ほど説明にあったと思うのですが、簡単でいいですから、どういう分野なのか知り得たいもので、詳細な説明はよろしいのですが、项目的にお願いします。

◇議　長　大槻福祉課長。

◇福祉課長　生活保護基準を基準といたしまして、保護を受けているか受けていないかを基準といたしまして、減免または使用料等の軽減措置を講じたものにつきましては、全部で２０本ございます。それにつきましては、福祉関係が非常に多くなつてございまして、日常生活用具の給付事業に関する条例、それから老人福祉措置費用徴収に関する規則、高齢者世話付住宅生活援助員派遣に関する条例、難病患者等訪問介護派遣に関する条例、大空町要保護準要保護児童生徒就学援助に関する要綱、それから大空町養育医療の給付及び徴収に関する規則、社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業実施要綱、大空町健康検診等実施要綱、大空町乳幼児フッ化物塗布実施要綱、大空町インフルエンザ予防接種助成事業実施要綱、大空町老人福祉センター条例、大空町女満別農業構造改善センター条例、大空町営住宅条例施行規則、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例、それから大空町地域支援介護予防事業条例、大空町老人等短期入所生活介護利用期間弾力化事業に関する条例、大空町寝たきり老人等入浴サービスに関する条例、大空町高齢者インフルエンザ予防接種事業実施要綱、大空町幼稚園入園料及び保育料に関する条例、それから、大空町町立預かり保育所条例等がございます。

以上でございます。

◇議 長 4 番、松田信行議員。

◇松田議員 これについてはですね、7月の庁議で対応したと、前向きというか、素早い対応というのは、大変評価しているのですが。

次はですね、非課税限度額変更のことですけれども、これは先ほどの説明だと平成26年度は影響がないということなのですかね、平成26年度は影響があると、25年度はないけど26年度は影響があるということなのですか、ちょっと確認をさせてください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まだ与党段階の税制調査会といいましょうか、その段階での考え方でありますけれども、与党側の税制調査会、その中での改正大綱といたしましては、平成26年度については、消費税等の影響も考慮して現行のとおり28万円、それ以降についてはまた次の論議になるということでございます。平成26年度は現行のままということで考えていらっしゃるようでございます。

◇議 長 4 番、松田信行議員。

◇松田議員 平成26年度影響がないということですが、この問題は前の年に決まりました、すごく唐突な話だと思います。より前向きに、先ほども言いましたけれども、この分についても、町として施策に当然影響の出る部分ですから、利用者というか、該当者に極力負担がかからないように、前向きに今から検討していただきたいと思います。どう思いますか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほども申しましたとおり、全体で生活扶助費が6.5%下がっていると、ということの公表でありましたので、それに伴って28万円というところの下限が6.5%下げられれば、26万円であるというようなお話を申し上げました。そのことについて具体的に先ほど過程の中でお話をさせていただきましたので、どのような形で決着がつくのかというものは全く未知数でございます。当然、来年の今ぐらいまでの間には、平成27年度にどのように対応をしていくのか、というような話が出てくるのではないかと思います。多分、私は思いますには、このことを受けて、都道府県各市町村含めて、さまざまな考え方を国に対して今後要請していくことになるのだらうと思います。当然低所得者の方々に対する、その補完措置というようなものに対して訴えていくということも必要であろうと思っておりますし、最終的に、そのような減額というようなことになるので

あれば、どのような対応が町として可能かということについては、いろいろと今後対策を練っていきたい、さらには他の市町村がどのような対応をとっていくことになるのか、そのあたりも情報収集しながら対応したいというふうに考えるところでございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 今町長の答弁にありましたように、ぜひ、これから各市町村それから北海道も含めて、そこら辺は強く国に要請してほしいと思うのでありますけれども、先ほどの答弁に戻るのでありますけれども、要はこの生活保護の受給者に対しては、すべてオホーツク総合振興局の中というスタイルで事務手続が徹底するというお話ですけども、やはり私はこれ、やっぱり地元の町村が加わって、このセーフティーネットというのですか、そういう共有の部分でやっていかないと、生活困窮者は早期発見だとか、生活保護に陥らないようなための相談だとか、そういうものが当然今度問われてくるのではないかと、市町村に問われてくるのではないかと、町長、所見どうですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現在生活保護に係るそのものの事務については、北海道が町村の場合は所管をしているということでありまして、その前段に対する、その生活実態の把握、困窮度の把握、それに対する対応というものは当然これは町としてやっていかなければならないものだ、そのように思っております。そのようなことから、民生委員児童委員の方々なども国や北海道の辞令委嘱を受けてはおりますけれども、実際には市町村が所管をしてさまざまな活動を行っております。さらに、見守りネット事業などという事業を町として推進しておりますけれども、単にその健康状態を把握するというだけではなくて、そういう生活実態なども把握をしながら、それをどのようなサポート体制にするのがいいか、そんなつなぎの役割は町としては重要な役割だというふうに思っています。結果として、生活保護を受給されるというようなことが、一番その方にとって、最良の選択肢だということであれば、そういうところにつないだということであれば、そのつないだ後のまたサポートについては役割分担の中で、今は北海道が町村の場合はやっていたらいいと、当然市については自分のところで対応するというようなことになってはいますが、そういう専門的な知識を有する職員の確保などについて、町村ではなかなか難しい側面もあるというようなことから、現時点では、都道府県が行っているというふうに思っております。ただ、現在国や北海道などは住民に一番かかわりの深い事務については、基礎自治体である市町村が担うべしというような言い方も随所にございます。そんな中では、この事務について、市町村でできないのかと、市はやっているが町村でもできないのかと、そういうようなお話というのは、今後、議論の中では出てくる可能性はあるかなと、そのよ

うに受けとめておりますが、現在は私どもも、役割のところはそこに至らないように、前段でいかにサポートしていくかというところに努力してまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 その前段の部分で、市町村の役割、サポートの役割、私はそう思うのです。確かにそのとおりです。それも含めて、そこら辺をセーフティネット、いまい度確認すべきだと思うんですよ。例えば、先ほど民生委員さんと言いました。民生委員さんもそうでしょう。あるいは具体的に言うと、社会福祉協議会も加えた中で、そういうセーフティーネットは必要だと思うのですけれどもどうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 全くそのとおりだと思ってございます。ただ先ほど言いました、見守りネット事業などは、私どもが事業主体ということでありますけれども、現実的に業務については、社会福祉協議会に委託をさせていただいております。ただ単に業務の委託をするということだけではなくて、社会福祉協議会においてはさまざまな福祉サービスの提供もしてございます。例えば、給食の配送サービスでありますとか、そういうような仕事もされております。そんな中で、私どもの見守りネット事業もそこに委託をするということが相互の相乗効果を上げていくために、必要なことだというふうに思っております。そのほかにも、共助という言葉借りれば、地域の自治会の皆さん方が、そのような声掛けをしたり、また相談に乗っていただくということもこれからの時代には非常に大切なことではないか、必要なことではないかと、そのようにも受けとめております。高齢化社会というのは単に地域の行政だけが頑張るということではなくて、ご自身も地域社会のさまざまな機関団体というものが、そういう高齢化社会に対する意識というものを持って対処するということが大切ではないかと思っております。当然、今介護などのサービスを提供してくださっている福祉会というようなところも、そういうものの一助になっていただける団体でないかというふうにも思います。そういう相互のさまざまな機関の連携のもとで、この見守りといいましょうか、地域の支援体制というものをつくっていかねばならないものと、そのように受けとめてございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 今の答弁で私は理解しましたので、この分については終わりたいと思います。

次に介護保険についてですけれども、これもまだまだ国会では議論を詰めなけ

ればならない部分で、まだ不確的な部分はあるのですけれども、一応方向性が見えてますので、今回質問させていただきましたけれども、こういう小さな町村では、今回通所介護、訪問介護、それは地域に移管ということだけでも、なかなかこういう小さな中で多種多様なということにはならないと思います。現実は今までかかわっていた福祉会、事業所が主体となってしまう。今現在でも女満別の部分では、確か3名、そういうボランティアの方に携わっていただいておりますけれども、なかなかボランティア、NPO法人というのは難しい部分はあるのかなと思う。ただ移管されて一番心配なのは、質と量なのです。利用者にとって。今までどおりの良質なサービスが受けられるのか、今までどおりの量が受けられるのか。私はここが1番問題になってくるのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現在のところから、このことについては失礼しました、このことについては年明けの国会で議論されるということでありますので、先ほどの税制改正などから見るともっと直近の課題かと思っております。現在言われておりますのは、介護保険の枠の中の、給付事業から、訪問介護、通所介護、などが地域支援事業、これも介護保険の枠の中の一つの事業として、そちら側に移管されるということであります。現在、例えば地域支援事業で行っている介護保険の事業などでいいますと、例えば今町でやっておりますのは、見守りネット事業や、それから、認知症予防教室などの事業については、今現在地域支援事業としてやっている、そのこと同じようなものになるということであります。見守りネット事業は町がやり、業務委託として社会福祉協議会にお願いをしているというようなことでありますけれども、実際に今回の訪問介護、通所介護などが地域支援事業に移りました。今現在は福祉会などで提供しておりますが、市町村事業になったと言っても、実際にはそれをまた、私どもの職員が直接やるということにはなかなかありませんので、先ほど言ったように、住民主体のところかNPOか、それもなかなかありませんので、現実的にはまた福祉会に、町が委託をするというような形がとられるのではないかなというふうに思います。そう思いますので、そのことだけで見ていくと、今までの量も質も変わらないのではないかなというふうに受けとめられるかと思えます。しかし、地域支援事業、というものについては、国は何を考えているかということ、今時点でも、その上限額などが決まっています。ということは、今までの量や質を確保しようと思えばですね、伸びてきたときに、上限額でそのところを切られたような場合については、町がさらに財源を用意しなければならない、用意できなければ量を減らす質を落とすというようなことになりかねない、そういう不安材料があるということだと思っております。私どもとすれば、この方向性で決まるということであれば、国に対して財源的なものの確保ということについて、きちっと見通しを持たせていただかなければなりませんし、それが無いとしましても、今の地域の高齢化、高齢社会を考える中で質を

落したり量を落とすと、そういうことにはならないというふうに思っておりますので、そこは覚悟をもって町として、予算を確保して質、量を確保すること、努めていかなければならないと、そのような認識をいたしております。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 利用者にとっては今の説明で理解しましたけども、これはぜひ今後とも国に対して要望するところは要望すると続けてほしいが、逆に事業者も経営していかなければならないですから、そういう事業サイド、その財産を財務的ベースではどういう影響があるのでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今まで介護保険の給付事業として、介護保険会計からもらっていた収入減というものを、大空町の場合でいいますと、町からの委託料というようなもので受け取るということでございます。ですので、先ほど言いましたように、町が出し渋らなければいいでしょうか、そこのところをカットし、国と同じように、町もカットしたということでなければ、実際のサービスを提供して下さっているところが困窮するということはないと、いうふうなことでありますけども、そこのところで例えば委託をするということであれば、町と事業者の中で、どのような金額で設定をするかということについては、しっかり話をして事務内容、事業内容というものを決めていかなければならないものというふうに思います。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 そこら辺に影響が出ないように、今言ったように、もしこの制度がこういう方向性で行くとなれば、事業者にも利用者にも、負担のかからないように対応してもらいたいし、また努めてここで、先ほど言いましたけども、国にも要望していただきたいと思います。もう一つ、特別養護老人ホームの入所の基準なんですけれど、その部分なんですけども、要介護3という新規の追加については、そうなるそうですね、先ほどいろいろな家庭的な事情だとか、そういうことも加味されるというお話でしたけども、ここでいろいろなケースバイケースがあって、例えば要介護2の方と、今現在、要介護2の中で、家庭的にも、どうしても低所得者で、家庭でどうしても看ることはできないのだと、そういう方にとってはやっぱり、特別養護老人ホームに期待するところなのです。そういったときに、先ほどの待機者の数を見ても、なかなか待機者は多いとなると、家族は所得がなくて、ほかの民間の事業者といっても高いので、民間のグループホームにしても、そうなったときに、いいところは入れないと。町のところには特別養護老人ホームには入れない、民間にも高く入れない、家ではなかなか仕事の関係と

かで看れない。そうなったときに、こういう行き詰った方については、非常に大問題になってくると思うのです。そこで、どうやったらいいのかと考えたときに、やっぱり在宅のサービスでも、手厚いサービスが受けられるか、あるいは、小規模多機能、民間のグループホームが対応できないのであれば、その事業所がグループホームに取り組むか、いろいろな方法があると思うのですけれども、そんなことを含めてこの施設のあり方について、もしお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど要介護3になっても特例は認められているということでございますが、現実には国は何を考えているかという、入る方々の選別をしようというふうに考えているわけであります。そんな中で、例えば要介護2の方と3の方がいって、今までは2の方まで含めて入れるということでもありますけれども、全体的な入所を希望者の方がふえてくる中で、入所に当たっても、何がしかの優先順位をつけなければならない。今でもそうでありますけれども、より厳格さが求められるということの中にあっては、すべての方々に入所いただけない、希望される方々に対応できない、というような例というのも当然考えられるわけでございます。そんな中で、施設とそれから在宅でどのようにサービスを提供していくかは、今まで以上にふえてくることを考えますと、両方をさらに今以上に充実をしなければならぬと、そのように考えております。施設の整備については、時間のかかるものでありますし、おのおのその3年ごとの計画の中に盛り込んで議論をしていかなければならないものと思っております。施設も在宅もふえてくる中であっては、当然、介護保険料との関係も出てまいります。私どもが受けておりますさまざまな要望は、施設整備に対する要望が主でありますけれども、そのことが介護保険料の増高につながるというようなことについて、十分御存じない方もいらっしゃるのではないかと。どのような因果関係がある中で、どれだけの御負担をいただいてサービスを提供するのか、そのことについて町民の皆さんに機会あるごとに御説明をしながら理解を得た中で、施設の整備、また在宅サービスの提供の充実というところを図っていかなければならないのではないかと考えております。そんな中で、将来を見越した、想定する中で、第6期の事業計画の中にあっては、特別養護老人ホームの建設というようなことも、極めて重要なポイントだというふうに思っております。そういったことを前提としながら、平成26年度から始まる介護保険事業計画の策定について、町民の方々から御意見をいただきたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 今後の施設整備も含めて、考え方を聞かせていただきましたけれども、今町は、高齢者の部分については段階的にきちんと、それぞれの分野で対応する

ことに、シルバーハウジングから始まって、生活支援ハウスから始まって、次は特別養護老人ホームだと、最後はと言ったら失礼ですが、ベットの対応と、そういう流れがしっかりと基盤ができていると思うのです。そこで私は思うのですけれども、この世代も、それから介護度も、年代的に多少なりとも違ってくるのでしょうけれども、この特別養護老人ホームと生活支援ハウス、この割合、今特別養護老人ホームは、両方、東藻琴、女満別合わせて90名でしたか、生活支援ハウスは確か32名でしたか、女満別20名の、東藻琴12名でなかったかと思うのですけれども、その割合にしても、どこが一番必要と今後されるのか考えたときに、ちょっと乱暴な意見かもしれませんが。増床という事も含めて考えると、そして待機者という、いつも待っている方のことを考えると、生活支援ハウスは特別養護老人ホームに併設されています。目的は違うのですけれども。そこを、特別養護老人ホームの生活支援ハウスのあのスペースを、特別養護老人ホームとして考えることができないのか。新たに生活支援ハウスの部分については、町営住宅とか、そういう分野の中で、例えばシルバーハウジングの中で対応ができないのか、いろんなバージョンが考えられると思います。そしてそのほかに、小規模多機能もあるだろうし、いろんなバージョンを、そして来年から6期に向けて検討されるということですが、今これから必要とされているニーズと、今町が持っているハードな部分、施設の有効活用ということも、これからしっかり来年1年間検討されて、大空町のバージョンというものをしっかり確立すべきだと私は思うのです。その部分について、先の質問の答えと重複するかもしれませんが、お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 御指摘のとおり、特別養護老人ホーム、生活支援ハウス、シルバーハウジングなどの施設が私どもの町にありまして、おのおの今御利用をいただいております。先ほど言いましたように、高齢人口がふえる中で、また、介護認定者がふえる中で必要となってくるというものについては、施設とすれば、やはり特別養護老人ホームの需要というものが最も高いのではないかと、そのように受けとめております。現在あります生活支援ハウスを特別養護老人ホームに切りかえるという手法については、当然考えられますし、事務的な、また法的なことを整理さえすれば、そこを特別養護老人ホームにしていということは現実に可能でございます。先ほど議員も言われましたように、建ったとすれば、当然、現在の生活支援ハウスに入っている方々のところを、奪うといいでしょうか、枠が狭まるというようなことから、そこを確保していかなければなりません。そのことも含めて、介護事業保健計画の中では、いつの時点でそういったものの整理をするかということになります。当然例えば、平成27年度に特別養護老人ホームをつくらうとすれば、平成26年度計画の中に盛り込んで、平成26年度中につくり、平成27年の例えば早期から特別養護老人ホームをつくるということも可能になりますし、平成26年度中につくって平成28年や平成29年に例えばつくると

というようなことも可能になります。そのように考えると、生活支援ハウスを特別養護老人ホームに移行するという事で、その期間が早まるというようなことではないというふうに思っております。どうしても必要だということであれば、例えば平成27年度中に特別養護老人ホームを新しくつくってもいいですし、生活支援ハウスを切りかえてもいいと、どちらでも手法としてはあり得るというふうに思っております。ですので、生活支援ハウスを移行することがスピーディーに対応できるということではないというふうに思っております。当然生活支援ハウスをつくれば、溢れた方々については、今時点ではそこから退去してくださいということになりますので、そういうようなリスクのところも考え合わせながら、どの方法が一番いいのかというところで考えていかなければならないかなと、決して否定しているわけではなくて、そういうところもすべて考えた中で、そのことを進めていかなければならないなと、そのように思っているということでございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 スピード感ということでは確かに町長の言うとおりで。私はそれにつけ加えて、あえて言うとなれば、財源的なことも当然考えなければいけないと思います。ただ新しい生活支援ハウスの場を確保するという事で、またそこに財源が必要なことから、それが、今既存の部分で何か対応できるかどうか、そういうこともしっかりと検討しておきたいと思います。私はただ早くやれやれというわけでもなく、やってほしいのですけれども、それには当然町の財源的なことを考えたときには、そういう考えもあるかなと考えます。今回、介護保険、これからどういう方向に、まだまだ詳細は国の考えがまだどっちの方向に持っていくかわからないのですけれども、やはり先ほどの生活保護もそうですけれども、町として、国なり、しっかりと要望、課題を、訴えてほしいと思います。それと、やっぱり最終的には、望むところはいろいろな施設も含めてサービスも含めてそうです。医療もそう、それから住宅の改修、生活支援事業もそう、いずれにせよ、そういうネットワーク、そういうものをトータルで、やっぱり目指すところは、24時間対応、365日、こういうサービスが提供できれば、私は地域としては安心できるのではないかと、そこを目標に進めてほしいと思います。私の質問はこれで最後にしますが、最後に町長の所見を伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 当然建てるとなりますと財源が必要になると、入所をすることによっての運営的な財源については、介護保険事業計画の中で、介護保険料からお支払いをいただくということでありまして、現在まで進めています、特別養護老人ホーム、生活支援ハウス、シルバーハウジングなどにつきましては、事業主体が別なところもありますけれども、基本的に町の財源を多額に、そこに充当させ

て建設をしてきている状況にあります。そんな中では判断材料の一つとして、財源対策というものも、重要になってくると思っております。先ほどは多様な施設等の確保の仕方というものはあるというふうに御説明を申し上げましたけれども、それには先ほど言った、スピード感というものと、その財源の優位性というものも当然、あるわけでございます。私などはどちらかというと財源をどうするかということに頭を悩ましておりますので、そのことをも、当然考えていかなければならない大きな課題だと思っております。地域の町民の方々というのは、この地域で安心して住めるかどうかということだと思います。それは先ほど前段の一般質問でもありました、災害がなければいい、遭ったときにもきちんと対応してくれる、そんな地域であってほしいという思いもありますし、この地域で生まれて、そして健康で育ち、そして老後も含めて安心して住んでいける、そんな地域であってほしいというふうに願っていらっしゃるのではないかとそのように思います。私どもは町民の方々にさまざまなサービスを提供する機関としてありますけれども、そのところの需要というものが、現在非常に大きくなってきておりますので、そういった方々の御期待に沿えるような、そんな行政でありたいとそのように考えてございます。社会保障の費用というものが増大をするという中で、財源確保は国レベルでなかなか大変になってきておりますけれども、市町村におきましても、さまざまな努力をしながら、経費節減に努めてそういうサービスを提供できるように、これからも努力をしてまいりたいと思います。また、さまざまな御発案など御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後02時08分

再開 午後02時18分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、一般質問を続けます。
次に、9番、勝田鉄城議員の一般質問を許します。

◇勝田議員 それでは、通告に従いまして、景気を上向かせる2点6項目について町長の所信をお伺いしたいと思います。

1点目ですが、地域の経済発展やいかにということで、質問をしたいと思えます。ちょうど1年前ですか、安倍政権が誕生してアベノミクスと言われる経済政策が実行に移され、国の中央では、景気が上向きだと言われておりますけれども、地方は今だにその波は伝わってはいないと思っております。伝わってく

るのは増税ですとか、それから物価高などの負担増、それから、給付は減少され、そのような波ばかりが押し寄せております。少子高齢化の時代を迎え、縮んでいく日本、より加速度を増す地方、そして、北海道の道民1人当たりの所得は、47都道府県の中で36番、前年度から三つポイントが落ちたそうであります。このような中、こうしたオホーツク管内にはまだまだ潜在的に発展の能力は豊かにあると思っております。それは例に例えますと、知床の世界自然遺産ですとか、流氷のオホーツク海、あるいはサケやホタテなどに代表される海産物、それから、網走湖のシジミも穴道湖と水揚げ日本一を争っているそうであります。タマネギの生産はオホーツク管内は日本一と、ほか、米もある、野菜もある、畑作物もある、花もある、果樹もある、畜産もある、そして酪農に至っては、私の友人も津別町で参加しておりますけれども、日本最初の有機牛乳などを生産しております。森林もオホーツク管内の面積の7割以上を占める、道内1の森林地帯ということでありまして、津別町あるいは清里町には合板工場が2社もあるということであります。形態の似ている十勝と比べてみましても、決して遅れをとらない、バランスのとれたよい地域なのではないかと思っておりますけれども、如何せん、活気が足りない。どうすれば、活力ある地域になるのかを町長にお伺いをしたいと思います。それで一つ目ですが、オホーツク圏の経済発展への課題と対策という題でありますけれども、町長は、オホーツク圏の活性化期成会の農林水産専門委員長という、経済にいたっては重要な立場におられると聞いておりますので、大所高所に立った課題と対策についてお話をしていただきたいと思っております。二つ目ですが、我が町の経済発展の対策、これは我が町だけではなくかこの経済発展というのは単独では難しいかもしれませんので、このオホーツク圏域の中で、本町の特色を生かした産業発展の対策というのは、どのようなものを考えておられるかというのもお聞きをしたいと思います。それから三つ目ですが、農家戸数減少への対策ということであります。地域の産業基盤の一つである農業ですが、ことし女満別町農業協同組合が実施したアンケート調査によりますと、将来の後継者がいないと答えた人が267戸のうち96戸、割合でいくと36%、決まっていないと答えた人が81戸、30%という結果が出ておりました。今のこの数字を現在の農家戸数308戸に当てはめてみますと、将来、100戸ほどしか残らなくて、この100戸で7,000町歩を経営するとなると、1戸平均70ヘクタールということになります。これは必ずしもこういうことにはならないかと思っておりますけれども、戸数が減るということは、経済発展に対して大きな後退する要因でないのかなというふうに思っておりますので、町長の考えをお伺いし対策を聞きたいと思っております。

それから2点目の、森にも自由を、ということなのですが、ちょっと題の取り方がまずかったかもしれませんが、森林は私たち人間が生きていく上で一番大切な、酸素ですとか、水ですとか、食料ですとか、これを供給してくれる、大事なものであります。しかし、森林は反対に、人間がいなくても生きていける、ということでありまして、もし森が話すことができるならば、針葉樹ばかり植えないで、自由が欲しいというのではないのかなと、私は思っております。それほど森

林というのは多様性を持った私たちに一番大事な生命維持装置みたいなものがあります。適した環境に適した樹種というのが自然に生えてくるものであらうと思っております。この多様な森というのは、豊かな海もまた育てるという役目を持っていると思っております。そこで、自然林を残そうということでもありますけれども、広葉樹というか、この自然林を残そうというのは、針葉樹や広葉樹が混交して生えている森のことを指したいと思っております。この針葉樹林というのは50年から100年、100年単位ですね、100年単位の樹齢が必要なため、林業経営者は採算が合わなくて、すべて切ってしまった後には針葉樹しか植えないと、カラマツが主でありますけれども、このような状況になっております。しかし広葉樹は用途が広く、家具ですとか建具ですとか、民芸品、それから船の材料、きのこの材料、それから燃料、人間の燃料ですね、あと炭だとか、多くの産業を育む要素をはらんでいると思っております。この自然林がなくなったことによって、この建具家具業界というのは、この地区から相当衰退をしましてしております。各業者に聞いたところでは、こんなことであれば、針葉樹を植えないでそのままにしておいてくれたほうが、いろんな樹種、広葉樹の家具がくれたのになという声も聞かれておりました。個人の林業経営ということから、広葉樹を残すのはまず無理であらうということでもありますので、町有林で、町がこういう自然林を残すべきではないのかなというふうに思っておりますので、町長の考えを聞きたいと思います。それからもう1点は姉妹都市の森をつくろうということですが、5年ほど前でしたか、これは姉妹都市の稲城市のことばかり書いたのですが、氷川町は友好町ということですので、氷川町と稲城市と両方の話をしたいと思いますが、5年ほど前に、氷川町の笠原議長が我が町を訪れまして、東藻琴の緑とチーズの里ふれあいパーク、ここに記念植樹にえんじゅの木を3本植えたかと思います。この看板を町長に、ちょっと忘れましたが、「氷川の森」と書いたのではなかったかと思うのですが、まだ枯れてなく、3本は植わっているかと思います。その笠原議長一行が昨年でしたか、わが町に来て私に話したことは、何年か前に植えた木は元気であるか。それが見たいのだという話をしておりました。議長には、「議長のように元気に育っていますよ。」と言ってあげたら、議長は大して喜んで、帰り見ていきたいなという話をしておりました。このように植樹というのは、町を訪れた方にとっては非常に感慨深いものがあって、訪れたときには成長を楽しみにということで、また訪れてくれるのではないのかなというふうに思っておりますので、この姉妹都市の森というのは、もう少し規模を大きくして、どこかに設置をしたらいいのではないのかなというふうに思っております。それからもう1点、植樹祭をしましょうということなのですが、近隣の他町村でも、毎年植樹祭をやっている町村があるかと思います。私たちの町では、機会あるごとに1年のときなどに植樹祭をしておりますけれども、私はこれを発展させて、毎年親子で植樹祭を催してはどうかと、予算も大した金額ではないでしょうから、予算もしっかりとって、進めたらいいのではないかなというふうに思っております。

以上2点6項にわたって町長の所信をお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 勝田議員の一般質問にお答えをしたいと思います。1点目の地域経済の関係でございますが、私どもの地域はこのオホーツク圏域の一員としてございます。このオホーツク圏域の経済対策の取り組みについて、オホーツク総合振興局では、政策展開方針というものを取りまとめております。その中でいろいろな項目立てがありますけれども、地域重点プロジェクトと言われているものの中に、一つには、食観光交流という項目がございます。またもう一つには、農林水産業、これが地域の経済発展の要素であるというような中から、そういったものに重点化をしながら、施策を進めていく必要があるのではないかとされておりま。私も、私どもの地域を考えたときにも、この2項目というのは大変重要な項目であると、このように受けとめております。しかし、こういったプランがあるわけでありまして、具体的な取り組みをする、そのコーディネーターという役割を担うところが不足している、不在ではないかと、そのように受けとめておりますことと、こういったものを事業展開していく、そういう組織と実行組織というものがないのではないかと。そこが大きな違いではないかと、十勝圏域との違いではないかと、そのように感じているところであります。例えば、農林水産業の分野でいいますと、このオホーツク地域にはオホーツク地域振興機構というところがありまして、農業ばかりではなく水産業、さらには、林業また製造業などと連携をしながら、地域の経済発展、産業を育成していく組織がありますけれども、なかなか全体として、まとまった活動ができていない、力不足の感があるのではないかと、私も実は理事ではございますけれども、参加をしてみながら、そのような印象を持っております。また、先ほど言いました、食や観光交流ということについては各地区各市町村が対応している現状でございまして、具体的なその大きなオホーツク管内的な組織というものにはなかなか至っていないと、また、各市町村が行う連携などについても十分とは言い切れないと、そのように考えております。そんな中で、このオホーツク管内の、そして私どもの地域の経済発展をどのように考えるかといいますと、私はやはりキーワードは先ほど言いましたように、農業、林業、水産業を中心とする、1次産業、というのがあるのではないかと、もう一つは、私どもの町には空港があり、そして東藻琴芝桜公園を有しているということから考えますと、観光や交流というところにも関わりが深い、そこも一つのキーワードではないかと、そのように受けとめております。最近では6次産業化ということなどもありまして、地域の農林水産物を加工しようというような動き、それを地域の経済発展につなげていこうというような動きもありますけれども、オホーツク地域全体を考えたときには、もっと大きいロット、単位でもって、そういう仕掛けをしていく必要があるのではないかと、そのように受けとめております。その中心の位置として役割として、大空町という場所が、またこの町があるのではないかと、先ほど議員も言いましたように、私どもの町は多種多様な農業形態があります。また、森林もあります。外海には面してお

りませんけれども、漁業の資源などもある地域であります。そうやって考えますと、私どもの町に現在不足しているのは、農業の分野でいうと、果樹の部門だけかというふうに思います。そうやって考えると、北海道の農業、また1次産業の縮図のような役割といいましょうか、そこが大空町ではないかと思ひます。ぜひ管内的なそういう産品を代表する、そういう仕掛けをこの地域として、取り組んでいくということが、この地域の、そして我が町の経済発展の対策の一つではないかと思ひてございます。先ほど議員も言われました、古くから北見産タマネギと言われているものは、全国に出荷されている大きな産品であります。そこを活用した6次産業化というものがあり、各市町村がさまざまに取り組むというようなことがあってもいいのではないかと思ひております。そのほか、地域の中の野菜などでいえば、ナガイモなどもありますし、和牛、さらには産品でありますけれども、小麦、馬鈴薯、さらには大豆などといったものも加工品として可能ではないか、そういうようなものを一つ一つの町村が独自に一つだけの産品をつくるのではなくて、もう少し大きな単位でもって加工をしながら、全国に売り出して、各市町村の取り組みというものは、そのPR効果を狙った各々の産品開発として付随してあっていいのではないかと、そのように考えているところであります。また、林業の分野でもさまざまな樹種がありますし、オホーツク海にはサケやホタテ、ことしは史上最高の豊漁と聞いておりますけれども、そのようなものがあります。網走湖には、全国に指示されているシジミやワカサギといったものもあります。そのようなものを、このオホーツク管内として、加工にも取り組んでいくということが必要ではないかなと思ひてございます。先日、オホーツク圏の活性化期成会ということではありませんでしたけれども、このオホーツク管内の町村会の農林水産専門委員会の中で、このオホーツク管内の農業協同組合の組合長の中のまた代表者の方、さらには漁業協同組合、森林組合の組合長さん方と将来にわたって、この地域の活性化について意見交換をさせていただきました。その中でも、この地域が主体となって小麦粉を使った製品など、そういうものの取り組みができないだろうか。また多種多様な馬鈴薯を使ったお菓子類の製造というものができないだろうか、海産物を使った加工というようなものも可能ではないか、そのためには、地域の産業団体と行政が力を合わせていかなければならない、そのような意見交換をさせていただいたところであります。また、先ほど言いました観光交流、そして食といったようなものについても地域には魅力がたくさんございます。そんな機能を高めていく、交流ということでいけば、合宿の誘致でありますとか、観光資源とすれば、さまざまな国立国定公園、世界遺産などもございます。その玄関口として、女満別空港の役割というものも非常に大きいのではないかと考えてございます。そういった機能を高めていくということは、この地域全体の経済発展の要素になるというふうに考えてございます。先日訪問いたしましたタイの航空会社でありますとか、旅行会社、そういったプロモーション活動も一つの経済発展の取り組みのことかというふうに受けとめております。そのような中で、この大空町が果たしていく役割について考えてまいりたいと、そのように思うところでございます。私どもの町は先ほど申しましたよう

に、農業が中心の産業の町でありますが、近年、離農により農家戸数は減少傾向でございます。一方で、1戸当たりの耕地面積は増加しておりますが、しかし、規模拡大もそろそろ限界に近づいているのではないかと、そのように感じております。依然として農業というのは魅力的な産業ではないのでしょうか。私はそうではなくて、農業に参入するための間口が狭かったり、ハードルが高いということも一つの要因ではないか、就農を阻害している要因ではないかとも思っております。そんなことを考えておりますと、例えば脱サラをして農業に転じるといようなお話を聞きますけれども、現実的には農業者と呼べる域に達するまでには非常にほど遠いものがある、そういう事例が多いのではないかと思います。国は担い手への農地利用の集積等を進めておりますけれども、なかなか現実的には十分効果が上がっているかという、未知数なような気がします。また最近では10年間で農業所得を倍増する、倍返しではありませんけれども、そのような政策、農業農村所得倍増戦略というものも打ち出してはおりますけれども、具体的なところについては、私はなかなか見えてこないという中で、現実性が余りないのではないかと、そのように受けとめております。議員の御指摘のありました、町内の農家戸数でありますが、10年前の平成15年には、女満別地区368戸ございました。私どもの統計で368戸でございましたけれども、現在309戸でございます。東藻琴地区は10年前の154戸が137戸、という状況で減っている状況でございます。また、先ほど議員が言われたJA女満別におけるアンケート調査においても、将来後継者が決まっていない、また、後継者がいないとおっしゃられるという農業者の方々が、全体の半分以上占めているという状況であります。農業が主産業の町であるにもかかわらず、次世代の担い手がいらっしやらないということは大変憂慮すべき結果であると、そのように受けとめております。規模拡大ばかりではなくて、多様な農業形態を提供して、その中で農業経営に当たっていたということが1点ではありますが、何せ担い手を確保しないことには十分機能していかないということだろうと思います。そのためには、コントラクター事業などを推進して、労働力を確保するという方策も必要でしょうし、研修生の受け入れなどによって、担い手の候補者となるべき人たちの確保をしていく、ということも大切であると思います。さらに、法人化による異業種からの参入を促進する、そして、そういった方々の経営感覚にすぐれた形態、人材というものを育成していく、さらに配偶者の対策なども必要ではないかと、そのように受けとめてございます。関係機関の皆様方、私ども行政とともにその就農の間口を広めるような、そんな活動を連携して取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、自然林を残そう、森にも自由を、というお尋ねでございました。大空町では国有林も含めて1万3,400ヘクタールが森林でございます。そのうち4,000ヘクタールが自然林でございます。自然林といいましても、全く手をつけられていない原生林的なものもありますし、一度伐採をした後、自然に生えてきたというような中で、成長した林も含めて、4,000ヘクタールでございます。森林の役割は水源涵養、また、土砂災害の防止、地球温暖化防止、環境保

全、木質資源の供給、生物多様性保全機能、数々あろうかと思っております。そんな中で、私どもの町の、また地域の森林というものは、大変貴重なものであるとそのように認識をしてございます。森林法には、各地域において、その地域の森林整備計画というものをつくりなさいということが規定されております。その中では伐採や保育に関する方針を定めております。一つ、例えば広葉樹の標準的な伐期は80年と定めております。針葉樹などについては樹種によってさまざまでありますけれども、カラマツなど30年のものからエゾマツのように60年というようなものまでありまして、そういうような伐期を定めているものもあります。また、広葉樹の中には、薪や炭、ホダ木の原木生産というものを目的としたものもございますので、そういったものは25年というような定め方もあります。また、人口林につきましては、伐採後2年以内の植林が義務づけられている、そういう規定もございます。さらに、自然林の伐採に関してはなるべく控えることや、最小限にとどめるということを、森林所有者に指導するという内容もあります。また、自然更新をする場合には、母体となる、種々や保存種々の飛散状況なども勘案しなければならないというような状況になっております。人工林を切った後、主に針葉樹になろうかと思えますけれども、全く手を加えないというような考え方は、この森林整備計画の中にはうたわれておりません。ということであれば、針葉樹の後、広葉樹を例えば植えるとか、また、用途を全く別なものとして変更してしまっ、そして、議員の言われる天然更新といいましょうか、自然に任せた中での森形成というものを図る、というような手法があろうかと思っております。いずれにいたしましても、森の役割というようなものについては、十分私も認識をしているつもりでございますので、この地域に合った多様な森づくりというものを、考えてまいりたいなと、そのように思っております。今までのように針葉樹を植えて、伐期がきて、定例的に伐って、また針葉樹を植えるということだけではなくて、もっとさまざまな町有林、林、森林の形成の仕方があるのではないかと考えてございます。今後そういった点についても、いろいろ考えをめぐらせながら取り組んでまいりたいと思います。姉妹都市の森をつくろうということでございます。私どもの町には稲城市児童交流において、これは議員の発案により、平成21年度から、トマップ川公園に、子供たちによる植樹も、例年させていただいております。また、氷川町の皆さんからは、過去にはソメイヨシノの寄贈を受けて、緑とチーズの里ふれあいパークに植樹をしたり、議長御一行が来たときに、えんじゅの木を植えさせていただいたというような経過もございます。一方で、稲城市には稲城市市政施行30周年、姉妹都市提携10周年を記念して、稲城市大丸公園内に「女満別の森」ということで、ナナカマドを植樹していただいている、そのような経過もございます。先ほど言いました稲城市の交流児童の植樹、トマップ川公園の下流域を設定して植樹をしてまいりましたが、町民有志の方々の梅などが、平成24年度に植栽をされておりますので、場所が正直なくなっ、まいりましたので、今後どうしようかと、今、ところで現在悩んでいるところでございます。また植樹祭、確かに過去にも、空港線の3世代植樹でありますとか、海外研修者の方々、またJA女性部や西網

走漁業協同組合の女性部の皆さんの開陽地区における植樹などもありますし、さらには女満別中学校の生徒が、平成17年にトマップ川公園に桜の木を植えてくれたり、平成19年には大空町誕生記念植樹ということで、トマップ川公園にご家族で植えてもらったこともあります。また、東藻琴においては、平成13年から5年間、東藻琴村21世紀の森植樹ということで、スキー場近くに植樹もしてございます。最近では、こどもワールド21のメンバーの方々が、東藻琴山岳会の皆さんの御協力をいただいて、藻琴山登山道にエゾヤマザクラを植えてくれたりしております。また、先ほど申しましたように、平成24年には町民有志の方々がトマップ川公園に梅の植樹などもしてくれているところがございます。植樹については、議員が言われましたようなさまざまな効果があるというふうに考えております。そのようなことから平成27年、大空町10年という節目の年であります。そのときに一度大々的に記念植樹祭というようなものを、場所を選定しながら計画をしてみたい、それをきっかけに、その後皆さん方の御意見をいただきながら、場所の確保のことも当然ありますので、毎年続けられるかどうか、そのところについては場所いにかんかというふうに思っておりますけれども、そのような中で取り組みが継続できればと、そのように考えているところでございます。

以上申し上げまして、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 オホーツク海圏域の経済発展についてでありますけれども、ここに、私が調べた2010年日経リサーチ調べ、「地域ブランド戦略サーベイ」、というものがあります。これを見ますと、日本全国で1位にランクされたのが十勝、これが67.1ポイント、2番目が津軽、65.0ポイント、3番が石狩、60.8ポイント、4番が信州、59.2ポイント、そして、5番がオホーツク、53.7ポイント、6番が讃岐、52.7ポイント、7番が伊勢、52.3ポイント、8番の紀州が、51.7ポイント、9番の加賀が、51.3ポイント、最後の10番の琉球が、50.9ポイントということで、全国で見るとオホーツクは5番目に入っているという、非常にうれしくなるような数字が出ておりました。これは買いたい地域の産物は何かという問いを出した結果がこういうことだったそうであります。ですから、十勝が1番というのは恐らく、十勝平野のすごいイメージが、食に対してイメージがいいのでありましょーと思いますけれども、一方、オホーツクのほう意外に5番ということで、どこに5番に入った理由があるのかなというふうに考えているのですが、恐らく、先ほど言った自然遺産ですとか流水ですとか、いろいろな自然景観などを含めた中で、あそこのものなら買って食べたいな、おいしいだろうなというようなことで、この5番に入ったのではないかと考えております。またもう1点、2013年、ブランド総合研究所というところが、地域ブランド調査2013というものを、インターネットで調べたそうであります。この結果によると、食についての調べでは、道内でランク1

0番の中にランクに入っている地域が、函館市と札幌市、小樽市、釧路市、根室市ということでして、わがオホーツク管内からはどこの町村も名前が挙がっていない。インターネットですから、店頭に行ってオホーツクのものを買うとか、そういうことではないのかもしれない。インターネットですから、この調べは合わないかもしれませんが、名前が出てくるはずなのに、こっちのインターネットでは出てこないという結果になっている。これはどこかに問題があるというのは、先ほどは町長が言っておられた、この地域が一つにまとまっていないのではないかと。こんなにいい素材をもって全国に知れわたっている地区なのに、なかなか産業としての食だとか、何かについては名前が出てこないということが、読み取れるのではないのかなというふうに思っております。ライバルの十勝と言ってもいいのでしょうけれども、十勝では平成23年の12月ですか、ちょうど2年前にフード特区という国の指定を受けて、道内では3カ所の中の1カ所として指定されておりますけれども、私たちの地区はこんなにいいところなのに、なかなか名前が出ないというのは残念でならないと思っております。そこで町長はもう3期ですか、オホーツク町村会あるいはオホーツク活性化期成会でしたか、農林水産専門委員長という立場ですので、一番発言しているというのはあちこちで聞いております。ですから、一生懸命やっていたいただいているのですが、いまいちこういう経済的に、数字が出てきてないというふうに、もう少し、この地域は3つの市に分かれているですとか、産業の突出したものがなくて、調和がとれているというのか、あと、人がおとなしいというか、良心的であるというか、人を押しのけてまで商売をするという気質がないのか、何かそのようなことがあるのかどうかわかりませんが、もっと何とか、この我がオホーツク圏には、おそらく相当の地方交付税の交付金ですか、それらも相当入ってると思います。どちらかという、公共事業型の経済発展といいますか、そのほうに予算が使われて、こういう経済発展の民間のですね、こういうものには、国のメニューの中には少ないのかなというふうに思っております。それで、オホーツク圏活性化期成会やオホーツク町村会で、ぜひ経済発展、十勝に遅れをとることなく、予算の配分の仕方ですとか、そういうものに、もう少し考えを変えてやっていただければいいのではないのかなというふうに思っておりますので、町長の考えをさらにお伺いをしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど十勝、67.2%、オホーツクが5番目と、買いたい産物があるような地域、という中での全国の印象度、私の受けとめているオホーツクの印象、私がといてまいしょうか、全国の方々がオホーツクに思っている印象を、私なりに分析してみると、おいしい買いたい産物があると、それは何かというと、海産物、というような、そんな印象を強く持っております。現実、サケ、マス、ホタテなどが主力のこの北海道オホーツクの漁業というものは、日本海側、太平洋側、オホーツク海側がある中で、ことしもオホーツク海側の漁業だけが豊漁で

あった、というようなこともあります。さらにそこに付随するさまざまな魚介類、そういったものが消費者の皆さんの期待になっているのではないかと思います。どちらかというとオホーツクには多種多様な農業がありますけれども、北海道の中で聞いても、道南の市長さんなどには、大空町も酪農だけなのかいと、そのような認識の方もいらっしゃると思います。まだまだ十分な理解をされていないのではないかと、そのように思っています。また、そのオホーツク管内のまとまりということから、十勝との比較でいいますと、十勝には1市、帯広市がありまして、その他は町村という形になっております。オホーツク、この地域においては3市あります。また、地域分けをすると、三つもしくは四つというようなブロック分けがございます。古くは私が青年団で活動しておりました頃、当時の網走支庁管内青年団体協議会の青年大会などについては、各ブロックごとの、北見地区、遠軽地区、西紋地区のブロック大会を経て、管内大会が開かれるということでありましたけれども、当時、十連青という名前で行われていた十勝連合青年団は、管内に1カ所に集まって、各地区予選ではなくて、20市町村全部の予選会をやる。その中で、管内の代表を決めるというような形をとっておりました。そのころからブロック別に分かれている私どもの地域と、十勝の地域というところの成り立ちが少し違うのだなと、そのような印象を持っていたところでございます。それが、行政に携わる中でさまざまな分野で見えてきている、特に経済産業の分野においてもそのようなことが今も続いているという印象でございます。議員が御指摘をされました、持っていられる感覚、感じ、印象というものを、全く私も共有している状況でありますし、オホーツク管内の産業団体、また、町村の首長などが集まりますと、そのことに触れ、何とかオホーツクとしてのまとまりを形成していこうではないか、そのような会話になります。しかし、先ほど言いましたようなブロック分けの歴史、また3市がある、さらに産業の分野でいえば、1次産業と言いながら、漁業も林業も、農業も、非常にバランスのとれた中であるということは、どちらかに傾注するということにはなかなかない、そのようなところもあるのではないかと考えています。例えば、農産物などで私が思いますのは、十勝はお菓子の製造メーカーなどもありまして、どちらかというと、十勝小豆、小豆に代表されるように、スイーツ系の甘いお菓子などをつくっておりますが、私などが思うには同じ農産物であっても、この地域が、後発として管内の特殊性を出していくということであれば、海産物も交えた中で、小麦や馬鈴薯などを使った、スナックと言ってしまうと、ちょっと軽い感じを受けますけれども、そういうような類いの戦略を持って、加工品として売り出していくべきではないかなと、民間の方々のそういったところでは、力もいただかなければならないものと思います。今で言いますと、北海道の私どもの地域にかかわりのある、カルビー食品さんなどは、さまざまな馬鈴薯を経由した小麦粉を使った練り製品、お菓子などを製造している、そういうようなもののメッカとなっていく、というようなことが私どもの地域の特色を出していくということではないかと考えております。先ほど言われましたように、私自身はさまざまな立場で活動させていただいておりますけれども、力不足のためにな

かなか御期待に沿うような展開まで持っていけておりませんが、今後も、その地域、オホーツク地域全体のをことに及んでも、頑張れるような、そんな発想と行動力を持ちながら、取り組んでまいりたいと思っています。今後とも、ぜひ、御支援を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 9 番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 先ほど町長がお話しされておりましたお菓子の件なのですが、帯広市にある六花亭は、年商 180 億円ぐらいだと思ったのですが、これに使われている小豆などは、わかりませんけども、私たちの地域からも、十勝へどんどんと小豆がいつております。おそらく、北見地区の小豆がなければ、十勝の小豆の一等品をつくれないのではないかと、というような話も聞かれたりいたします。それから十勝の納豆業者の話なのですが、十勝の納豆業者は、原料を北見の大豆を使いたいと、なぜかという、十勝よりも北見の方が気温が低いので、機能性のイソフラボンが多いと、ということで北見の大豆を使いたいと、いったい私たちの地区は、ライバルに原料を供給して、こんなことでいいのかなと。納豆ぐらい自分たちの地区でつくれるのではないかと思うのですが、そういう動きまであるのがあります。私の考えるのでは、先ほど申しましたように公共事業型の経済を、そういうものから脱却しなければならないというふうに、これは国の交付税の縛りがあってなかなか難しいかもしれませんが、町長の突破力で脱却をしなければならないのではないかと考えております。それから町長も申しておりました、外に対して外貨を稼げるような、海外ではなく、域外に対して稼げる商品の開発も必要でないかと思ひますし、それらを生産する、人材の育成も大事ではないかと思ひます。それから、町長も申しておりました、観光、町長も一生懸命力を注いで、東南アジアなどに誘致活動に行っておられますけれども、この観光の整備というの、民間に任せるものは任せてもいいのですが、もう少し官が入ってもいいのではないかなというふうに私は思っておりますので、この観光というのは、人口増加というふうに考えてもいいかと思ひます。これらも力を入れていただきたいと思ひます。

ちょっと 1 点お伺いしたいのですが、確か合併するときに、国土交通省が、観光地域づくり実践プランとか、事業があったかと思うのですが、これは大空町と道内では富良野市が 2 地区指定になったかと思ひます。指定でなく選定ですか、大空町の場合は空港と芝桜を情報発信して、観光客を呼び込もう、そして外国人客を呼び込もうということで、国土交通省の選定がなされたかと思ひますけれども、あれの延長線上にあるのかわかりませんが、町長の東南アジアの観光客誘致というのは、これからますますやっていただければ、わが地区の観光事業も盛んになるのではないかなというふうに思っておりますので、この点をお聞きしたいと思ひます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 決して私は、公共事業が地域の産業になっているというような考え方を
持っているわけではありませんけれども、大型の公共事業などがオホーツク管内
などには確かにありまして、それが地域の建設業などに対して大きな波及効果を
持っているということについては、そういう側面も現実としてはあるのではない
かと思っておりますが、民間のいろんな方々の進出がなければ、お力添えがなけ
れば、本来の意味での地域産業というものは活性化していかないものと思ってい
ます。ただその方向性をつくるための、例えば一つとして、今網走市の港には
麦のサイロ、などもでき上がっておりますが、ただ単に輸出するための中継場所
としてあるということだけではなくて、あのようなものを契機に、そういった関
わりのある業種の方々に進出をしてもらう、そういう取り組みも必要ではない
か、当然地元であります、網走市水谷市長なども公然といろいろなところで御発
信されておりますが、単に一つの地域の、一つの町の問題ということだけではなく
て、オホーツク管内の小麦がそこに集結をするということであれば、オホーツ
ク管内こそってそういうようなものの誘致、さらにはそれを活用した取り組みと
いうものも進めていかなければならないのではないかなと思っております。私
自身で言えば、過去にカルビー製菓でありましょうか、カルビー食品でしょ
うか、この地域に例えばテーマパーク的なそういう試験補助的なものの建設につ
いて、検討できないかというような話を懇談の中でさせていただいたこともあり
ます。民間投資をいかにこの地域に呼び込んでくるか、そのことを常に意識とし
て持ちながら、取り組みを進めたいと思っております。また、先日、野菜の加工メ
ーカーの、サラダなどをつくっている会社の幹部の方とお話をさせていただきました。
その中でも、従来は札幌市近郊の農家の方々にさまざまな野菜をつくって
いただいておりますけれども、もうそこがやはり無理になってきていると、遠
方ではありますけれども、オホーツク地域、特に斜網北見地域、など北網の地域
において、そういう野菜栽培などもお願いをしていかなければならないという
ような話も承りました。それは先ほどの小豆や大豆に通ずるところもあるのでは
ないかと思っております。そういったときに、ただ単に材料を提供すればいいの
か、私どもの地域のブランドとして出していく方法がないのか、というような視
点も持ち合わせなければならぬのかと、今のお話を聞いていただいていたから
売ればよいということだけではなくて、それを機に、ブランド化させてい
くというようなことも必要ではないかと、そのように感じたところでございま
す。また、観光の分野でいいますと、私どもの地域は空港があるということか
ら、このオホーツク管内の玄関口となっているかと思います。遠くからのお客さ
んを受け入れるには、鉄路陸路いろいろありますけれども、遠隔地であるという
ようなことから、空港というものも非常に大きな役割があるというふうに思っ
ております。日本全国の旅行者の数、また人口そのものが減るという中にあっ
ては、インバウンドと言われている外国からの、日本への訪日観光客の方々をい
かに私どもの地域にまで引き入れるかというようなことも大切なことであります。
海外からの直接のチャーター便のほかに、日本の空港に入られた方をいかに接続

を良好にして、この地域まで連れてくるか、そういうようなことにも意を払って行っているところでございます。そんな中で、私どもの町の東藻琴芝桜公園、先ほど行政報告でも申し上げましたとおり、タイにおける観光事業者のパンフレットなどにも、既に掲載がされているところもありました。タイの国民の皆さんは、花ということに対しても非常に興味深いという印象を持っていらっしゃるようでありますので、そういうようなものも、もっと積極的に売り込む必要があるなど改めて感じたところでございます。そのような中で、さまざまな施策を展開してまいりたいとそのように考えておりますので、今後ともまた議員の発想力というものは非常に高いものがあるというふうに思っておりますので、そんな中で御指導いただければありがたいと、そのように考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 9 番、勝田鉄城議員

◇勝田議員 私の発想力ではなくて、いい加減なところがかなりありまして、参考になる話ではないのですが、むしろ町長のほうが、オホーツク町村会あるいはオホーツク圏活性化期成会などで、トップの1人として活躍しておりますので、その若さでこのオホーツク管内を引っ張っていただきたいなというふうに私は希望しております。

次に2点目の、森にも自由を、ということなのですが、姉妹都市のことについては、これを発展させて、稲城市のカーボンオフセットですか、炭酸ガスを相殺するという、今はちょっとニュースからは下火になってしまったのですが、以前にも私、話したかと思うのですが、これにつなげていけないのかなというふうに思っております。ということは、稲城市の方に、植林などのお手伝いをしていただくのですが、金銭的にですけれど、人的にもお手伝いをいただく、来られたときに記念植樹をしていただくとか、文化活動ですとか、子供たちの交流ですとか、いろいろ交流がありますので、そういう方は結構稲城市からこちらに訪れています。こういう方をお願いをして、友好の姉妹都市の森をつくっていくということもいいのではないのかなというふうに私は日ごろ思っております。それから自然林のことなのですが、自然林は業者によりますと、結局全部切ってしまう、細いのから太いのから、みんな切ってしまうと山がなくなってしまう、広葉樹林、あるいは自然林、これを防ぐことができないのかなというふうに思っているんです。今こんなことはできないかもしれませんが、昔は冬山で木を切ると、馬で一本一本引っ張っていました。そうすると切らないでもいい木までは切らない。そうすると、必要な木だけを切って、これを燃料なんかにしていて、材料にしていたということですが、こんなことは今の時代には合わないかもしれませんが、どこか内地のどこか、そのような方がいて、馬で一本一本必要な分だけ切ってお金に変える。そういうようなことをやっておりましたので、自然林は切らないよう、指導があるようですけれども、林業経営者に見れば、一山全部切ってしまうと、いろんな樹種がなくなってしまうということですので、何かいい方

法がないのかなというふうに考えておりますので、町長のお話を聞きたいと思います。あと植樹祭については、予算は、緑の共同募金ですか、緑の羽根共同募金かな、このようなところから、東藻琴などでは支出をして、苗を買って植えていたという話は聞いたのですが、大した金額ではないので、これは町が予算をとってあげて、苗木代ぐらいは町が持ってもいいのではないかなというふうに思っておりますので、町長の考えを聞きたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 過去に企業の森づくりというような表題で、企業の方々から御寄附をいただいて、その財源をもとに町有林に植樹をしたという経過がございます。それも企業の方々については、運送業というようなこともあって、車を走らせる、二酸化炭素を地域の中に出す、そういう業種でもあるので、というようなお話もありました。その中で、いただいた御寄附を町有林の整備に充てて、その企業の森として、例えば植樹についても会社の方々に参加をいただいて植えるというのはどうか、ということでやったこともありました。ある種の生産活動の循環の中の一環として活用させていただいたというものでありますが、現在の国の助成金をいただいて、植林をしていく町有林の整備の中に、そのような財源を充てるというのは、なかなか難しい作業がありました。特定財源があるのであれば、その分を例えば事業費の中から除かなければならないとか、それでも苦労しながら、そういうことをやったことがございました。また、先ほど、それもまた十分制度化ができておりませんので、そういうものの制度化というものも必要ではないか、そういうようなものの一環として、カーボンオフセットの事業などというものもあるのではないかと考えております。そのようなことから先ほど、多様な森づくりをいろいろ考えてみたいというようなお話をさせていただいたのは、例えば広葉樹を植林する、もしくは例えばドングリから育てるような森づくりを考える、さらには町民の方々の憩いの場となるような森林浴としての散策路を持った林を考える、林産副産物であるキノコだとか山菜などが取れるような、そんな森づくりはどうか、さまざまな形態があらうかと思えます。そんな中で、カーボンオフセットの地球環境に配慮した中で、全く別な地域の方々が排出している二酸化炭素を、私どもの地域の森林が吸い取って浄化させていく、そういう意識の中で、人的な労働力であるとか、金銭的な支援だとか、そういうものをいただいて、植林をしていくというものもあるのではないかなと思っております。そんな中であって、先ほどの植樹祭もそうでありますけれども、場所をどのように確保していくかということが一番大きな課題になってきているかと思えます。現在の町有林などでは先ほど言いました、森林整備計画の網がかかっている中で、いろいろな制約の条項などもあるというようなこと、また適地が、場所があったとしてもですね、その森林に行き着くまでに急勾配の斜面を何キロも上っていかなければならないようなところであれば、なかなか町民の方々の植樹祭に適した場所というわけにもいかないのではないかと、そんな思いなどもございます。どのよ

うな場所がいいのかなというようなことを考えておりましたら、過去に御答弁をさせていただいた中で、町営牧野の牧草地として利用していないところの活用はどうだろうかというようなお話もありましたので、そんな手法もあるのかもしれないなというような考え方を持つに至りました。また、私どもの所有地ではございませんけれども、過去から何回となく、国に対して払い下げを要望してはどうかと、いろいろな方の御意見もありました、住吉の刑務所の用地は、現在503ヘクタールあるうちのほとんどが森林となっておりますが、その中には手つかずの原生林的なもの、自然林的なもの、さらには植林をした針葉樹のもの、などがあります。そういう中で、先ほど議員にいろいろ御提案をいただいた、多様なさまざまな森づくりというものが、ひょっとしたらできるのではないかと、そんな思いに、私は現在、至っているところがございます。まだ十分そのことについて、内部議論でありますとか、当然相手のあることで、そういったところに具体的な行動を起こしているわけではありませんけれども、今回の一般質問の趣旨などを考えてまいります中では、なかなかおもしろいといったら失礼なのですが、発想につながるのではないかなと、そんな思いもいたしましたので、そういうところも含めていろいろ検討してみたい、考えてみたい、できるだけ早期にさまざまな取り組みができるように努力をしていきたいなど、そのように思います。また、植樹祭などは、緑の募金などもありますけれども、現在それほど大きな額になっておりませんので、やるとすれば、当然、町費の中で、皆さんに人的な御協力をお願いするという形になろうかなと、そのように思っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 木を植えるということは、人間の命の源だということを、体をもって子供たちに教えていくということが、私はそれが一番の目的でして、経済的な感覚で考えるのではなくて、木を植えたら、水、空気、いろいろなことがそれによって、命の源なのですよということをわかっていただくために、体を使って木を植えていく、という思いでありますので、ぜひそういうことは子供たちにやっていただきたいというのが主旨であります。経済発展ばかりを追うのではなく、「足るを知る幸せ」というのが大切かなと思ったりもしますので、やれやれと言ったり、もっと頑張れと言ってみたり、やらなくいいと言ってみたり、変な話になってしまいますけれど、このバランスの調和のとれたこの地域に暮らしているということで、一番は目指さなくてもいいかもしれませんが、オホーツク管内に住む住民が、あまり差のないような、経済的にも差がないようなことで暮らしていければいいのではないかな、というふうに思って質問をさせていただきました。以上、これで終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町長 山林を経済的なベースに乗せないでという発想も大切ではないかと、当然先ほど、必要なものは、大きくなったものは伐採している、だけど小さなものについては切らないと、これは漁業の中でも同じようなことをしている部分もあります。当然、私が思いますのは、個人所有の山林、森林が私どもの町ではほとんどでありますので、その中には、経済的にそのことで収入を得ようと思いがちで、売って、つくって、育てて、そして財として売られている方もいるかと思えます。また、ある意味においては、そうやって次にまた更新をすると、それは針葉樹、広葉樹にかかわらず、きちんと更新をしていくということも、大切な一部分ではないかと思っております。ただ、それ一辺倒でいいのかということ、もっと先ほどの役割のことからいうと、もう少し多様な対応が木材に対して森林に対して、あっていいのではないかということだというふうに思っております。最近、私のところに寄せられるさまざまな御意見の中では、あそこの木が邪魔だから切ってくれと、日陰になるとか、倒れそうで危ないとか、そういうようなお話が多いのですが、それはきちんと木のことについて、手を加えてこなかったからではないかというふうに思っております。必要な樹木であれば、きちんと手を加えることによって、例えば何百年も育っていく、そのことがまた、心のよりどころとなっていくような、そういう樹木もあろうかと思えます。ですので、経済として育てる森林も、中には私はあってもいいと思えますけれども、それなりにしっかりと管理をしながらしていかなければなりませんし、先ほど言った、多種多様な目的があるということから考えれば、また別な管理の仕方のある森林があっても、私はいいというふうに思っておりますので、そのどちらの感覚も持ち得ながらの対応にしていきたいなと、そのように思っております。ぜひさまざまな今後の事業展開を考えていかなければならないと思っておりますので、その節には御協力をいただきますようお願いを申し上げたいと思っております。

◇議長 長 これで勝田鉄城議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時35分

◇議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、一般質問を続けます。
次に、10番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 大変長時間にわたって、傍聴の方も大分帰られた方もおられるようですが、私は、同僚議員の格調の高い質問の後でございますので、手短かに革新的な問題について、町長の所信をただしていきたいとこのように思っております。このごろ老眼が進行しまして、自分の書いた原稿がよく見えないもので

すから、眼鏡を変えさせていただきます。

通告に従いまして、商工業の振興策と地域経済循環について、このことにつきましては、先ほどお話がありましたように、地域経済にとって大変な環境になっております。今は消費税の増税の問題が言及されておりましたけれども、そのような問題も含めて、T P Pも地域経済にとっては越年という形で、これが、我々が思うとおりに展開されるかどうか、いまだわかっておりません。これはある種ポーズではないのかなと。越年できるだけ抵抗したというようなことのためではないのかなと、私などは実はそう思っております。アベノミクスは、逆に言えばアベノリスクだと私は思っておりますので、地域経済にとっては決していい形で推移をしないというふうな観点を持っております。そういう観点から、①として、これまで町長が一生懸命やってまいりました、住宅リフォーム事業の成果と問題点について、この際明らかにしていただきたいと思っております。それから②といたしまして、ポイントカード事業の成果と連携についてでございます。このことにつきましては、ポイントカード事業も一生懸命やっていただきまして、地域の商工業にとってのプラスという成果も生まれてきていると思っておりますが、なかなか各政策との間の連携がうまくいっていないなど、私は実はそう考えておりました、機会があるごとにそのことの問題提起もさせていただいております。それから、③として、地域経済循環を拡大するなど新しい展開の、例えば、店舗リニューアル事業などに着手するべきと、そのような考えについても、内部で十分議論されてることだと思いますが、一つ、町長のお考えを伺わせたいと、このように思っております。

大きな2といたしまして、指定管理と働く環境について、でございます。このことにつきましては、指定管理はこれまで制度導入の考えというのは、住民サービスの向上、そして、利用者の利便性の向上、ひいてはですね、地方公共団体にとって負担の軽減を図ると、こういう観点から導入されてきたというふうに思っておりますが、このことにつきまして、①といたしまして、公募によらない指定管理の固定化など、これまでもいろいろ指摘をさせていただいておりますけれども、問題点と課題について、お考えがあれば、お聞かせ願いたいと思っております。②としまして、指定管理業者への行政指導のあり方でございます。これまでもいろいろな問題を引き起こしており、例に挙げるまでもなく、いろいろな観点から、住民からも指摘を受けていることでございますが、この観点の指摘について、行政指導のあり方、このことについて踏み込んでお考えをお聞かせ願いたいと思っております。それから③としまして、そこで働く皆さんの労働環境の現状把握について、どのように思っておるのか。私などは、指定管理事業を導入することによって、直営から離れたということによって、指定管理者の下で働く労働者の皆さんがおられるわけでありまして、このことにつきまして、労働組合がつくられていない。したがって、非正規のための、そして未組織の労働者のための労働組合が存在していないということについて、大変危惧を抱いております、メーデーのときも実は、町長と若干雑談をした経緯がございます。このことについては、指定管理業者に向けて、ある種の考え方の提示というものをすべきではないのか

など、このように考えている次第であります。

それから大きな3点目であります。皆さんが一番興味深く思っていると思いますが、町政に対する来期の抱負について、町長の4年間の総括について、その思いについて、簡単にお聞かせを願いたいと、そしてその上に立って、来期に向けての町長の決意についてお聞かせを願えればありがたいと、このように考えている次第でございます。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 3点について一般質問を承りました。順次御答弁を申し上げたいと思います。まず1点目の地域商工業の振興策と地域の経済循環についてでございます。一つの項目として住宅リフォーム事業についてお尋ねでございましたので、お答えを申し上げたいと思います。この事業は平成23年度から今年度までの3カ年間実施をしてございます。町民の皆様の快適な住環境の向上に資するとともに、町内住宅関連産業の振興及び雇用を促進し、地域経済の活性化を図ることも目的としてございます。事業実績でありますけれども、この3年間で313件、補助金ベースで申し上げますと、8,578万7,000円、事業費、工事費のベースで申し上げますと、4億1,924万7,000円となっております。施行に関しましては、大空町商工会の会員であることを条件としております。また、下請、資材調達等も極力、地元業者の活用を図るように指導してまいりました。しかしながら、議員からも御指摘があったわけですが、一部下請に町外業者の利用、また資材調達なども町外からというような御指摘もございました。そのため、本年度の補正予算分の予算執行に当たり、再度地元業者の活用について強く要望させていただいたところでございます。当初の計画を大幅に上回る実績でございました。さらに寄せられている意見などからは、まだまだニーズもあると判断をいたしております。そのために平成26年度以降についても引き続き実施をしてまいりたいと考えております。若干の制度設計について手直しも必要ではないか、そのように考えておりますので、その内容等について、現在検討しているところでございます。

ポイントカード事業につきましては、平成23年の10月、そらっきーポイントカード会が発足をいたしまして、事業を展開されております。平成25年11月末の加盟店は60店舗、売上額については平成23年度が353万円、平成24年度が729万2,000円、平成25年度現在まで522万5,000円となっております。一方で満点カードの回収率でございますけれども、回収額でございますけれども、平成23年度79万2,000円、平成24年度26万9,000円、平成25年度は18万3,000円でございます。これらの有効期限は、現在、来年の3月末が一区切りとなっております。会といたしまして、各種イベントを通して、満点カードの回収を進めておりますが、行政といたしましても、その旨、さまざまなPR活動に携わってまいりたいとそのように思っております。この事業の特徴は、町でありますとか社会福祉協議会などが、

各種ボランティア活動、イベント参加などに対して、ポイントを発行するという
ことで、年間200万円の予算を計上しているところに一つございます。もう1
点は、支援券制度を導入いたしまして、学校等の登録団体へ支援もあわせて行
えるというところにあります。もう1点は、従来のスタンプ事業と違いまして、預
金、税、公共料金等の支払いに現在充てておりません。間口を広げてほしいとい
う意見もありますけれども、地域経済の循環という観点からは、それをしていな
い現状でございます。そのようなことを考えますと、地域の経済循環というところ
からは、従来よりも成果が上がっているのではないかと、そのように判断をし
てございます。これらの問題点を含めて地域循環というところでお話を申し上げ
たいと思います。住宅リフォーム事業施工業者のポイント発行については、ポイ
ントというものは一部視点を変えてみますと、値引きのような形になるものでは
ないかと受けとめております。そのようなことから、住宅リフォーム業者の施行
のすべてについて、町として要綱の中で、ポイント発行というようなことを強制
力を持たせるというところまでは、なかなか難しい面があるのではないかという
のが現在の見解でございます。ポイント会とは常に加盟店の拡大もあわせて、い
ろいろな相談をさせていただいております。その中で、住宅リフォームを施行さ
れている業者の皆さん方の取り組みについても、さまざまな視点から努力をして
まいりたいと、そのように考えておりますし、施工業者に対して、町といたしま
しても、従来以上にポイントの活用の仕方、方策なども新しい制度設計の中に加
えながら、その活用の方策というものを探って協力を得るように、努力をしてま
いりたいと思っております。

3点目でございますが、商業活動を活性化させるためには、住宅リフォーム、
お住まいのところのほかに、商業者の方々の店舗などに関するリニューアルとい
うところにも、一つ意を割くべきではないかという御質問かと思えます。住宅リ
フォームについては要望はありますけれども、先ほど言いましたように、313
件の施工が終わってきております。そんな中では、地域の経済循環を考える中
で、店舗のリフォーム、リニューアルといったところに対する支援制度について
も、今後考えていきたいということで、現在、その制度をどのような形にするか
ということで内部で検討を進めているところでございます。まだ、十分な形をお
示しする段階には至っておりませんが、今後、制度の概要などが取りまと
まりましたら、また皆様方に、議会に、そして商工事業者の皆さん方にも、御説
明をさせていただきながら、本決めをするような、そんな段取りで進めてまいり
たいと考えておりますので、今後とも、御指導いただきますようお願いを申し
上げます。

次に、指定管理者制度でございます。この指定管理者制度というものを進めて
いく中では、事業者の方々を選定していかなければなりません。そのための指定
管理者選定委員会というものを組織してございます。例えば施設の指定管理者を
選定する場合にあっては、その施設を利用する町内の関係機関や団体から2名を
推薦いただいて委員となっていていただいております。そのほかは、町の職員で課長
職、直接施設を管理しない、そういう課長職10名を合わせた組織を編成をし

て、公募にするのか、もしくは指名業者として選定をするのか、また、募集要項の内容は正しいか、業務仕様書は十分できているのか、適合性などの審査を行っております。さらに、業務内容や業務実績などについても、業者から内容を聞き取りするというような作業を進めながら、業者の選定を進めているところでございます。この選定に当たりましては、議会へも経過などについて説明をさせていただき、最終的には議決という形で御同意をいただくこととしてございます。また、制度で指定管理をお願いをした後、実際にどのような評価、効果に結びついているのかということについて、本年度から試行ではありますけれども、モニタリング調査、評価ということをさせていただいてございます。そのような仕組みの中で、現在、指定管理者制度を利用している施設は19施設でございます。この内訳は、公募によるものが9施設、指名によるもの10施設でございます。公募によらずに指名で選択する、選定をするというものは、施設の利用目的や、従前から一部管理をその業者の方々が担っているなど、施設の安定した管理を行うことができると、そのように判断をした場合については、公募ではなく指名としているものもでございます。この制度については、利用者の方々のサービス向上、利便性の向上というところを第一に掲げながら導入をしてきたところでございます。一方では、経費の節約というような言い方も一般論としてありますけれども、私どものような地域にあっては、多様なサービス提供事業者が多数いるということではないことから、経費の節約というところにはなかなか十分な効果を発揮できないのではないかと、当初からそのように受けとめてございます。ただ、この新しい制度につきましては、従来の業務委託制度から見ますと、選定において、先ほど言いました指定管理者選定委員会などをつくり、その中で、さまざまな視点から審査を行っていると、従来の業務委託から見ると、不透明感を払拭させて、透明正大の中で業者選定を行うと、また、議会の皆さん方に議決をいただくということで事前の説明も含めて、チェックもいただく、先ほど言いました評価という形の中で、その効果測定というものも行っていくというような制度であります。さまざまな課題はございますが、現代の社会に適合した新しい形の制度ではないか、そういう中で皆さん方からもさまざまな御意見をいただいている、というふうに考えてございます。まだまだ十分ではありませんので、こういったことを繰り返しながら、成熟した制度になっていけるように努力をしてまいりたいと思います。

その中で指定管理者の方々に対する行政としての指導のあり方でございます。この指定管理者制度の実施に関する指針というものをつくっております。時により必要に応じて改正をさせていただいております。この中には監査に関する規定なども盛り込まれておりまして、そういう中で、行政としての発言力、発言の体制というものを確立してございます。現在では、基本協定というものを結びまして、業務の実施状況の確認や改善勧告ができることとなっております。また、行政が指定管理者に任せきりになっているのではないかなというように、御指摘もいただいておりますが、指定管理者の責任によらない事故、そういったものの中で整備が必要なものなどについては、町として補修対応するというようなこ

とも行っております。そんな中で町としての、一方では責任も指定管理者制度であっても果たしていかなければならないものと考えてございます。今後とも、こういった面から取り組んでまいりたいと思いますので、御指導を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。また、指定管理者を募集する際に当たっては、基準額の算出表というようなものをつけてございます。どのように、町としては、その積算額を出したのかというものを添付してございますが、その中には人件費、需用費、役務費、さらに、平成24年度からは、諸経費4%というようなものも含めて、積算をして提示しております。そんな中で、指定管理者制度といますのは、先ほど申しましたように、従来の業務委託制度から見ますと、給与の支払いなどについても、事業者の裁量権を拡大している制度だと、そのように考えておりますし、先ほど言いました諸経費の算定などというものも新しくつけ加えております。そんな中では給与の裁量権と、支払い裁量権というものも従来以上に拡大されてきていると、そこで働く方々の給与また職場環境の改善などにも十分当たっていただけるような、そんな御指導、また御意見も申し述べさせていただいているところでございます。ただ先ほど議員が特定いたしました、組合の設立というようなところまで、町としては今のところ関与しているような状況はございません。かといって、そのことを否定するものでもございませんので、当然、いろいろな立場の方々の御指導などもいただきながら、そういったものについては今後議論され、整備されていくのではないかと、そのように思っているところでございます。指定管理者制度については以上、御答弁とさせていただきます。

次に、町政に対する来期への抱負についてでございます。4年前、大空町のまちづくり目標といたしまして、24項目の目標を掲げさせていただきました。その柱となっておりますのは、対話と協働の社会を拓く、子供たちの夢を紡ぐ、働く人たちの元気を支える、安心できる地域をつくる、というものでございます。取り組みの進捗状況などにつきましては、私の後援会の活動の一環として、機関誌の発行などで紹介をさせていただいてございます。24項目のさらに細分化した項目の中で、具体的な取り組みが進んでいないものは、一つは、特産品の認定制度の創設、もう一つは壮年の方々の組織化、の2項目になろうかと思っております。その他の目標については何らかの事業推進が行われております。職員が頑張ってくれたなど、そのような思いもあります。また、議員の皆さんには随分と御無理を申し上げたなどそんな気持ちもございまして、町民の皆様にも多方面から御協力をいただいたなど、そんな考えもございまして、ほとんどの項目について取り組んでまいりましたけれども、「百里の道は九十九里をもって道半ば」というような言葉もございまして、本来は最後まで油断するなという意味でございましてけれども、私は完全でないというようなものはまだ半分程度しかでき上がっていないと、いうような意味にもつながるのではないかと従来から思っております。大体できたという言葉は、裏を返せばできていないということと同じような意味だと思っております。そんな視点から申せば、この4年間、50点というところかなと、そのように自分自身では受けとめております。また、まちづくり目

標として掲げなかった項目などについても、さまざまな事業を行ってまいりました。この4年間の事業を振り返ってみますと、女満別小学校を初めとした教育施設の整備、また、障害者福祉施設の設置、町営住宅の建設、東藻琴芝桜公園の拡充など、というようなハードの事業にも取り組ませていただきました。更新が進んでおりませんでした車両においては、移動図書館車、ごみ収集車、高規格救急車、除雪車、スクールバス、その他事務事業用の車両の更新も、一定程度進んだのではないかと考えております。さらに、ソフト事業といたしまして、生ごみの分別、町民の御協力をいただきました。保育年齢の引き下げ、学校への町費教職員の配置、読書活動やなわとび活動の奨励、各種ワクチンの助成、乳幼児医療の拡大、地域医療体制への支援、ポイントカード事業の取り組み、大空町自治基本条例の制定、自治会活動支援交付金の創設、といった制度や仕組みづくり、そういったものが私の印象、記憶に残っております。そのほか先ほど御答弁で申し上げました、住宅リフォーム事業でありますとか、土地改良事業、道路の補修事業などにも取り組ませていただきました。このように述べますと、さまざまな新規事業に取り組んだように見えてきます。しかし事業は実施をいたしましたけれども、仕組みはつくりましたけれども、本来の目的が達成されているかということ、どうでしょうか、学校は建てましたけれども、そこで生活をする子供たちの学校生活はしっかりと充実してきたのか、また、東藻琴芝桜公園の入園者数は伸びたのかな、子供たちの学力や体力は十分向上したのか、町民の健康が増進されたのか、農業や商業の売り上げはそれぞれ伸びて所得につながったのか、というように、本来の目的が達成されたのかと考えると、十分とは言えないようにも思います。できた、十分だ、という気持ちと、まだまだ不十分だなという気持ちが複雑に交錯しているのが、現在の正直な気持ちでございます。総括としては、そんな感想を持って変えさせていただきたいと思っております。

来年4月に向けての決意についてでございますが、このような場で御質問を、また激励という形でいただきましたことに、まずはお礼を申し上げたいと思えます。現在の立場に改めて挑戦をするということであれば、私自身の体調は大丈夫なのかと、自分に問いかけなければなりません。また、家庭の状況は許すのか、さらに、有権者の皆様の御支持や御期待というものは本当にあるのか、もしあるとするならば、何をその中でまちづくりの目標とするのか、そういった事柄などについて、もう一度検証し自分自身に問いかけ、確認をし、整理をしなければならぬのではないかと、そのように感じております。しかし、今時点で、私自身が忙しさにかまけて、なかなかそれらの作業というものが滞っている状況でございます。本日御質問を受けましたので、それらについて、なるべく早い時期に整理をして、しかるべき時期に町民の皆様にそのことについての御報告とあわせて、考え方を述べさせていただきたいと思っておりますので、本日については、このような形での話と御答弁とさせていただきたいとそうように思っております。今後ともさまざまな視点から御指導を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 それぞれ御答弁をいただきました。全体の流れを見ると、感想を申し上げます。とにかく一番最初に指摘した、地域経済循環については、かなりの程度、意見が一致をみているというふうに私も思っております。そういう意味で、住宅リフォーム事業の今後の継続ということが、お互い一致をみたということで、大変感謝を申し上げたいというふうに思っております。そして、さらに、その観点から新しい展開についても、ポイントカード事業の成果と連携について、あわせてもう少しお聞かせを願いたいのですが、一番の問題点は、住宅リフォーム事業の丸投げについては十分理解されていることで、地元企業を重点的に考えて、それを観点とした経済循環を考えると、こういうことでよろしかろうと思いますが、ポイントカードを私が聞いたかという、答弁としては、要綱については強制はできないというような中身でございましたが、ポイントカードの発行主体に、住宅リフォーム事業者になっていただくということが大事だと思います。今でも、非常に善意に思っている住宅リフォーム事業者は、契約における印紙分だけをポイントカードを出しております、だけど私たち小売業者でございますから、目玉の商業を売っている時でも、赤字であっても、ポイントカードはつけていますよ。ですから、総体的な粗利益の問題だと思うのですが、値引きだという見方もありますが、販売促進ですので、そういう観点からいうと、やはり、その意味を、主旨を理解していただくと、そういうことによって、指定管理業者についても、こういうポイントカードの発行主体になってもらいたいと、このように考えている次第であります。そのことについても、もう一度お聞かせを願いたいと思います。大項目の1ですからまとめて申し上げます。店舗リニューアル事業については、私の政策提案を十分理解をしていただいて、十分検討されているようでございますので、中身について詳しいことは申し上げなくとも、方向性については十分理解しましたので、あわせてもう一度お答えをいただければありがたいと思います。以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど申しました中でも、住宅リフォームをされている事業者の方々などにも、ポイントカード会にまず加入をしていただくということが、1番大前提になるのではないかと考えております。そういった方々に加入をしていただくための呼び水となるような、形はどんなものがあるのか、そのことについて、先ほど言いました新しい制度、3年間で一つの区切りがつかますので、その中で次の制度の中には、そういったその戦略といいましょうか、取り組みを付加していかなければならないのではないかと、どういったところがその事業者の方々の理解をいただきながら、加入促進につながるものになるかというようなことについて、さらに検討を加えていきたいというような趣旨での先ほどの御答弁でございました。そのような中で取り組ませていただきたいと思います。また、指定管理者が

ポイントカードを発行する可能性ということで、そういうところも加入してもらうのが必要ではないか、指定管理者制度といいますのは、単に業務委託を受けた項目だけ行うということではなくて、指定管理者が独自の自主事業として、さまざまな収益事業も可能にしている部分がございます。そんな中で、先ほど私が言いました、裁量権というものも業務委託から見ると、非常に大きくなっている。そこを有効に活用していただくこと、そのことを進めるに当たって、議員の言葉をかりればそのPR効果というようなところも関わってくるのではないかと、そんな意味で取り組んでいただくことも一つの方策ではないかというふうに思います。いずれにいたしましても、ポイントカードというものをさらに地域の通貨的に使っていく、そのことを考えますと、より多くの事業者がそこに参加をする、それは、商業のその小売の分野だけではなくて、サービスを提供する事業所であっても可能ではないかというふうに思っております。そういう発想を持ちながら、ポイントカード会の皆さん方とも話をしながら協議を進めながら、さらに現在60店舗ということではありますけれども、その拡大を図ってまいりたいとそうように考えているところでございます。また、地域におけるその店舗を、商工業の方々は特に小売、飲食などにおける地域の底支えという効果というものは大きいものがあるだろうと、しかし、現在の経済状況の中、販売状況の中では、今あるその店舗などについて新しく切りかえていくというのはなかなか難しいという中で、そういうところを町として応援することによって、地域の中から、商工業、飲食店などの分野、特に、底支えをしていただくということが必要ではないかと思っております。さらに、地域の中で、そういうようなものに取り組んでみたいというような方々に対して応援をする、そういうところもあわせて、本来必要ではないかと、そんな議論もしているところでございます。ただ、先ほど言いましたように、具体的な形としてお示しをできるような段階になっておりませんので、申し上げるということまでにはなりませんけれども、店舗のリニューアルなどについては、住宅リフォーム事業というものが一つのベースになって、制度設計をしていくことがいいのではないかと考えておりますので、似たような形になってくるだろうと、そのように考えているところでございます。そんな中で、さまざまな御発案などがあれば、またお教えをいただければと思っております。よろしく願いいたします。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 北見市の市議会議員と話す機会がありまして、ポイントカードのことにについてなんですけれども、地方自治体が加盟店になったと、これはもう全国的にも前例がないのではないかと私は思っております、極めて積極的に評価しているのです。そういう意味で、市議会議員も北見市でも何とか導入を図りたいという話も、個人的な意見としていただいたという経緯もございますので、私が何が言いたいかというと、積極姿勢をもって、個別の政策ですぐれた点があったとしても、いろいろな関係政策と相乗効果を図る、複合化を図るという観点を持て

ば、余りお金をかけないでも、効果は絶大的になるということを申し上げておきたいと思いますので、御答弁のままで、1の問題についてはよろしかろうと思います。

続いて、2の指定管理と働く環境についてに移りたいと思います。いろいろと御答弁をいただきました。モニタリング評価もしていると、でも町民の間からは出来レースではないのかと、余り固定化されていることについては、そういう指摘も出ておりますし、十分な住民サービスと利用者の利便性の確保が図られてない、という指摘も、個別の案件においては特に集中的にあらわれています。このことについて、行政指導のあり方にもかかわるわけでありますけれども、行政指導のあり方として、監督の観点からいっても、監査機能を含めて十分にやっているというお話でございますが、ここが十分な形でないからこそ、いつまでたっても解決ができないまま事態が進行したということも言えるかと思います。この見方についてはさまざまな見方があるかと思いますが、そういう観点からいっても、指定管理上における、行政指導のあり方というのは、私はこれからの制度の維持にとっての肝だと思っています。先ほども話がありましたように、監査機能の強化ということは言われておりますが、中身によっては、職員派遣の常駐化ということも検討しなければならないのではないかと、そういうことを行わなければ、あとは短絡的に、指定管理制度がうまくいかなかったと称して、直営に戻すということにしかなくなります。この点についても、もう一度お尋ねをしておきたいと思いますが、直営制度に戻すよりはその前の努力が必要だと思っています。指定管理業者との間の関係も含めて、この辺がどのように進められてきたかということは、個別の案件ですから名前を挙げてもいいのですが、朝日ヶ丘公園などは典型的にそうです。そういう問題が起きています。このことについて、もっと突っ込んだ御答弁をいただければありがたいと、このように思っております。大きな項目ですからまとめて申し上げますと、労働組合については、なかなか創設するわけにいかないという趣旨の・・・・・・・・。

◇議 長 小島議員、これは指定管理者のことなのだけれど、3つあるけれど、これをまとめてということですか。

◇小島議員 大項目だからまとめて言っているのだらうと思ったが、小さく割っていきますか。

◇議 長 それの方が一問一答になると思う。

◇小島議員 それでも結構です。今までのところをお聞きします。

◇議 長 山下町長

◇町 長 ポイントカードという、そのものはそんなにすごい制度でもないかと思

っておりますけれども、可能性のある制度だというふうに思っております。そのためには先ほど言ったように、そこに参画する方々をいかにふやしていくかということでありまして、その中で、先ほど言いました、小売、飲食というところだけではなくて、いろいろなサービスの提供者も含めて管理をしていただく、そのことが地域のさまざまな商行為のところで活性化するのではないかと、その相乗効果そのものをねらった施策であろうかと思えます。私はよくわかりませんが、職員などがどこかの、ちょっと忘れましたが、その商工団体といひましょうか、そういうところからお声がかかりまして、私どもの町の地域のポイントカードの取り組みなどについてお話をさせていただくような機会もあったかに思えます。そんな中では、地域の皆さん方、地域というのは他の地域の皆さん方から注目もいただいているのかなと、そのように思っておりますが、もっとも効果の上がるような取り組みに努力をしていかなければならないなと思っております。また、指定管理者制度については先ほど言いましたように、議会の議決もいただくとか監査にも付す、さらには指定管理者選定委員会での議論もある、さまざまな議論が公の場でされて、そして町民の皆さん方もさまざまな考え方を持って御意見を述べられているというふうに感じております。もし従来の業務委託の範疇であれば、その内側の中だけでの議論になっているのかというふうに思えます。今回、御指摘の事例などについては、私どもとして大きく反省をする部分でございますので、取り扱いなどについては、さまざまな御議論いただきましたので、今後のあり方については、お諮りをしてまいりたいというふうに思っております。そんな中で一番行政として先ほど言った透明感はでき上がってまいりましたけれども、一番心配されるところは、行政としての責任、役割というものを、十分果たし切れていないのではないかと、言葉は適切ではないかもしれませんが、丸投げ状態にしているのではないかと、そのような、御指摘、御不安、心配な面が、議員各位や町民の方々から寄せられているのだと、そのように受けとめております。当然、設置者としての責任という分野もありますし、ただ、余り出しゃばると自由な発想を阻害しかねないなどという側面もあります。しかし、先ほどの御心配の向きから言えば、もう少し行政としてののかかわりを十分持つと、さらに、その指定管理者となった業者の方々と、行政がしっかりと意思疎通をしながら協議を持って進めていく、ということを皆さん方に見えるところで行っていかねばならないのだと、そのように感じているところでございます。そんな中では、過去には議員からはなるべくそういう外郭団体などの職員の派遣はいかなものかと、というような御指摘をいただきましたけれども、今回のような事例を受けた中では、場合によっては、そういう体制も必要なのではないかというようにお話だったかと思えます。確かに今は第三セクターなどへの、またさらに、民間への職員派遣というような道も開かれております。場合によっては、そういうことでの解決ということも、今後考えていかなければならないのかとも思えます。さまざまな視点から御指摘をいただいておりますので、そのことについては非常に重く受けとめながら、対処してまいりたいとそのように考えておりますので、今後とも、御指導いただきますようお願いを申し上げた

いと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 非常に具体的な話を一つさせていただきます。町長の答弁に何の異論もありません。方向性は了としたいと思います。1つ具体的なことを申し上げます。直営のときにはですね、購入物資は地元業者から基本的にとっているのですよね。ところが指定管理業者になると、そこがみそなのですけれども、必ずしも地元業者を経由しないで、経営の観点から言うと、より安いものを町外から買うということは起きているのですよ、現実には。だから、このことなどをどう考えているか、聞きたいと思います。お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 そのような御指摘を別な場所でもいただいております。対応でございますけれども、本来、指定管理者となっております、我が町の19施設の指定管理者の方々については、1社を除いてすべて町内の業者の方々でございます。行政が地元調達ということで、意を払いながら地域の経済循環を進めるということから考えますと、町内の業者の皆さんがほとんどでございますので、その意を組んでいただきながら、そういった趣旨に基づいて、経営活動、資材の調達などもしていただきたいものだ、またしてくれるものだというような意識の中からお願いなどはしてきた経過にあります。しかし、一方で経済効果、経済としての委託業務であるというようなことから、より安いものといいましようか、というようなこともあってか、町外から購入されたというような事例も、私としても承知をしております。今までは、そういったものについては、単になるべく町内の業者から購入をというような、お願いの向きだけで、強制力としては非常に軽いところに存在していたかというふうに思います。指定管理者の業者の方々とは、町と基本協定、それから個別の業務協定などを結びますけれども、今後、基本協定などにおいて、そのようなことをしっかり明記をして、文書でもって取り交わした中で、その取り扱いについて善処を願うというようなやり方もあるのではないかと、そのように思っております。口頭におけるそういった趣旨に対する理解を深めることはもちろんでありますけれども、そのような方策もとりながら、そういう抜け落ちるような視点がないように努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。そのように進めていただきたいと思います。積極的な判断でお進め願いたいと思っております。

大きな2番の③のことなのですが、労働環境の現状把握等々、答弁をいただいたところでありますけれども、私が考えるに、やっぱり労働環境を守るというの

は、労働組合がないとだめだと思います。何を言いたいかというと、本来ならば指定管理制度を導入したときに、自治労から方針が出ているのですが、この職員組合での組織集約で組合化するという方針も一時期出ておりましたし、そういう観点で、もしできない場合については、職員組合の支援による地域一般労組の、あるいはユニオンというのですか、そういう結成を図るということを配慮しないと、労働環境は、先ほど町長が答弁されたように、いろいろ配慮して予算をつけていると言っても、実際はそうにならない可能性もあるのです。その配慮が生きないということのために、私は共生ということは言えないと思うのですが、そういうことも指定管理上の、選定における条件といいますか、十分な資格だというふうに思うような指導をしてもらいたいものだと思うのですが、答弁をお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私どもの町にあります、役場組織機構に付随する労働組合、職員団体、自治体労働者の、自治労と言われるところからの、町に対する要求項目の中には、そういった非正規の方々に対する賃金給与体系の引き上げというようなものもございます。それについては、この平成26年度に向けて改定をし、底上げを図るというようなことを、例えばしてございます。そのことに付随しまして、先ほど言いました、町が関与してつくってきた第三セクターなど、東藻琴芝桜温泉管理公社、めまんべつ産業開発公社、大空町青少年育成協会などございますけれども、そういったようなところにも波及するものと思っております。ただ組織として、会社組織、財団組織として一つ形がありますので、その議論経過も踏まえなければならないと思っておりますが、町が嘱託職員、臨時職員等のそういった非正規と言われる方々の賃金を引き上げたことによって、そのところも当然上がってくるものと、そのように考えてございます。行政からの指導という意味でいいますと、各セクターなどには、町の職員を派遣しているところもございます。職員を介して、その役員の方々にも含めまして、この数年間、例えば職員給与の引き上げについて、私から何度となく、お願いをしてきているところであります。私が役場にいる中で、一番そのことについて発言をさせていただいて、そしてその基準なるものをつくってほしいと。また、先ほど言いました、諸経費などについても、平成24年度から4%計上してございます。その使い方の裁量というものは、相手側に任せているわけであります。一方で実施事業などを行ったときの収益、さらにそれをもって新しい事業をやることも一つでありますけれども、頑張っている、そこで働いている職員の方々にいかに還元をするか、そのことが組織としての充実にもつながって、次にもつながるというようなことから、そういう視点もぜひ持ってほしいと、その基準なるものも、お互いの団体組織として確立してほしいということを常々申し上げておりますが、なかなか十分ではないというようなことから、今回は、まず役場の側の、先ほど言った臨時職員、嘱託職員の方々などの給与について見直しを行うという、そういうところか

ら、きっかけをつくって、そして、ほかのところの職員の方々の給与の見直しなどについても波及していただけるように、お願いをしたいものだという意味も込めて、取り組んでいるところでございます。これからもそういった向きについては、十分私どもからもお話を申し上げたいと思いますし、そういう環境がなかなか整えられないということであれば、そういう給与体系の制度化などについて、私どもの職員のアイデアといいたいでしょうか、事務的な相談なども含めて、させていただきながら、そのことが常時できるような形をとってまいりたいなど、そのように思っているところでございます。また、後ほどにはなろうかと思えますけれども、そういった方々の組織化ということについては、先ほど言いました、私どもの職員の職員組合などはどのように考えているのか、正直申し上げて具体的に確認したことはございませんでしたので、何かそういうような考え方があるのか、後ほど、確認などはしておきたいとそのように思っております。

以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 それぞれ御答弁いただきました。私の期待する答弁でもありますので、そのように積極的に進めていただきたいと思います。

いよいよ皆さんが一番期待している大きな3の、町政に対する来期の抱負について、ということで答弁をいただきました。非常に謙虚なお答えがありまして、50点のできだと、こういう話もありましたし、やり残したこともあるというふうに答弁があったかのように思います。したがって、住民の支持があるかどうかというのが大事なポイントでもあります。住民のことを常々念頭において町政を施行すれば、住民の皆さんはついてくると思います。いろいろな点で問題点は抱え込むわけではありますが、それに対する率直で、しかも、誠実な対応さえあれば、十分町政は運営できると思っておりますし、そういう意味で町長が来期に向けて強い決意表明をしていただきたいと思います。場所と時間を選びたいということでもありますので、これ以上追及はしませんが、答弁を求めませんが、改めてもう一度感想を述べていただいて、私の一般質問を終えたいと思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 激励をいただきまして、ありがとうございます。先ほど言いましたように、自分自身で本当はもっと早くいろいろなことの整理確認などをおこななければならないわけでもありますけれども、いろいろなことに忙殺されながら十分できておりません。また周辺の自治体などでは、体調がすぐれなく、そういうところに臨めないというような方のお話などもございました。そんな中で現在、なるべく時間をおくことなく、私の考え方などをしっかりと話し申し上げる機会に、その場所というものを考えております。その中で、そのときまでに、しっ

りと先ほど申しましたことなどを整理を申し上げて、皆さん方にお話ししてまいりたいと思っております。議員からいただきました、今回での御質問、大変ありがたく受けとめております。そんな中で、このような答弁しか今できないことをお許しを頂きたいと思っております。なるべく早い時期に、そのような形で御報告させていただきたいと思っておりますので、今後とも、御指導賜りますようお願いを申し上げます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
お諮りします。あした１２月１８日は、議事の都合により休会いたしたいと思
います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、１２月１８日は休会することに決定しました。
あしたは常任委員会等の会議が予定されております。午前９時３０分までに議
員控室に御参集願います。
本日はこれにて散会します。
御苦労さまでした。

散会 午後４時３２分

平成 2 5 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成25年12月17日
- ・ 開 会 平成25年12月17日
- ・ 閉 会 平成25年12月19日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	齋	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	産業課長
総合支所	長	産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民福祉課長
総務課	参事	産業建設課長
住民課	長	総務課主幹
福祉課	長	
教育	長	生涯学習課参事
生涯学習課	長	
監査委員事務局	長	農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成 25 年第 4 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、6 番 植田泰弘議員及び 7 番、松岡克美議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたします。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12 名全員であります。

本日提出の議会提出議案書は、お手元に配付しているとおりであります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付している
とおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりでありま
す。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 認定第 1 号から認定第 8 号

◇議 長 日程第 2、認定第 1 号 平成 24 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定
についてから認定第 8 号 平成 24 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳
出決算認定についてまでの 8 件を一括議題とします。

本件は、平成 25 年第 3 回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として
決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものでございます。

したがって、本件の審査結果について、決算審査特別委員会委員長の報告を求
めます。

決算審査特別委員会委員長、近藤哲雄議員。

◇決算審査特別委員会委員長 決算審査特別委員会における審査の結果について、御
報告いたします。

議会提出議案書の 1 ページ及び 3 ページをごらんいただきたいと思います。平
成 25 年第 3 回大空町議会定例会において設置され、当委員会に審査の付託があ

りました事件は、認定第1号 平成24年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成24年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成24年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成24年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成24年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての8事件であります。

去る10月24日、当議会議事堂におきまして、審査のための特別委員会を開催し、町長を初め関係職員の出席を求めて、慎重な審査の結果、委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第8号までの8事件はすべて「原案のとおり認定すべき」と決定しました。

以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これから認定第1号 平成24年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括して採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。この8件の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成24年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第3 諮問第2号

◇議 長 日程第3、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。

議案書の１ページをお開き願いたいと存じます。「諮問第２号 人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員 上村則子が平成２６年３月３１日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、次の者を後任委員に推薦することについて議会の意見を求める。

平成２５年１２月１７日提出 大空町長 山下英二」

住所は北海道網走郡大空町東藻琴５００番地の１１、氏名は高木国広、生年月日は昭和２４年７月２９日生まれの６４歳でございます。

高木氏は、長く教育に携わるとともに、本町に居を移されてからは幅広く地域活動にも参画をされている人材でございます。このたびの改選に当たり、人権擁護委員に適任であると判断いたしましたことから、同氏を推薦申し上げたく議会の意見を求めるものでございます。

本人の経歴につきましては、参考資料の１ページ、２ページに記載しておりますので、御参照願いたいと存じます。

提案理由を説明させていただきました。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前１０時 ９分

再開 午前１０時 ９分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり、適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付いたしました意見書のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎日程第４ 議案第７９号

◇議 長 日程第４、議案第７９号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

丹治生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書 3 ページでございます。「議案第 79 号 指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 17 日提出 大空町長 山下英二

記、1 施設の名称等、大空町東藻琴 360 番地の 1 東藻琴農村環境改善センター・東藻琴公民館、2 指定管理者の名称等、網走郡美幌町字青山北 43 番地 8 フジケンビルサービス株式会社 代表取締役 畠山隆、3 指定の期間、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」

東藻琴農村環境改善センターは、町民の学習活動の振興と生活技術の習得など、住民福祉の増進に寄与することを目的としまして、昭和 55 年 11 月に設置された施設であります。

指定管理者の指定手続に当たりましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして公募を行った結果、現在の指定管理者でありますフジケンビルサービス株式会社、1 社のみの応募でありました。

フジケンビルサービス株式会社につきましては、同施設の現在の指定管理者であり、施設を活用した事業展開による生涯学習の振興とともに、安全を考慮した安心な施設管理が見込まれることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、指定管理者選定委員会による審査の結果、候補者として選定したところでございます。

施設の概要等につきましては、参考資料の 3 ページに掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、提案の説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 79 号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 80 号

- ◇議 長 日程第 5、議案第 80 号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
福田産業課長。

- ◇産業課長 議案書 5 ページでございます。「議案第 80 号 指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 17 日提出 大空町長 山下英二

記、1 施設の名称等、大空町女満別昭和 96 番地 1 メルヘン公園、2 指定管理者の名称等、大空町女満別昭和 96 番地 1 一般財団法人めまんべつ産業開発公社 理事長 濱名敏之、3 指定の期間、平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」

メルヘン公園につきましては、町民及び都市住民が農業体験をとおして交流を深めるとともに、農畜産物の加工・研究活動の機会を通じ、地域の活性化と農業の振興を図ることを目的に建設され、平成 13 年 4 月に開設をしております。この施設につきましては、開設当初からこれまで、めまんべつ産業開発公社におきまして管理を受託いただき、平成 18 年 9 月からは指定管理者として指定をしているところでございます。

今回の指定手続に当たりましては、これまで管理をしてまいりましためまんべつ産業開発公社が、施設管理のノウハウやメルヘン公園の設置目的を達成すべく職員体制も整えられており、また利用者が満足する住民サービスなどを提供してきた実績や管理運営を安定して行うための有資格者も有しており、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものと見込まれますことから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、指定管理者の公募を行わず選定をいたしましたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、施設の概要などにつきましては、参考資料の 5 ページに記載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第81号

◇議 長 日程第6、議案第81号 財産の無償貸付についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書7ページをお開きください。「議案第81号 財産の無償貸付について

次のとおり、財産を無償貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月17日提出 大空町長 山下英二」

医療法人社団双心会に対しては、大空町医療計画に基づき、基幹病院である女満別中央病院の医療の確保を図ることを目的に、病院周辺の土地及び医師住宅等は無償で貸し付けをしてきたところでございます。平成26年3月31日をもって契約期間が満了することから、再度無償貸し付けを行いたく、議会の議決を得ようとするものでございます。

記、1 無償貸し付けの目的、大空町医療計画に基づき、医療供給体制を確保するため、土地及び建物を無償貸し付けするものでございます。2 無償貸し付けする土地の所在地、種別、数量、別紙のとおり。議案書8ページ、別紙として土地、建物の所在、種別、数量を載せてございます。また、大空町議会定例会参考資料7ページに、町有財産無償貸し付け予定土地・建物配置図を載せてございます。①から④の太線で囲っている部分でございます。

議案書8ページをお開きください。「別紙、1 土地、網走郡大空町女満別西4条4丁目64番33 宅地634.70平方メートル、網走郡大空町女満別西4条4丁目64番45の一部 宅地20.00平方メートル、網走郡大空町女満別西4条4丁目64番51 宅地622.81平方メートル、網走郡大空町女満別西4条4丁目247番12 宅地23.84平方メートル、地積合計4筆で1,301.35平方メートル。2 建物、(1)住宅、所在地 網走郡大空町女満別西4条4丁目64番33、構造・数量 木造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建 1棟 364.78平方メートル、(2)車庫、所在地 網走郡大空町女満別西4条4丁目64番45、構造・数量 軽量鉄骨造 1棟 18.72平方メートル、面積合計383.50平方メートル」でございます。

議案書7ページをお開きください。3 無償貸し付けの期間、平成26年4月

1日から平成29年3月31日の3年間でございます。

4 無償貸し付けの相手方、網走郡大空町女満別西4条4丁目1番29号 医療法人社団双心会 理事長 服部怜美、5 無償貸し付けの条件、使用貸借契約によるとしているところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第81号 財産の無償貸付けについてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第81号 財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第82号

◇議 長 日程第7、議案第82号 大空町債権管理条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の9ページをお開き願います。「議案第82号 大空町債権管理条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年12月17日提出 大空町長 山下英二」

11ページをお開きください。町税等の公債権につきましては、本年5月に約2,200万円の不納欠損処理を行いました。時効の期間を経過している町営住宅使用料等の私債権があり、今後これらの私債権も含めた債権全体について適切に事務処理をする必要があります。今回、多額の不納欠損処理をするに至り、その反省から債権の回収及び整理を総合的に推進するため、全庁統一的な債権管理ルールを定めた債権管理条例を制定し、取り組むものであります。

町の債権の滞納処分等について、強制徴収債権は地方税法や国税徴収法に基づき、町税条例等の規定により行ってきました。また、非強制徴収債権は地方自治

法施行令に基づき、税外諸収入金の徴収に関する条例や財務規則等の規定により行ってきました。各課の担当がそれぞれの法令等により事務処理をしてきましたが、統一的なよりどころとなる条例が未整備なことも、今回の多額の不納欠損処理に至った原因と捉えております。

新しい条例は、町の債権全体の管理方法等について定めることとしております。特に、非強制徴収債権については、税外諸収入金の徴収に関する条例や財務規則の関係規定を統合して整理いたします。また、非強制徴収債権については町の債権であっても、法令に基づく調査権は付与されておりません。このため、町が保有する滞納者情報について、関係各課で利用ができるようにいたします。さらに、私債権は債務者からの時効の援用がなければ債権が消滅しません。このため、事実上徴収が不可能な場合にあっては、債権放棄ができるようにし、債権管理業務の効率化を図ってまいります。この新しい条例を施行するに当たりましては、必要な事項を新たな規則に定め、債権管理業務を適切に処理してまいります。

条例の内容につきましては、参考資料で説明いたします。参考資料の9ページをお開き願います。大空町債権管理条例の概要等であります。まず、第1条、大空町債権管理条例の目的を明らかにしたものです。町の債権の管理について、債権の発生から消滅に至るまでの事務手続に必要な事項を定め、適正な管理を行うことにより町民負担の公平の確保と円滑な財政運営に資することを目的としております。第2条は、定義として用語の意義を定めております。強制徴収債権は個別の法令の規定により、町が直接滞納処分できる債権で町税、下水道使用料、介護保険料等をいいます。非強制徴収公債権は個別の法令に根拠規定がないため、納付交渉等の一定の手続をしても未納の場合に、裁判所等に申し出て強制執行することとなる債権です。個別排水使用料、幼稚園使用料、し尿処理手数料等をいいます。私債権は契約等の当事者間の合意に基づき発生する債権です。非強制徴収公債権と同様に裁判所等に申し出て、強制執行を行うものです。町営住宅使用料、簡易水道料、奨学金等をいいます。第3条につきましては、他の法令等との関係を定めております。条例は基本的には地方自治法や地方自治法施行令に基づく町の債権管理の一般的ルールを定めるものです。ただし、他の法令等、例えば地方税法のように特別の定めがある場合は、それが優先して適用されることとなります。第4条につきましては、町の債権を適正に管理すべき町長の責任について定めています。町長は、債権の発生から消滅に至るまでの債権の管理に関する事務について、法令の定めるところにより適正に行わなければなりません。そのために、体制の強化や職員の資質向上などに取り組み、条例の目的を達成するように努めなければなりません。第5条につきましては、町の債権を適正に管理するために台帳を整備することを定めています。債権を適正に管理・回収していくためには、その記録の整備が重要であるため、条例に規定したものであります。また、台帳を整備して債権について正確な記録をしておくことは、訴訟等を行う場合の証拠としても必要になります。第6条につきましては、滞納者に関する情報について定めております。町の債権管理に関する事務を効果的に行うために必

要な限度で、町税等の他の債権を有する滞納者情報を関係各課、実施機関で利用することについて規定しております。これにより、法令の規定による調査権がなく納付資力等の調査ができない非強制徴収債権においても、滞納者の状況等を把握し滞納債権の徴収事務に活用することが可能となります。なお、滞納者情報の利用に当たっては、各種法令等の規定を遵守し、かつ外部等に情報の漏えいがないよう個人情報の管理に万全を期してまいります。第7条につきましては、町の債権を履行期限までに履行しない場合の督促について定めております。この規定は、法第231条の3第1項及び施行令第171条の確認規定で、施行令で表現されている内容を規定しております。条文中に「法令等で定める」とあるのは、強制徴収債権は地方税法に規定され、その他の強制徴収債権は法第231条の3第3項に「地方税の滞納処分の例による」と規定されています。非強制徴収債権は、施行令第171条に規定されております。備考欄のほうなんですけれども、督促する場合は督促状により履行期限後20日以内に行い、その指定する期限は督促を行う日から15日以内と大空町債権管理条例施行規則に定めます。第8条につきましては、延滞金について定めております。納期限までに納められた方との公平を保つために、納付までの日数に応じて延滞金を徴収します。私債権の場合は遅延損害金と表現されますが、遅延損害金は損害賠償金に含まれるので、ここでは括弧書きに損害賠償金を含むと表現しております。税外諸収入金の徴収に関する条例では、地方税の例によるとしておりましたが、強制徴収債権と非強制徴収公債権は、その性格から地方税の延滞金に準じて規定し、私債権については、特段の定めのない場合の根拠が民法にあるので、5%としております。延滞金の額の計算については、税外諸収入金の徴収に関する条例により計算の基礎となる督促金額が100円未満は切り捨てし、算定された延滞金の額が10円未満の端数は徴収しないとしておりましたが、何十円の延滞金を徴収することは事務上も煩雑になり費用対効果が出ないので、基礎となる金額の端数1,000円未満とその額が2,000円未満であれば切り捨てし、延滞金も100円未満の端数とその全額が1,000円未満であれば切り捨てることとしました。ちなみに地方税の例でいきますと、現在では14.6%ですけれども、平成26年1月1日からは特例によりまして9.3%になります。1カ月以内の場合は、現在は4.3%ですが、平成26年1月1日からは特例により3.0%になる予定であります。第9条につきましては、やむを得ない事由により履行期限までに納付ができなかった場合には、延滞金を減免することについて定めております。備考欄ですけれども、延滞金の減免となる事由、申請等の事務手続については規則に定めます。また、申請により減免事由に該当すれば10割減免することとしております。

11ページの第10条ですけれども、町税等の強制徴収債権の滞納処分等につきましては、法令に定める要件に従わなければならない旨を定めております。この規定は、地方税法第48条第1項や法第231条の3第3項の規定に従い行うことを確認する確認規定となっております。第11条非強制徴収債権について督促後も履行されない場合の強制執行等の措置をとることについて定めております。

この規定は、施行令第171条の2の確認規定で、施行令で表現されている内容を規定しております。非強制徴収債権は、差し押さえ等の強制執行権が付与されていないので、最終的には裁判所に履行の強制を求めなければなりません。条文中に徴収停止の措置をとる場合、履行期限を延長する場合、その他特別の事情があると認める場合はこの限りでないと規定しておりますが、督促後1年を経過しても強制執行の法的措置をとらなくてもよい場合のことをいっております。第2号の債務名義につきましては、強制執行によって実現されることが予定される請求権の存在、範囲、債務者、債権者を表示した公の文書で、訴訟の判決文や和解調停書などがそれに当たります。裁判所の力をかりて強制的に債権の内容を実現するものであります。債務名義は非強制徴収債権を強制執行するための前提要件となります。第3号中、第2号に該当しない非強制徴収債権について規定し、担保や保証人のない債権、債務名義のない債権については、訴訟手続によることとしております。条文中「非訴事件の手続を含む」とありますが、裁判所が通常の訴訟手続によらず補佐的に後ろ盾となり、紛争の予防や除去を行う事件をいうものであります。備考欄ですけれども、上のほうですけれども、条例第11条中「督促をした後相当の期間を経過しても履行されない」とありますが、相当の期間を規則により「1年を限度」と定めることとしております。第12条につきましては、債務者の信用状態に不安が生じた場合等の履行期限の繰り上げについて定めております。この規定は、施行令第171条の3の確認規定で、施行令で表現されている内容を規定しております。履行期限を繰り上げるというのは、契約等に定める履行期限ではなく町が指定する期日に早めることをいいます。備考欄ですけれども、履行期限を繰り上げる場合の事由は、規則で民法第137条の規定によると表現しております。第13条につきましては、債務者が強制執行等を受けた場合の債権の申し出及び町の債権を保全するための仮差し押さえ等の措置について定めております。この規定は、施行令第171条の4の確認規定で、施行令で表現されている内容を規定しております。備考欄ですけれども、配当の要求等債権の申し出る場合の具体的事由は、規則で定めることとしております。

次のページであります。債務者に対し町以外の債権者が強制執行の手続や破産の申し立てを行った場合には、町は裁判所に対し配当の要求をするなどの町としての権利を確実に行使し、債権を回収すべきことを定めております。第14条につきましては、非強制徴収債権について法人が事業を休止したり、債務者が所在不明になった場合の徴収停止について定めております。この規定は、施行令第171条の5の確認規定で、施行令で表現されている内容を規定しております。強制徴収債権については、法第231条の3の規定により、地方税の滞納処分の例によりできるとされ、地方税法では国税徴収法の例によると規定され、非強制徴収債権については施行令第171条の5で規定されております。第15条につきましては、非強制徴収債権について債務者が生活困窮などの場合の履行期限の延長について定めています。この規定は、施行令第171条の確認規定で、施行令で表現されている内容を規定しております。この規定では、強制徴収債権については触れておりませんが、施行令が非強制徴収債権についてのみ規定しているから

であります。強制徴収債権は徴収の猶予があり、地方税法の例によるとして、地方税法第15条に分割納付等の規定がされております。条文中に「特約または処分」という表現がありますが、私債権は契約等により行われるので「特約」という表現をし、し尿処理手数料などの非強制徴収公債権は、行政処分により行われるもので「処分」という表現になっております。第2項につきましては、履行期限の延長の特約が成立するまでに発生した延滞金は免除できないことを規定しております。備考欄ですけれども、履行延期の特約の手続、条件につきましては規則に定めることとしております。第16条につきましては、債務免除について定めています。この規定は、施行令第171条の7の確認規定で、施行令で表現されている内容を規定しております。履行延期の特約または処分した日から10年を経過した後においても、債務者が無資力等の場合は非強制徴収債権を免除できる規定で、施行令第171条の7第3項で議会の議決は要しないと規定されております。第17条につきましては、非強制徴収債権の放棄について定めています。地方自治法第96条は議決事件について規定しており、「法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」が定められています。この規定により、非強制徴収債権の放棄について定めるものです。この権利を放棄することとは、地方公共団体の有する権利を放棄することで、権利の放棄とは権利者の意思行為により権利を消滅させることなので、単に権利を行使しない場合は含まれません。また、時効の完成等により権利が消滅する場合も権利の放棄ではありません。「法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合」には、個々の権利の放棄について個別の議決を要しないこととなっております。私債権の場合は、債務者からの時効の援用がなければ消滅しないので、事実上徴収が不可能な私債権は援用がなくても放棄できることとし、債権管理業務の効率化を図ろうとするものであります。債権は全額回収することが原則ですが、債権を効率的、合理的に管理するため、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがない債権については、徴収の停止や債権の放棄を適正に行います。徴収の見込みがない債権をいつまでも管理し続けることは、徴収できる債権に手が回らなくなるなど、適正な債権管理を妨げる要因ともなります。そのため、条件を限定し債権を放棄できることとしております。ただし、町の財産であるため安易な放棄は行わず、保証人から徴収ができる見込みがあるなどの場合には、債権の放棄は行いません。なお、債権の放棄を行った場合は、議会に報告することとしております。備考欄ですが、条例第17条第4号の徴収停止をした場合に「相当の期間を経過した」とありますが、相当の期間を規則に定めます。債権の時効の期間によってそれぞれ年数を定めます。3年以下の債権の場合は1年、3年を超え5年以下の債権の場合は3年、5年を超える債権は5年と規定しようとしております。第18条につきまして、規則への委任規定であります。

附則第1項は、施行日について規定していますけれども、施行日は平成26年1月1日としております。これは国税、地方税法の延滞金の特例が平成26年1月1日に施行されるためであります。また、ただし書きで、「私債権に係る第8条

及び第9条の規定は、平成26年4月1日から施行する。」となっております。私債権についての延滞金の規定はこれまで、奨学金以外に定めがなく、延滞金の徴収はしておりませんでした。条例を制定するに当たり、納期限内に納入されている方との公平を保つためにも、民法の規定による延滞金を徴収することといたしました。施行日を平成26年4月1日としたのは、町民への周知期間をとるためであります。附則第2項につきましては、税外諸収入金の徴収に関する条例の廃止規定で、附則第3項は経過措置規定であります。

15ページは、大空町簡易水道事業給水条例の新旧対照表で、第38条につきましては納付期限までに納付しない方の督促、滞納処分については「大空町税外諸収入金の徴収に関する条例」を準用することとしておりましたが、大空町税外諸収入金の徴収に関する条例」を廃止して、「大空町債権管理条例」になりますので、そのように改正しております。

16ページにつきましては、大空町奨学金貸付条例について、遅延利息について規定をしておりましたが、今後債権管理条例により事務を進めることとなりますので、大空町債権管理条例第8条の規定を準用する改正になります。

17ページ以降は、条例の施行規則を参考までに添付しております。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 債権管理条例が上程されております。先ほど来の説明によって、不納欠損処理が2,000万円以上にわたって起きたと、その反省の上に立って提案をしているという趣旨の発言もありました。しかし、どうも総務課長の説明で、僕はひっかかるんですけども。何か条例の不備があったから、そういうものがなかったから、不納欠損処理が生まれたわけではないですよね。私は、時効管理上の一般事務できちんとやっていれば、この問題は起きなかったと実は思っています。それ以外の項目については、いろいろあるかと思いますが、基本的な流れはそうだったと。そういう反省の意と言いながら、そういう意が説明の中に込められていないのが、私はちょっと気になっているところであります。

それから、2点にわたってお聞かせ願いたいのですが、まず第1点として、一番肝心の債権回収に関することは、台帳その他の整備の中で触れられています。しかし、債権回収の基本的な仕方、マニュアルといいますか、取り決めといいますか、そういうことについては、債権管理条例には含めないように感じられますが。もし、そのほかの参考資料で私が見落としているのであれば、債権回収の基本的な実務処理については、どこでうたうのかということをひとつ教えていただきたいと思います。一番大事なところは、そこだと思うんです。何が肝心かといいますと、納付命令書を出して、それで納めてくださいと。しかし、実際にはそれがなかなか行われないということが問題点ですので。過去の徴収を担当してい

た職員から聞いたこともあるのですが、朝に行かないと会わない、夜遅くでない
と会えない、だからもう一所懸命に行ったと。そのときには、現金でもらうこと
もあるという趣旨のことも聞いたのです。預かってくるというようなことがあり
ましたから、そのことも債権管理上のこの条例上にうたわなくていいのかどうな
のかと。いろんな意味での危惧がありますので、その辺についてはどうなってい
るのかということが第1点の趣旨であります。

それから、第2点目です。議案でいうと16ページです。先ほど参考資料の報
告による債権放棄については議会に報告すると、これはそのとおりでいいと思う
のです。ところが、17条の規定の中で、2という項目をつけて「町長は、前項
の規定により専決処分をしたときは、これを議会に報告しなければならない。」
と、こういうふうにならされているのです。私の理解では、専決処分ではないと思
うのです。債権放棄に係ることは、執行権の範囲内と私は理解しています。間違
っていたら訂正してください。その範囲の中で、議会に報告する必要があるのだ
とするという規定があってもいいと思うのです。ただ、この表現を専決処分と書い
たのは、どういう意味なのか。私の頭では、素人判断ではわからないのです。法
律条文解釈上、前項というのは17条の規定に係るものですから、後ほど、議会
発議による専決処分にもかかわることですので、明快にお答えをいただければあ
りがたいと思います。わからないことが、いっぱいだけありますので、丁寧に
答弁していただければ債権管理条例の必要性を私は人一倍認めているつもりで
ありますから。ただ、2点にわたって疑問な点がございまして、丁寧な御答弁
をお願いいたします。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 反省の内容につきまして、込められていないんじゃないかということだ
ったのですけれども、冒頭申し上げましたように、この債権管理条例を制定する
に当たりましては、全課をあげて取り組んでいるものであります。そういう多額
の不納欠損処理をするに当たり、冒頭申し上げましたように、その反省のもと、
こういう統一したその条例がなかったことも一つの要因ではないかということ
で、今回進めております。

それから、債権放棄の議決の関係であります。この関係は、要するに地方自治
法第96条に議決事件について規定しておりますけれども、「法律もしくはこれ
に基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄するこ
と」ということが定められておりまして、この意味は町長の債権放棄につきまし
ては、今おっしゃるように議会の議決が必ずそれぞれの案件に応じて必要です
が、この債権の管理につきましては、この条例に規定することによって専決する
ことができるということを意味しております。その意味で、この専決処分という
表現をしておりますので、それで御理解願いたいと思います。これまでも逐次説
明をしてきたんですけれども、15ページの債権の放棄というのが、ここに書いて
ありますけれども、第17条で町長は非強制徴収債権について、あくまで非強制

徴収債権なのですけれども、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金の全部または一部を放棄することができると、この条文の1条によって専決処分ができるという意味でございますので、よろしくお願いいたします。

マニュアルの関係は住民課長から説明いたします。

◇議 長 藤田住民課長。

◇住民課長 処理事務にかかわります実務処理の関係でございます。これにつきましては、今回提案させていただいております条例に基づきまして進めていくわけですが、これと同時に施行いたしますこの条例の施行規則、こちらのほうに手続等も記載をしているところであります。また、これらを補うために現在大空町税等の滞納処分等取扱基準等、こちらの要領を制定しているわけですが、こちらのほうも改めながら適切な事務処理ができるように改善を図ってまいるところであります。その他、こういった順序で事務処理を進めていくかというようなことにつきましては、内部的な資料ではございますが事務フローをつくりまして、関係職員のほうに配付し事務を進めていくということで、内部的に事務の統一化を図るというふうに考えているところでございます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 最初の件について、私から一言御答弁を申し上げておきたいと思えます。今年度に起きました不納欠損の関係につきましては、町としての大変な反省に立っているわけでございます。その中で私が思いますのは、その徴収に当たる職員のモチベーション、それを組織としてどのように考えていたか、そういうところが反省材料であると。また、職員の人事配置の問題というところにも課題があるのではないかと。さらに、各課が連携して行わなければならないものでありますけれども、組織的に見て、そういった連携のあり方というものがあるかどうか。そんな反省もあります。また、職員自身の知識というものに対するその深まりというところに対しても、十分ではなかったというような反省もあります。そういったもろもろの中の一つとして、連携をとるための手段としての条例というものが不完全であったと。各々のことをしっかりとやっていけば、確かに問題は軽度で済んだかもしれませんが、連携ができないような、そんな単独の縦割りの条例であったという反省に立って、この部分についても手を加えなければならないのではないかと。現在、この条例の提案説明については総務課長が行いまして、具体的な事務の進め方、体制などについては住民課長が答えましたとおり、このほかにも関係各課といたしまして、全課をあげてこの条例について議論を進めながら、これも必要であるという観点から、今回の御提案に至ったところでございます。その点につきましては、説明不足の点があったかと思いますが、そのような考え方をもちまして、今回提案をさせていただいておりますこと

に対して御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長からまで答弁をいただくとは思っておりませんでした。丁寧なる答弁をいただきましたので、その趣旨は評価をいたしたいと思います。ただ、私が2点にわたって聞いたことについて、事例を挙げたのです。現金による領収をすることがあるのかとか、そういうことについての実務的な債権回収の実務については、こちらの参考資料にあるもので規定していますよと言っているのですが、余り私の読み方が悪いのか、その施行規則ですか、そういう状態の中で明瞭なものが見えない気がするのです。私の勘違いでなければ。だから、具体的な事例で回答していただければありがたいと思います。再度お願いしたいと思います。まず、1点ずつやらせてもらいます。

◇議 長 藤田住民課長。

◇住民課長 それでは、お答えしたいと思います。実際に訪問をさせていただいて現金を納付いただいて、領収書を発布してくると、そういったような徴収の方法というのは現在も行われております。そういった中で、それぞれ各担当のほうで行っている場合もありますし、また、共同徴収というようなことで、組織として行っているというような状況もあります。職員、それぞれ関係する者がそういった中で協力しながら進めていくといったことで、今後も進めていかなければならないかなというふうには考えているところでございます。そういったことについても、担当職員の対策会議というものも設けてございますので、再度、こういった場合はどうなんだろうというようなことも含めていろいろと協議をしながら、こうあるべきであるといったようなことについては、検討しながら進めていきますけども、また、そういったようなマニュアルを作成しながら、職員みんなで理解した中で取り進めていきたいというふうに考えております。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 施行規則の中にはうたっていないけれども、現状でも、現金で領収することはあると、行われているということに関して、私は後ほど、議会発議による専決処分の中身にかかわることですから、今ここでは深く申し上げませんが、住民から異議申し立てが出る可能性があるわけです、論理的にですよ。その際に、何かうっかりしたり、領収事務が従前に行われていないような事態が起きたときには、異議申し立ての対象になってしまいますので、私はそれを危惧しているのです。だから、今後はマニュアルをつくりたいというお話でしたが、施行規則なり、ここは不備ですので、何らかの形でつくってもらわなければならないと思うのです。本来ならば、私は債権管理条例の中で債権回収の実務については、うたうべきだ

と。あるいは施行規則で、もうちょっと明確にすべきだとこのように思っておりますので。今後検討していただけるということですから、よろしくお願ひしたいということしか申し上げられませんが、何か川口副町長が答弁をしたがっているようですから、今は一旦終えます。

◇議 長 川口副町長。

◇副 町 長 ただいまの訪問徴収に関する関係でございますけれども、現状の手続としては、徴収できる職員、徴収する担当の職員については現金出納員、さらに税務職員においては徴税吏員証というものはしてございます。当然、徴収に当たってはその身分を明らかにすると、振り込め詐欺とか、いろいろ問題がありますから。やはり職員も今若くなっておりますので、まず身分を明らかにするということが前提で、そのところについては財務規則の中でもありますけれども、今言われた具体的なことの中には、その場に行った場合には領収書を発行すると。確か、その領収書には複写式でナンバーが打たれているかと思ひます。1部は本人にお渡しをする、それから1部は町の控えになってきまして、それを出納課に持っていくます。そのときに現金と領収書をあわせるというような体制をとっておりますけれども、そのより具体的なものは今条例というお話もございましたが、規則かマニュアルの中で、きちっとできるような体制でうたっていきたいなと。常日ごろ、先ほどの対策会議、推進会議のほうは私がその座長というか、トップを務めてございますので、必ず徴収に行く場合にはいろいろなトラブルもあります。お金の問題もありますし、町に対するいろんな苦情等もございまして、必ず最低でも2人体制、1人では行かないということも申してございます。これは毎月1回ほど開催をしていますが、そのたびに申しておりますので、そういったことを、今やっていることをさらに確認しながら、マニュアルの中で位置づけて周知徹底を図っていきたいというふうに考えてございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 今の答弁でいいのですけれども、副町長、私が望んでいるのは施行規則なり、もうちょっとはっきりとした、マニュアルというあいまいな言い方はやめてもらいたいのです。今までもやってきたことですから。それを財務規則上でうたっているという部分もあるのでしょうか。きちんと、余分な話をしますよ、なぜ今、うちの町にレジスターが入ったと思ひますか。現金管理が問題になったから、私が提案をしたのです。そしたら、あんなに高いレジを入れたのでびっくりしたのですけれどね。お金を職員が扱うときはいろんな問題が、起きてはいけないことも起きるのです。うっかりだとか。だから、レジスターを入れたほうが明快だよということから入れたという経緯があるのです。私の提案です、実は。そんなこともあって、何が言いたいかというと、要するに債権回収にかかわ

ることになりますので、ちゃんとうたってほしいのです。施行規則なんか議決要件じゃないでしょうから、施行規則の中でうたうと明確に言ってくれたら、私もはいはいと返事ができるのです。マニュアルというなんだかよくわからないような言い方で、今後は検討したいみたいなことが、債権回収がポイントですので、その実務についての規定を管理条例自体にのっかっていなくても、施行規則上ではうたっていますよというぐらいの積極答弁が実は欲しいなというのが私の期待する質疑なのです。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 マニュアルという言い方をしたので、すごくあいまいではないかという御質疑でございます。それは要綱がいいのか規則がいいのか、十分に検討させていただきまして、ちょっと今言いましたマニュアルという言い方ではなくて、きちんとそういう、今あるうちの例規に即するものの中で定めてさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 1項目については、了解いたしました。そのように慎重に進めていただきたいと思います。

2項目めについては、どうもよくわからないのです、総務課長の説明は。専決処分という言い方をこの際すると、議会の権能の一部を譲り渡す問題の場合に使われると、私は解釈しているのです。執行権上で行われるものについては、あえて専決処分という表現を使わなくてもいいんですよ。私は、町長の判断でやれることは適切にやったらいいと思いますよ。そういう意味で言うのであれば、これは一種の行政処分ですので、専決処分という語句が妥当かどうかというのは、ちょっと疑問の余地があると思っています。この規定は、もう1回確認をしますが、仮に総務課長の言うとおりの専決処分だとしても、前項にかかわることですから、あくまでも権利放棄、債権放棄に限定しているということですね、もう一度確認をしてください。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 専決処分という表現が適正かどうかというのがあるのですけれども、要するにここの条例に債権の放棄と書く、それと同じような効力を発揮するということになるのですけども。例えば、こういう場合のことを想定しております。17条の1号に当該非強制徴収債権について、消滅時効の時効期間が満了したときだとかですね、6番目に「債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、当該非強制徴収債権の徴収の見込みがないと認められるとき。」。私債権につきましては、時効の援用がなければずっとその権利が続いてしまいま

す。例えば、時効が来ても、今までずっと説明してまいりましたけれども、まず本人がこれは時効ですよと、そういう主張がなければずっと永遠にその債権を管理していかなくてはなりません。それでこの17条に規定することによって、要するに権利の放棄、従来でいえば専決処分、これを条例に規定することによって、相手にも会えない、どこに行っているのかもわからない、なかなか他町村に出てもう連絡もとれない、そういう場合に管理をしていくっていうことは、こちらの債権管理の手続もこれ以上は事務上はできないというものを整理していかなければならない。ここに、この17条を規定することによって、従来であればこの規定がなければ、いちいち議会に提案をしてやらなければなりませんので、17条に規定することによって町長がそういうことはできる、議会にいちいち提案しなくてもできるということを限定した中で、ここに決めておりますけれども、そういうことを認めていただきたいということでもありますので、よろしくお願いします。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 私が尋ねているのは、そこで議会に債権放棄を報告しなければいけない、これはいいのですよ。だから、法令上の条文上の言葉として、専決処分という言葉が妥当なのかということを尋ねているのです。そのようなものみたいですねという言い方を総務課長は言っているけれども、そんなことでいいのですか。法律論的に専決処分とは、議会との関係で成立するものではないのですか。だから、後ほどの問題にもかかわりますけれども、専決処分の議論をこれまでの議会の中でもやってきました。その中で、今言った法規についての議論はほとんどされていないのです。訴えの中に含まれているという言い方もできるかもしれませんが、よくわからないのです。だから、専決処分という言葉は、この17条の2の項目で議会に報告することはよしとして、法規を専決処分という言い方は妥当ではないのではないかとということを申し上げているので、それについてもう少し丁寧なわかりやすい、法文解釈上問題がないのかどうか北海道町村議会議長会にもちょっと聞いているので、教えてください。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 先ほども申し上げておりますとおり、地方自治法の第96条の議決事件について、その地方自治法の第96条につきましては、議決事件について規定をしております。それは、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めのある場合を除くほか権利放棄をすることとなっておりますので、17条に規定することによって、町長の専決処分ができるということを規定しております。これは、町だとかほかの先進事例もいろいろ調べましたけれども、17条に規定することによって、町長が専決処分することができるということを条例規定させてもらって、それで専決処分するので、それは当然議会に報告しますよという規定を

ここに書いております。これは、96条の権利の放棄は議決事件ですので、この条例に書くことによって、議会に一々かけることはなくなります。それで、専決処分という表現になっておりまして、これは法解釈上も確認をしておりますので、これに間違いはございませんので、そのように御理解願いたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 債権管理条例は絶対に必要ですから、私も通したいと思っているんです、個人的にも。大事な条例です。だけど、専決処分についての見解が法律的に大丈夫だと主張していますけども、ここで議長に申し上げたいのですが、それを法律的に可能なかどうか、北海道町村議会議長会なりに問い合わせをしていただけませんか。私の見解では、そういう規定は無理だと思っているのです。だって、今、債権管理条例を提案しておきながら、専決処分の内容が決定するのは後ですよ。これは議事的に議会運営委員会でそういうふうにしたからそうなっているというふうに執行側が言うかもしれませんが、後回しになっているのですから、専決処分の内訳は。

(何事かいう声あり)

◇小島議員 何が解釈の違いだよ、当面主張していいだろう。だから、そういうことを順番からいってもおかしいことになってしまいかねないので、危惧しているから聞いているのです。議長、お願いします。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時10分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第82号の質疑中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時26分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで答弁調整のため、昼食にしたいと思います。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで諸般の報告を行います。議案第82号に対する小島議員の質疑において、北海道町村議会議長会への照会について発言があり、事務局長に対応をいたさせました。問い合わせに関し、事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長。

◇**事務局長** 北海道町村議会議長会事務局への照会につきまして御報告をさせていただきます。大空町債権管理条例案及び大空町長の専決処分事項の指定についての議案書の写しを北海道町村議会議長会事務局へ送信し御検討いただき、参考として御回答をいただきました。債権管理条例中にある専決処分という表現は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、条例を制定し、権利の放棄を行う場合の専決処分であり、議会の権能を保持するためには、必要な表現であると解釈ができるので参考にされたい。地方自治法第180条第1項に基づく、地方自治法96条第1項第12号、第13号に規定している事項のうちから、議会の議決で議会の権限に属する軽易な事項に限り、専決処分できるとした議会の委任による専決処分とは異なるものである、各議会の対応でもあるが、参考にされたいとのことでございました。

以上でございます。

◇**議長** これで諸般の報告を終わります。
日程第7、議案第82号の議事を続けます。
竹内総務課長。

◇**総務課長** 債権の放棄の第17条の関係でございます。北海道町村議会議長会の回答にもありましたけれども、私どものほうとしましては、この17条の規定の権利放棄は議会側の権利でございます。その一部を（1）の1号から6号に限って、この一部を放棄することができるという、この範囲を狭めた中でこの第17条に規定させていただき、そのことは当然専決処分なので、第2項に「町長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを議会に報告しなければならない。」というふうに定めたものでございまして、あくまでも議会側を尊重した事項であるということで、御了解いただきたいと思います。

◇**議長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 議長には、大変御配慮ありがとうございます。北海道町村議会議長会の事務局の方の判断が法の用語として何ら問題がないという見解を示されたので、私はそれでよししたいと思います。ただし、総務課長からもお話がありましたけど、180条の考え方からいうと、あくまでも専決処分の範囲内は議会側においてこれを定めるという趣旨でございますので、私はその趣旨にのっとって発言をしてきたと、こういうことでございますので、皆さんに御了承いただきたいと思います。よい勉強になりました。法律用語的には可能だということでございます

ので、それですとしたいと思います。ただし、条例提案に当たって、基本姿勢としては、やはりこの債権管理条例を提案するときにもっと詳しい説明をされて、債権放棄にかかわる専決処分の問題について、もうちょっと説明をいただければ私も理解を早くできたと思います。その点については残念だなと実は思っています。何かあればお答えください。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 この債権管理条例の制定に当たりましては、この条文を制定する以前から各常任委員会等に説明をしてまいりましたけれども、平成26年の1月1日に国のほうの延滞金の改正があるというようなことで、急いでやっていた面もあります。いろいろ対策会議等において対応してまいりましたけれども、その債権の放棄、議会側の当然議決案件に係る部分につきましては、もう少し丁寧な説明が必要だったということに反省しておりますので、今後十分に注意して対応してまいりたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第82号 大空町債権管理条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第82号 大空町債権管理条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第83号

◇議 長 日程第8、議案第83号 大空町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書17ページをお開きください。「議案第83号 大空町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例制定について
このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年12月17日提出 大空町長 山下英二」

延滞金の現行利率は、市場金利が超低金利である現状から勘案して高利率であることから、国税の見直しにあわせ地方税の見直しが行われ、地方税の例により処理される関係例規を改正するものでございます。

19ページから23ページは改正条文でございます。改正内容の説明につきましては、大空町議会定例会参考資料25ページ、大空町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

初めに福祉課が所管しております大空町後期高齢者医療に関する条例の一部改正と大空町介護保険条例の一部改正につきまして、同様の趣旨での改正でございますのであわせて説明をさせていただきます。大空町後期高齢者医療に関する条例第3条及び参考資料26ページ、大空町介護保険条例第5条の見出し中、「延滞金の割合等」を「延滞金及び還付加算金の割合等」に改め、同条中「年7.3%の割合は、」の前に「年14.6%の割合及び」を加え、「同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合」以下の改正につきましては、特例基準割合を提示しております租税特別措置法の改正が行われ、各年の前年の11月30日を経過するときにおける商業手形の基準割引率に、年4.0%を加算した割合となっておりますが、改正により、各年の前々年の10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸し出し約定平均金利の平均割合に、年1%を加算した割合に改められたことから改正するものでございます。同条に第2項を追加しておりますが、還付加算金の特例を定めるため追加したものでございます。なお、参考資料26ページ、介護保険条例第5条中「第14条第1項」を「第8条第1項」に、「同条の規定」を「同項の規定」に改めさせていただいております。条文を精査し改正するものでございます。

以上、福祉課が所管しております提案理由の内容について説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 続きまして、建設課が所管いたしております条例改正の説明をさせていただきます。説明につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料の26ページをお開きいただきたいと思います。大空町下水道事業受益者負担金等条例の一部改正でございます。前段の2条例の一部改正と同じく、地方税法の改正に伴います延滞金割合の引き下げに係る改正でございます。延滞金の割合につきましては、地方税法の規定では14.6%となっておりますけれども、下水道事業受益者負担金につきましては、都市計画法に基づき徴収をいたしておりますことから、都市計画法第75条の4に、その延滞金の割合14.5%の割合を乗じて計算した額を超えない範囲内ということで定められているところでございます。新旧対照表の関係ですけれども、改正前の第9条の規定、下線の部分ですけれども、「当該負担金等に延滞金を加算して徴収する。延滞金の徴収については、大空町税外諸収入金の徴収に関する条例の規定を準用する。」とな

っております。大空町税外諸収入金の徴収に関する条例につきましては、先ほど大空町債権管理条例の制定の中で配置するということになっております。都市計画法第75条の4項の規定におきましては、延滞金につきましては条例の定めるところによることとなっておりますことから、延滞金に係る規定を他の条例を準用するという規定ではなく、大空町下水道事業受益者分担金等条例に係る規定をするものでございます。改正後の条例では、第9条第1項で延滞金割合を年14.5%、1ヵ月以内は年7.25%で計算した延滞金を加算し徴収することを規定しております。2項では、計算の基礎となります督促金額の端数処理について規定しておりまして、1,000円未満の端数またはその額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てることの規定をしております。3項では、延滞金の額の端数処理について規定をいたしておりまして、100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額または全額を切り捨てることを規定しております。4項では、年当たりの割合を10年、うるう年であっても365日当たりの割合とするものの規定をしているものでございます。附則の第5項です。延滞金の割合等の特例として、当分の間、延滞金の割合を引き下げる規定をするものでございます。規定する内容につきましては、当分の間、延滞金の割合について特例基準割合が年7.25%に満たない場合、特例基準割合に7.25%を加算した割合とすること。それから、納期限の翌日から1カ月経過する日までの期間については、特例基準割合に1%を加算した割合とすることを規定するものでございます。

続きまして、大空町道路占用料徴収条例の一部改正でございます。新旧対照表につきましては、27ページから28ページでございます。大空町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、延滞金に関する規定を整備するものでございます。道路占用料につきましては、延滞金を徴収する場合には、その取り扱いが道路法で規定されております。道路法73条の2項で、道路管理者は条例で定めるところにより延滞金を徴収することができることとなっております。延滞金の割合は年14.5%の割合を乗じて計算した額を超えない範囲内となっているところでございます。新旧対照表ですが、改正前の第7条の延滞金の規定、下線の部分ですけれども、延滞金の割合を政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定で財務大臣が決定する率の割合で計算し、延滞金が100円未満であるときは徴収しないという規定になってございます。この財務大臣が決定する率については、現在3%となっているところでございます。改正後の条例では、第7条第1項で、延滞金の割合を道路法で規定している14.5%に改めるものでございます。2項としまして、道路法で規定されている占用料の端数処理について規定するもので、100円未満の端数または全額が1,000円未満であるときは、端数の金額または全額を切り捨てる規定としてございます。3項といたしまして、延滞金の額が100円未満であるときは徴収しないことを規定しているものでございます。

続きまして、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部改正でございます。新旧

対照表につきましては、２８ページでございます。大空町準用河川占用料等徴収条例の一部改正につきましては、延滞金に関する規定を整備するものでございます。河川の区分につきましては、国が管理いたします１級河川、北海道が管理いたします２級河川、それから市町村が管理いたします普通河川がございます。町が管理いたします普通河川のうち、２級河川に準じて管理する必要がある河川につきましては、町が指定をいたしまして準用河川という管理をいたしてございます。準用河川においては、河川占用料等に係る延滞金を徴収する場合には、その取り扱いが河川法で規定されております。河川法では、第７４条５項で河川管理者は条例で定めるところにより、１４．５％の割合で計算した延滞金を徴収することができることとなっております。新旧対照表ですけれども、改正前の河川占用料等の徴収に関して督促について規定をいたしておりますけれども、延滞金の徴収につきましては規定がされていないところでございます。改正後の条例では、第６条として１項で延滞金の割合を１４．５％で計算することの規定、２項で占用料の端数処理の規定、それから３項で延滞金が１００円未満であるときは徴収しないことの規定を追加するものでございます。

続きまして、大空町普通河川管理条例の一部改正でございます。新旧対照表につきましては、２９ページでございます。大空町普通河川管理条例の一部改正につきましては、延滞金に関する規定を整備するものでございます。普通河川に係る河川占用料等につきましては、河川法の適用はございませんけれども、町内にあります準用河川との整合性を図る観点から、準用河川と同様の規定をするものでございます。これまで普通河川管理条例においては、督促について規定をしております。延滞金の徴収に係る規定をする場合、督促に係る規定が必要となりますので、督促及び延滞金についての規定を追加するものでございます。新旧対照表ですけれども、改正後の第２４条として、納期限後２０日以内に督促状を発する規定、督促に関する規定を追加いたしまして、第２５条として準用河川と同じく延滞金の徴収について規定するものでございます。また、２４条、２５条を追加することによりまして、目次の条番号を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成２６年１月１日から施行することといたしておりまして、また経過措置として改正後の大空町後期高齢者医療に関する条例附則第３条、大空町介護保険条例附則第５条、大空町下水道事業受益者負担金等条例第９条及び附則第５項、大空町道路占用料徴収条例第７条、大空町準用河川占用料等徴収条例第６条、大空町普通河川管理条例第２４条及び第２５条の規定は、延滞金及び還付金のうち、施行日以後の期間に対応するものに適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によることとする経過規定を設けているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号 大空町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号 大空町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第84号

◇議 長 日程第9、議案第84号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書25ページをお開き願います。「議案第84号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年12月17日提出 大空町長 山下英二」

27ページをお開き願います。この条例改正につきましては、臨時職員の賃金単価を見直すもので、職員の再任用実施に伴う給料との整合性を図り、特に幼稚園教諭、保育士等の賃金体系を大幅に改正しようとするものであります。

参考資料で説明申し上げますので、参考資料の31ページをお開き願います。この条例は、大空町の一般の臨時職員と一般の臨時職員より勤務時間が短い非常勤職員の勤務条件について定めております。条例第2条第2項では、臨時職員、非常勤職員、その他町長が特に必要と認める非常勤職員の職の3区分について定めています。従前の賃金単価は、参考資料の右の欄にあります別表2で適用してございましたけれども、非常勤職員につきましては、資格、技能などの専門知識を有するもの、責任度合いの高いもの、経験年数の蓄積により職務遂行能力が増加するもの等があり、それぞれの職務に応じた賃金体系にする必要があることから、その他町長が特に必要と認める非常勤職員として、別表に追加して改正しようとするものであります。このことから、改正前の条例第10条第2項の下線が引いてある部分なんですけれども、「時間給、日給または月給」というのを「第2条第2項第2号の職員にあつては日給とし、同項第3号の職員にあつては時間給または月給とする。」と改正します。第2条第2項第1号及び第2号の職員とい

うのは、臨時職員と非常勤職員のことを指しております。同項3号職員については、町長が特に必要と認める非常勤職員のことを指してございます。別表第2の第1項につきましては、事務補助の日額及び時間給を6,200円、800円から6,400円、830円に改正しております。社会保険料等の増額や近隣市町との均衡を考慮し改正しております。保健師につきましては、看護師、管理栄養士と同額でありましたが、職務の性格上、資格の取得の状況や人材確保の観点から、日額、時間給を8,600円、1,110円を9,800円、1,270円に改正しようとするものです。第2項につきましては、その他町長が特に必要と認める非常勤職員として定めようとするもので、日々雇用とは異なり年間を通じて雇用するもので、特に幼稚園教諭は実務経験年数に応じた賃金体系にするものであります。一般業務について、事務補助と同程度の単純労務の場合には、時間給830円としております。第1項の事務補助と同額としております。月額については、32ページですけれども「時間給にその者の1週間の勤務時間乗じ、当該乗じた額に52を乗じた額を12で除して得た額とし、当該額に100円未満の端数がある場合は、100円未満を切り上げて得た額とする。」としておりますが、52は52週のことで、12は12カ月のことでありますけれども、その他町長が特に必要と認める非常勤職員は、一般の職員よりは勤務日数を9割以下で設定しなければなりません。したがって、業務内容により1週間の勤務時間が異なります。例えば、週5日のうち1日だけ午前中勤務の場合は、週に34.25時間となりますので、月額は12万3,200円となります。31ページに戻りますけれども、専門性の高い一般業務というのが一番下にありますが、資格を有する業務ではありませんが、業務内容が事務補助ではなく全般に及ぶなど専門的な知識を習得する必要がある場合には、時間給1,020円とし、月額では先ほどの1週間に34.25時間の場合には、15万1,400円になります。

32ページでございます。専門的実務経験または資格が必要な業務は、医療事務、それから介護支援専門員、教員などの資格を持ち事務に従事する場合を想定しておりますけれども、職員の再任用職員の1級の時間単価として1,110円としました。月額単価は16万4,800円となります。保健師資格及び高度な専門知識を必要とする業務は再任用職員の2級の時間単価とし、1,270円とし、月額では1週間に34.25時間の場合は18万8,500円となります。専門知識を有し、責任者として施設等の運営を行う業務は、幼稚園長を想定しておりますけれども、これも再任用職員の2級の時間単価とし、1,270円とし、現在の勤務実態が5日のうち1日だけ3時間45分となっておりますので、1週間に34.75時間となり、月額は19万1,300円となります。専門知識を有し、肉体的疲労と危険が伴う業務は、公共施設の修繕を行う大工業務を想定しておりますけれども、危険を伴うということで時間単価は特殊車両運転手を参考に1,470円とし、現在週に4日勤務であり、月額は19万7,500円となります。幼稚園教諭免許、保育士免許または学校教員免許が必要であって、経験年数の蓄積により業務遂行能力の伸長を図れる業務は、幼稚園教諭や保育士、学校

の補助教員を想定しておりますが、免許の取得が必要であり、経験の蓄積により能力の伸長が図れる業務であることから、実務経験に応じて設定することとしました。時間単価は再任用者職員１級及び２級の時間単価を根拠とし、その差額の２分の１を加減算して算出しております。実務経験１年以内は時間単価が１，０２０円、週に３４．７５時間の勤務なので月額が１５万３，６００円となります。実務経験１年を越え４年以内の時間単価は１，１１０円とし、月額が１６万７，２００円となります。実務経験４年を超え９年以内の時間単価は１，１９０円とし、月額が１７万９，２００円となります。実務経験９年を超える場合の時間単価は１，２７０円、月額が１９万１，３００円となります。従来は新任でもベテランでも月給で一律１６万８，８００円でしたが、経験年数により４段階に設定いたしました。この経験年数は、今までに町内を問わず他の市町村や民間で経験があれば、その年数を考慮することとしております。

附則の１項としまして、この条例は平成２６年４月１日から施行することとしております。２項は、経過措置を規定しております。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第８４号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第８４号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第８５号

◇議 長 日程第１０、議案第８５号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇総務課参事 議案書の２９ページをお開きください。「議案第８５号 消費税率及

び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年12月17日提出 大空町長 山下英二」

議案書の31ページをお開きください。こちらの消費税率の引き上げにつきましては、平成26年4月1日より消費税率及び地方消費税率の引き上げられることに伴いまして関係条例の整備をするものでございます。

31ページから38ページまでは改正条例でございます。詳しい内容につきましては、参考資料の33ページで説明いたしますので、参考資料の33ページをお開き願いたいと思います。消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表でございます。

まず、大空町行政財産使用料条例の一部改正でございます。第2条(1)中、右にあります100分の4につきましては、左にあります100分の4(当該土地の使用許可期間がひと月に満たない場合にあつては、100分の4.3)を追加するものでございます。本来、土地につきましては非課税でございますが、ひと月に満たないものにつきましては課税になることから、この条文を追加しております。(2)につきましては、建物の部分でございます。これにつきましては、右にあります100分の105から100分の108へと改正をしているものでございます。

続きまして、その中にあります大空町役場庁舎の目的外利用及び使用料条例の一部改正でございます。別表の第1の使用料の区分をそれぞれ、議事堂文化ホールにつきましては8,400円から8,640円、1階1号会議室につきましては2,100円から2,160円と改正するものでございます。

続きまして、大空町東藻琴診療所条例の一部改正でございます。34ページをお開き願いたいと思います。別表の(1)でございます。死体検案料につきましては、7,400円から7,600円と改正をするものでございます。続きまして、手数料でございます。手数料につきましては、右の表からそれぞれ5,250円を5,400円、4,200円を4,320円、3,150円を3,240円へと改正するものでございます。

その下にあります大空町営牧野条例の一部改正でございます。こちらにつきましても、別表に掲げております金額につきまして、それぞれ左の表のとおり改正するものでございます。

続きまして、35ページでございます。大空町簡易水道事業給水条例の一部改正でございます。別表第1の1の専用給水計量制の表でございますが、右の表から左の表へ金額につきましては引き上げをするものでございます。次に2のメーター使用料につきましても、右の金額を左の表のとおりすべて引き上げ改正をするものでございます。また、その下にあります別表第2であります。1の専用給水計量制につきましては、36ページをお開き願いたいと思います。36ページの上段にあります右側の分につきましては、すべて左側の表のとおり改正をするものでございます。また、その下の2メーター使用料につきましても、右のそれぞれ区分の金額を左の区分ごとに引き上げをするものでございます。

続きまして、大空町下水道事業条例の一部を改正する条例でございます。別表第1、1の使用料の各表につきましても、右の各金額から左の各金額へ引き上げをするものでございます。また、2のメーター使用料につきましても、右側の区分の各金額を左側の表の区分どおり引き上げをするものでございます。別表第2の東藻琴地区公共下水道の部分でございますが、続きまして37ページに記載をしております、1の使用料につきましても、右の区分金額から左の区分表のとおり引き上げするものでございます。2のメーター使用料につきましても、区分ごとの右側の表を左側の区分ごとに引き上げをするものでございます。

続きまして、大空町個別排水処理施設管理条例の一部改正でございます。第10条の使用料の額につきましても、右側の区分をそれぞれ左側の部分の金額へと引き上げをするものでございます。

その下にあります大空町道路占用料徴収条例の一部改正でございますが、次の38ページをごらん願いたいと思います。3号の部分でございますが、右側の100分の105を100分の108へと改正をするものでございます。

続きまして、大空町普通河川管理条例の一部改正でございます。別表の1 流水占用料の中の金額分につきましては、右側の100分の105を100分の108へと改正をするものでございます。次の下にあります2から続いております土地占用料につきましては、39ページに記載をしておりますけれども、それぞれ100分の105から100分の108へと左のほうへと改正をしております。

続きまして、40ページをお開き願いたいと思います。大空町準用河川占用料等徴収条例の一部改正でございます。こちらにつきましても、別表の1 流水占用料につきまして、右の区分であります100分の105から100分の108ということで改正をいたします。その下の2の土地占用料につきましては、41ページのほうに記載をしていますけれども、右側にあります100分の105につきましては、すべて左側にありますとおり100分の108と改正をするものでございます。

続きまして、42ページ目でございます。42ページ目も先ほどから続いております1番上段にありますけれども、100分の105を100分の108へと改正をするものでございます。

続きまして、大空町都市公園条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、第10条につきまして改正をしております。これにつきましては、従前は内税表示であったものを第10条の中で外税表示で記載をしています。10条の条文の中ほどから新たな条文を付け加えております。これは、新たに外税課税にするために、こちらの条文を付け加えております。これに伴いまして、別表の第2でございます。右側に掲載をしている金額につきましては内税表示でございましたので、本来第10条で外税表示ということで改正しましたので、金額につきましては105円から100円という形にその分減額になっております。備考につきましては、それぞれ変更になっています。

続きまして43ページ目、下にあります大空町メルヘン公園条例の一部改正でございます。44ページに記載をしておりますメルヘン公園使用料の新規就農者

技術習得管理施設につきましては、右側の区分表から左側の区分表へそれぞれ金額を改正しております。

続きまして、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部改正でございます。こちらにあります第6条の使用料等につきましては、先ほどと同じように内税表示から外税表示にということで、第6条の2を変更しております。この条文をつけ加えております。これに伴いまして別表の第2につきましては、右の金額より左の金額のほうが下がっているということで御理解願いたいと思います。

45ページにつきましては、それぞれ備考につきまして変更しております。

附則でございます。第1条につきましては施行期日、この条例は平成26年4月1日から施行するということでございます。第2条につきましては、経過措置を記載しております。第46条につきましても、そのまま経過措置を記載しております。

以上、内容等御説明を申し上げましたので、よろしく御審議願いますよう申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、品田好博議員。

◇品田議員 若干の質問をさせていただきたいと思います。質問の内容は、この中の消費税による一部改正ですが、特に上水道、下水道の件についてでございます。総務文教厚生常任委員会において発言をさせていただきました。消費税の値上げに対して、この上下水道に関する値上げは見送れないかというふうな趣旨で質問をさせていただいた経緯がございます。それは、これからは消費税が導入されるわけございまして、国民の皆様方には大変御苦勞が多いというふうに察しております。その中で、命の水である水に対する値上げはどうかなと、私個人は思っておりますので、そういう発言をさせていただいたわけでございます。その後、たまたまマスコミを通じて見ることができましたけれども、これは近隣の市でございますけれども、上下水道審議会が水道料金を平成29年度まで値上げをしないというような形の答申をいたしたというふうな産業建設常任委員会に対する報告の記事でございました。私の主張は、少しは的を射ていたのかなと、こんな考え方をもちましたけれども。そのときに、私の町のこの水道会計はどうなっているのかなという素朴な疑問を持ちえたわけでございます。たまたま平成24年度決算で、収支に関しては黒字だと。資金不足なしと、こういうふうなことの報告を受けまして、認定をされているわけでありまして。私の町の特別会計とこの市の公営企業会計は当然違うんであろうかと。ただし、やっていることは、同じようなことだかと、そのときの疑問でございます。はたして、うちの町の水道、下水道、これは今まで黒字だったんでしょうか、赤字だったのでしょうか、収益はあったのでしょうか。それとも減をしているのでしょうか。私には、ちょっとわかりかねないものですから、一般会計からの繰り入れで結びついている特別会計だというふうな考え方をしておりましたけれども、料金を含めて考えてみた

ときに、そういう自分に対する疑問がなかったなということで、今般ちょっと観点は違いますけども、御質問をさせていただいたわけでございます。よろしくお願いします。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 それでは、ただいまの品田議員からの質問にお答えさせていただきたいと思います。まず、最後に言われました会計として、どうであるかということでございます。平成24年度の会計におきましては、それぞれ町からの繰入金で補っておりますので、収支的には黒字ということになってございます。実質的には、町からの繰入金、不足している額という額につきましては、5,200万円ほど赤字という計算になります。その分につきましては、町から繰り入れをいたしておりますので、最終的には特別会計については黒字という判断になってございます。

それで、先ほど消費税を賦課しないで少し延ばすというようなお話がございましたけれども、今回の消費税の引き上げに伴う経過措置といたしまして、水道につきましては経過措置が設けられております。4月30日までに検針をする分につきましては、現行の5%という措置がとられております。大空町におきましては、4月に検針をいたしまして、その検針の請求につきましては4月分、5月分ということになります。4月分、5月分につきましては、消費税は現行の5%で計算をした額で請求をさせていただくということになります。新しい8%の消費税につきましては、6月以降の請求分から請求がされるという経過措置になってございます。また、水道、下水道の消費税につきましては、それぞれ特別会計で運営をいたしておりますので、そのお預かりをしている消費税につきましてはそれぞれ納めていると、すべて預かっているものにつきましては納めているという状況になります。ですので、来年の4月1日から消費税が上がりますけれども、その4月1日以降に消費税分の増税分を賦課しないということになりますと、それぞれ水道料の基本分が下がるということになります。4月1日からにつきましては8%、経過措置でありますので6月以降になりますけれども、その8%分につきましては、それぞれ計算をして最終的に納めなければならないということになりますので、4月1日から賦課をさせていただいて料金改正をさせていただくという現状になっているところでございます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 説明をいただきました。私は、恥じるばかりでございまして、これは上水道ということですね。5,200万円の赤字というのは、両方あわせて、上水道、上水道という形だけで5,200万円の赤字だと。私は議員をしていて、その認識はなかったということに対して、本当に恥ずかしい思いをしているわけです。質問をさせていただきまして、わかりました。そういうことであれば経過措

置のことは抜いて、健全な公営企業会計というふうに考えたときに今までそういったことが町民に知らされていない、また御理解を得て水道料金を上げることもできたやに思うわけであります。決して、消費税の３％を上げたところで、それが賄い切れるわけではないと思いますけども、近隣の町村に比べてうちの水道料金、これはふた地区……。

◇議 長 品田議員、それは予算ですから、今は消費税のことだけでちょっと…
…。

◇品田議員 関連しているんですよ。

◇議 長 関連しているって、ちょっと伝わっていかないと思いますよ。

◇品田議員 大きな関連をしていると思いますよ。そう思いませんか。

◇議 長 消費税の関係で、今５％から８％に上がったことについての質疑ですから。

◇品田議員 ですから、私は消費税を上げることによって、そういう赤字の内容は消せるわけではないでしょ。関連はあって、町民にとって大きなことだと思います。赤字であるということの認識は、まずないということですね。そういった形で、御理解を求めていかなければならないわけでありますから。町民に対する説明の中でそういう話が出たときに、どう答えるのですか。必要性は私はあると思ったんです。また、残念ながら決算ではなくて、このタイミングしかなかったという理由は、今説明したとおりでございます。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 ただいまの町民への周知という関係ですけれども、ことしの８月の広報紙で特集を組みまして、財政状況ということでお知らせをさせていただきました。その中にも、不足分が５，２００万円という明快に、こういう状況になっておりますというお知らせをさせていただきました。また、現在赤字分につきまして、給排水事業経営審議会の中で、それぞれこの赤字分について料金をどう見直していったらいいかということで、今検討をいただいているところでございます。その調整をいただいた後、最終的にこの５，２００万円がすべて、すぐに解消できるかっていうのはかなり難しいところがありますので、その分についての検討を現在いただいているということでございます。周知につきましては、先ほども言いました８月号で、見開きの２ページで、ちょっと詳しく説明をさせていただいているところでございます。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 質問いただきまして、8月号に出たのもありますけれども、この間の近々の決算審査特別委員会の中で資金不足なしというふうな形の公営企業会計の経済指標が出ているわけです。それとの整合性を問われたときに、どう答えるのかということになるかと思います。今、給排水事業経営審議会でその話をされているということでございますけれども、この会計については、将来的にはこういった形で、例えば、公営企業会計の改定とかそういったことは念頭にあるんですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回の改定につきましては、国に消費税として納めなければならないと、その分について一旦私どもの簡易水道また下水道などでお預かりをして、そして国に納めるということで、これについては、やむなくその部分については、町民の皆さんに御負担を願うということでございます。また、平成24年度の決算、一般会計からの繰入金があれば、先ほど建設課長が申したような状況であります。その分を一般会計から繰り入れをして、当然隠しているわけではございませんので、繰り入れの歳入項目の中で皆さんにつまびらかにさせていただきながら、その経営状態についてお諮りをしたつもりでございます。ただ、そのことについては、過去からの非常に大きな課題になっていると、先日の近藤議員の一般質問にもありましたけれども、経費の増高が水源の関係などから、私どもの現在の水道事業の中では見てとれる部分があると、その経費を削減する、コストを削減するためには新しい水源の可能性、また、近隣市町との共同処理方式などを考えるべきではないかと。現在、給排水経営審議会の中で、料金のあり方について検討いただいておりますけれども、全体的な事業展開の中などについては、近藤議員の答弁で申し上げましたとおり、水源のあり方、また経営の仕方などについて御議論を賜ってまいりたいと、そのように考えてございます。今回のこの消費税等々に係る改正については、その部分とは切り離して御審議をいただければありがたいと、そのように思っております。よろしく願いいたします。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 それでは最後になりますけれども、この料金の問題ですけれども、近隣市町村と比べてどうなのかいうことをお聞かせください。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 ただいまの御質問ですけれども、オホーツク管内の状況からいたしますと、女満別地区それと東藻琴地区、それぞれ料金が違いますけれども、女満別地

区につきましては、大体中間の位置でございます。大体、真ん中あたりになります。東藻琴につきましては、下から２番目、安いほうから下から２番目という状況になっております。それほど高い、女満別地区ですね、それほど高い料金設定に今のところなっていないという状況で私は認識しております。

◇議 長 １番、品田好博議員。

◇品田議員 それは、オホーツク管内の市町村から比べたらかなり安いから、赤字になっているということの理解でよいですか。

◇議 長 品田議員、本当に話が違うんです。
議事を進行します。今の話は、なかったことにいたします。
そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第８５号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第８５号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第８６号

◇議 長 日程第１１、議案第８６号 大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書３９ページでございます。「議案第８６号 大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
このことについて、別紙のとおり提出する。
平成２５年１２月１７日提出 大空町長 山下英二」
提案理由の説明につきましては、お手元の参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の４７ページをお開き願います。参考資料４７ページは、改正条

例の新旧対照表となっております。本条例の改正の趣旨でございますが、大空町立豊住小学校と大空町立女満別小学校の学校統合が、平成26年4月1日に決定したことにより、大空町立学校設置条例の一部改正を行うものでございます。

具体的な条例改正の内容ですが、改正前の条例、別表第1中、大空町豊住小学校の名称及び位置を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

提案説明は以上でございますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号 大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号 大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時 8分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第87号

◇議 長 日程第12、議案第87号 平成25年度大空町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 43ページをお開き願います。「議案第87号 平成25年度大空町一般会計補正予算（第5号）」

平成25年度大空町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億459万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億4,868万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成25年12月17日提出 大空町長 山下英二

44ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。14款 国庫支出金に1億3,058万6,000円を追加、15款 道支出金に44万5,000円を追加、16款 財産収入に390万円を追加、17款 寄附金に48万円を追加、20款 諸収入に6,918万円を追加。歳入合計は、2億459万1,000円を追加し、77億4,868万7,000円とするものです。

45ページ、歳出、2款 総務費に1億9,093万5,000円を追加、3款 民生費に606万3,000円を追加、4款 衛生費に32万8,000円を追加、8款 土木費に258万8,000円を追加、10款 教育費に10万円を追加、12款 職員給与費に457万7,000円を追加。歳出合計は2億459万1,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

続きまして46ページ、第2表 債務負担行為補正、1 追加であります。農業振興地域整備計画策定事業として、期間は平成26年度、限度額は1,200万円を設定しようとするものであります。農業振興地域の整備に関する法律及び北海道農業振興地域整備基本計画の改正に伴い、大空町の農業振興地域整備計画書を策定するもので、全体計画の見直しを図り、計画書及び基礎資料の作成を行い、農業振興地域管理システムの導入を含めた整備を行うものであります。計画書や基礎資料の作成については、委託期間が平成26年1月から平成27年3月までの15カ月間必要なことから、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、47ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。3 歳出から説明しますので、52ページ、53ページをお開き願います。2款 1項 7目 企画振興費です。生活路線バス運行維持対策補助金に9万5,000円を追加しております。東藻琴から網走市の網走観光交通株式会社が運行しております網走線について、当初186万2,000円を計上しておりましたが、利用客の減少により本年210万円となり、23万8,000円を増額することとなりました。また、網走バス株式会社が運行している美幌線につきましては、本年度は14万3,000円減額となることから、差し引き9万5,000円を追加しております。住みかえ促進事業で、住替え促進奨励金4万円、住替え促進100万5,000円を追加しております。住みかえの対象となる件数がふえており、追加するものであります。9目 財政調整等基金費で、公共施設等

整備基金積立金に1億8,949万9,000円を追加しています。国の地域の元氣臨時交付金の追加や、土地開発公社の清算金など歳入増に伴い、今後の公共施設整備のため基金に積み立てることとしたものであります。13目 姉妹都市交流費の氷川町交流事業で報償費28万8,000円、旅費6万2,000円を追加しております。氷川町との交流につきまして、平成26年3月に開催される氷川まつりに町民1名、職員1名を予算化しておりましたが、さらに交流を促進するため町民を3名、職員を1名分追加しております。5項 1目 統計調査費で統計調査事務費を5万4,000円減額し、報酬や役務費等で増減させております。これは、各統計調査の道委託金が確定し、補助対象経費を変更しているためであります。

3款 1項 1目 社会福祉総務費で、地域福祉基金積立金に6万円を追加しております。ふるさと応援寄附金として2名の方から御寄附をいただき、地域福祉基金に積み立てるものであります。福祉灯油購入助成事業として、燃料費58万3,000円、郵便料5万円を追加しております。暖房用灯油につきましては、本年も高騰が継続しております。このため、その影響を受けやすい低所得世帯に対し灯油購入費の一部を助成し、経済的負担の軽減等福祉の増進を図るものです。予算参考資料の49ページに、大空町福祉灯油購入助成事業実施要綱を添付しておりますので参考に願います。2目 老人福祉費で介護保険事業特別会計繰出金に7万7,000円を追加しております。介護予防住宅改修費の件数がふえており、一般会計へのルール分の経費として追加しております。

54ページ、55ページをお開きください。後期高齢者医療給付費負担金に4万5,000円を追加しております。平成24年度療養給付費負担金の額の確定により追加となったものであります。

4款 1項 5目 健康増進対策費で、前年度感染症予防事業費等補助金返還金に32万8,000円を追加しております。これも平成24年度の額の確定により精算するものであります。

8款 2項 2目 道路橋梁維持費の町道維持補修事業で、修繕料に25万8,000円を追加しております。平成4年に購入しました東藻琴地区の草刈り装置、それから平成10年に購入しました女満別地区の草刈り装置が故障しており修繕するものであります。

10款 1項 2目 事務局費から25万円を減額しております。旧昭和旅館を青年の活動拠点の場として確保し、必要な燃料や光熱費を予算計上しておりましたが、大空町青年団体連携会議が設立され、連携会議が活動する経費として補助金に組み替えるもので、6項 2目 青少年教育費の青年団体連携会議補助金に25万円を追加しております。2項 2目 教育振興費で女満別小学校、東藻琴小学校にそれぞれ消耗品に5万円を追加しております。ふるさと応援寄附金として1名の方から10万円の寄附をいただき、児童用図書を購入するものであります。6項 1目の財源内訳について、1,160万円を国道支出金と一般財源で増減させております。本年、大空町教育文化会館整備の実施設計を行っておりますが、その経費に国の地域の元氣臨時交付金を充てているので、財源振り替え

をしたものであります。

12款 1項 1目 職員給与費で、時間外勤務手当457万7,000円を追加しております。本年はイベント事業の対応、それから30周年等の節目事業の対応、台風等の災害対応で時間外がふえたために追加させていただいております。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。50ページ、51ページをお開き願います。14款 5項 1目 地域の元気臨時交付金として1億3,058万6,000円を追加しております。平成24年度の緊急経済対策として実施する公共事業の地方負担軽減策として交付されるものであります。平成24年度の緊急経済対策として事業費3億1,700万円を予算化し、平成25年度にほとんど繰り越してはおりますけれども、その地方負担額は1億4,500万円でございます。今回、財政力に応じた配分が確定し、大空町には9割交付されることになり予算化したものであります。これらの事業には、すでに地方債等の財源充当をしておりますので、教育文化会館の実施設計に充てるほかは今後の施設整備のため、公共施設整備基金に積み立てするものであります。

15款 2項 2目 民生費道補助金で、福祉灯油購入助成事業補助金50万円を追加しております。福祉灯油の取り組みに対し、北海道から補助されるものであります。3項 1目 総務費道委託金で、各種統計調査の交付金を増減させておりますが、交付金額の変更によるものです。

16款 2項 1目 不動産売払収入で土地以外で64万2,000円を追加しております。旧末広牧野の隣接地、草地1万8,005平方メートルにつきまして隣接者から要望があり、売り払いしたものです。参考資料の51ページ、52ページに位置図を添付しましたので参考としてください。2目 物品売払収入で、不用物品売払収入25万8,000円を追加しております。公用自動車4台を売り払いしたものです。3目 出資金返還金で、大空町土地開発公社出資金返還金として300万円を追加しております。土地開発公社の解散につきましては、6月定例会で議決いただいたところですが、北海道知事の解散の認可、解散の登記等の手続などが完了し、公社設立時に出資しておりました出資金が返還となるものであります。

17款 1項 1目 一般寄附金に48万円を追加しております。ふるさと応援寄附金として5名の方から御寄附がありました。

20款 4項 2目 農業者年金事務委託金に83万円を追加しております。取り扱い件数及び計算単価の増により増額となっております。9目 雑入で、大空町土地開発公社解散清算金として5,985万円を追加しております。土地開発公社の解散によるものです。退職手当組合事前納付金清算還付金に850万円を追加しております。退職手当組合の負担金につきましては、3年ごとに清算することになっております。ことしが清算の年で還付されることになりました。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第87号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第5号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第87号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第88号

◇議 長 日程第13、議案第88号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書61ページでございます。「議案第88号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,806万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,554万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月17日提出 大空町長 山下英二」

63ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款 国庫支出金に290万2,000円を追加、3款 療養給付費交付金に873万2,000円を追加、5款 道支出金に72万6,000円を追加、8款 繰入金に570万1,000円を追加いたしまして、歳入合計は1,806万1,000円を追加し、11億5,554万7,000円とするものでございます。

64ページ、歳出でございます。2款 保険給付費に1,542万8,000円を追加、3款 後期高齢者支援金等に230万9,000円の追加、4款 前

期高齢者納付金等に5万4,000円の追加、10款 諸支出金に27万円を追加いたしましたして、歳出合計は1,806万1,000円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、70ページ、71ページをお開きください。2款 1項 2目 退職被保険者療養給付費 19節 負担金補助及び交付金ですが、退職被保険者療養給付費に873万2,000円の追加でございます。1名の高額受診案件が発生し、不足が見込まれることから追加するものでございます。2項 1目 一般被保険者高額療養費 19節 負担金補助及び交付金ですが、一般被保険者高額療養費に669万6,000円の追加でございます。当初見込みより支出がふえ、不足が見込まれることから追加するものでございます。

3款 1項 1目 後期高齢者支援金 19節 負担金補助及び交付金に230万8,000円、2目 後期高齢者関係事務費拠出金に1,000円、4款 1項 1目 前期高齢者納付金に5万2,000円、2目 前期高齢者関係事務費拠出金に2,000円の追加でございます。額の確定に伴い不足が生じましたので追加するものでございます。

10款 1項 3目 償還金 23節 償還金利子及び割引料ですが、前年度国庫支出金返還金として27万円の追加でございます。平成24年度事業の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。68ページ、69ページをお開きください。2款 1項 1目 1節 現年度療養給付費等負担金ですが、療養給付費負担金の現年度分に216万4,000円と後期高齢者支援金負担金現年度分に73万8,000円の追加でございます。支出額がふえたため追加するものでございます。

3款 1項 1目 1節 現年度療養給付費交付金に873万2,000円の追加でございます。歳出で退職被保険者療養給付費が増額となったため追加するものでございます。

5款 2項 1目 1節 財政調整交付金に普通調整交付金として54万4,000円、特別調整交付金として18万2,000円の追加でございます。支出額がふえたため追加するものでございます。

8款 2項 1目 1節 国民健康保険基金繰入金に570万1,000円の追加でございます。今回の補正予算財源調整のため繰り入れするものでございます。

以上で、補正予算内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 88 号 平成 25 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号 平成 25 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 89 号

◇議 長 日程第 14、議案第 89 号 平成 25 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書 73 ページお開きください。「議案第 89 号 平成 25 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)」

平成 25 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 61 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 6,895 万 3,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 12 月 17 日提出 大空町長 山下英二

75 ページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3 款 国庫支出金に 17 万 1,000 円を追加、4 款 支払基金交付金に 17 万 7,000 円を追加、5 款 道支出金に 7 万 6,000 円を追加、7 款 繰入金に 18 万 6,000 円を追加いたしまして、歳入合計は 61 万円を追加し、6 億 6,895 万 3,000 円とするものでございます。

76 ページ、歳出でございます。2 款 保険給付費に 61 万円を追加いたしまして、歳出合計は 61 万円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので 82 ページ、83 ページをお開きください。2 款 2 項 3 目 介護予防住宅改修費 19 節 負担金補助及び交付金ですが、介護予防住宅改修費として 61 万円の追加でございます。介護予防を目的とした住宅改修工事をした場合に、18 万円を上限として給付を行うものでありますが、当初の見込みより申

請が多いことから追加しようとするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので８０ページ、８１ページをお開きください。３款 １項 １目 １節 現年度分介護給付費負担金に１２万２，０００円、２項 １目 １節 現年度分調整交付金に４万９，０００円、４款 １項 １目 １節 現年度分介護給付費交付金に１７万７，０００円、５款 １項 １目 １節 現年度分介護給付費負担金に７万６，０００円、７款 １項 １目 １節 介護給付費繰入金に７万７，０００円の追加でございます。歳出で介護予防住宅改修費が増額となったことから、負担割合に応じ追加しようとするものでございます。２項 １目 １節 介護保険基金繰入金に１０万９，０００円の追加でございます。今回の補正予算の不足分を介護保険基金より繰り入れしようとするものでございます。

以上で、補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第８９号 平成２５年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第８９号 平成２５年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 発議第１３号

◇議 長 日程第１５号、発議第１３号 大空町長の専決処分事項の指定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
６番、植田泰弘議員。

◇植田議員 大空町議会議案書５ページをお開きください。「発議第１３号 大空町長の専決処分事項の指定について
このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年12月19日提出 提案者 大空町議会議員 植田泰弘、齋藤宏司、深川昇、松岡克美、松田信行、近藤哲雄

大空町議会議長 後藤幸太郎様

提案理由を申し上げます。このことについては、本定例会において、町の債権の管理に関する事務処理の一層の適正化及び効率化を図り、公正かつ円滑な行財政運営を進めることを目的として、「大空町債権管理条例」が提出され、原案可決とした件に関係する事項であります。

このたびの大空町債権管理条例においては、非強制徴収債権のうち、滞納が発生し町からの督促状の発送、催告書の発送、納付相談等に応じず任意返済の合意が不成立となった場合、公的債務の公平負担の原則にのっとり、これまで以上に強い姿勢で債権回収に臨むこととし、法的手段として裁判所を通じての「支払督促」や「訴訟」、「少額訴訟」の中から債務者の状況に応じて手段を選択し、債権回収に当たる姿勢を明らかにしています。

債権管理条例提案にあわせて、非強制徴収債権回収事務の迅速化と効率的対応の関係から、地方自治法第96条第1項第12号にある「訴えの提起」に関し、「1 債務者50万円以下の訴えの提起及び和解」と「支払督促において債務者からの異議申し立てが訴えの提起とみなされる場合」に限り、地方自治法第180条第1項に定める議会の議決事項として、議会の委任による町長の専決処分事項に指定するものであります。

本議会としては、地域住民の公法上発生する債務の負担は、公平負担とする原則のもとに、町長部局に対し自治体債権はコスト意識を持ち、迅速にかつ効率的に債権回収に取り組むよう強く要請しているところであります。

ついては、非強制徴収債権の回収に係る議会の委任による専決処分規定事項は、債権回収の事務の効率化、迅速化を図る観点から、地方自治法第180条第1項に定める事項として、平成20年9月25日に制定した議会の委任による専決処分内容につけ加えて指定しようとするものであります。

議会の提出議案の7ページをお開き願いたいと思います。「大空町長の専決処分事項の指定について

大空町議会の権限に属する事項中、次に掲げる事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。なお、町長の専決処分事項の指定について（平成20年9月25日議決）は、これを廃止する。

1 項 法第96条第1項第12号に規定する訴えの提起または和解で、次の各号に掲げるもの

1 号 町が法律上の義務に属する損害賠償に係る和解で、1件の金額が50万円以下のもの

2 号 町が当事者である訴えの提起及び和解で、1件の金額が50万円以下のもの

3 号 町の債権について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申し立てにより履行を請求する場合で、同法第395条

の規定により督促異議の申し立てが訴えの提起とみなされるときに当該訴えの提起及び和解

2項 法第96条第1項第13号の規定による法律上その義務に属する損害賠償の額の決定で、1件の金額が50万円以下のもの

附則 この議決の効力は、平成26年1月1日から生ずるものとする。」以上、提案いたしますので、御審議よろしくをお願いしたいと思います。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 議会発議による提案に対して質疑をさせていただきたいと、このように考えております。債権管理条例が成立しましたので、より迅速に行うという観点から、この専決処分の中に議会運営委員会委員長のほうから説明をいただきました。それはそれで理解はするところでありますが、基本的なことについて、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。このことは、専決処分の中身については、執行側の要請という形で文書で説明がされております。これがどうなのかという観点ももちろんございますが、特に支払督促にかかわることで、住民からの異議申し立てが出た場合についての対応が私の重大関心事でありまして、これは決して180条における軽易な案件というふうに理解ができないと私は思っておりますので、そのことにつきましてお答えを願えればありがたいと、このように思っています。簡単に言えば、これは軽易なものと私は判断できないのだけれど、軽易なものと判断されているという根拠についてお聞かせを願いたいと、そういうことでございます。

それと、2点目は執行側の議員協議会における説明によると、支払督促に係ることで異議申し立てで訴えに移行するということになった場合は、50万円を超えることがあるという説明を聞いたわけでありますけれども。このことについても、どのように説明をされるのかお尋ねをしておきたいと思います。

3点目、御存じだと思いますけれども、専決処分は会期中にできません。そうですね、議会運営委員長。何を言いたいかというと、たまたまの状況で想定できるかどうか私はわかりませんが、心配しているのは、支払督促を行って異議申し立てが出た時点が、たまたま何らかの定例会あるいは臨時会の開会中に行われた場合、専決処分ができないということについてはどのようにお考えになっておられるのか。

以上、3点にわたってお尋ねをいたします。

◇議 長 6番、植田泰弘議員。

◇植田議員 最初の軽易かどうかという判断でありますけれども、議会側としては、ことし不納欠損処理を行政側がしたということで滞納者に対し厳しい処置を、対応

をするようにというふうな議会側としての要請。それに伴いまして、町民からもこの不納欠損処理を契機に、大変意識が高まってきたというようなことであります。そういう観点から、議会といたしましては、この住民からの異議申し立て、それに対する書類のスピーディーな処理をするためには、これを専決処分にする必要があるのではないかと。輕易という判断はそれぞれ意識が違うと思いますけれども、私どもが考える上では、これはスピーディーな書類の処理という観点から、輕易でないだろうかというふうに考えているものであります。

それから、少額訴訟については50万円以下ということになります。それで、支払督促におきましては、これは50万円という金額には該当いたしません。これは高額であっても、支払督促が議決を経ないで可能だというような判断をしております。すいません、もう一度最後の。

(何事かいう声あり)

◇植田議員 わかりました。会期中に、この異議申し立てが起きた場合ですね。専決処分ができないという判断でありますけれども、近々の常任委員会、それから定例会、臨時会で報告をするというような運びになろうかというふうに考えております。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 丁寧に議会運営委員会委員長に述べていただきまして、先ほどあるところで一緒にお会いしたときには、お互いわからない者同士で、やりましょうなというふうな冗談も出たわけでありましてけれども。私が一番言いたいのは、輕易であるかどうかについては後ほどの討論中でももう少し詳しく述べたいと思っておりますが、私は輕易ではないというふうに考えております。それはなぜかという、住民の異議申し立てというのは、これは極めて重要なんです。だから、私は債権管理条例においても執行側に質疑をしました。それはなぜかという、債権回収時における職員の対応の問題が出てくるからであります。それを余りにも、悲観的に考えたりする必要がないという見方もあるようではありますが、私はいろんな事故が発生する可能性があることを予見しなきゃいけない。議会議員というのは知らなかったということで済まないのです。できるだけ調査をして予見をして、条例その他法律の成立を期さなきゃいけない。責任を持っておりますので、そういう意味で私は輕易だというふうに考えておりませんので、輕易だと言われたら、もうそれ以上私は質疑としてはできないと思います。そういう意味では、どなたかがやじで飛ばした解釈の相違になるでしょうから。それは構いませんが。

2点目のことなのですが、異議申し立てが起こった場合には50万を超えても、これはやむを得ないのだという話でありますけれども、私も大方の議員の皆さんは、これは優先的に債権回収のほうを優先すべきだという観点から、皆さんそう思っておられますからそういうふうに説得をされました。議長からも説得を受けています。ただし、50万円だからいいのではないかっていう話があったも

のですから、50万円の額とは違うと、執行側の説明とちょっとそこが違っているのだぞという話も、議員協議会の席で言わせていただいたわけです。このことについては、先ほどの答弁は私の答弁の答えになっていないというふうに思いますので、再度お願いをいたしたいと、このように思う次第であります。

それから、まとめて言っているいいですね。会期中であっても、それは直近のところでやるからいいのだという話ですが、私が言っているのは会期中に異議申し立てがあった場合、なるべく避けて支払督促の時期を考えて出せばいいんですけども、たまたまそういう時期に当たった場合については専決処分の対象にならないことは、これはもう北海道町村議会議長会のほうにも私は確認をさせていただきましたので。開会中はできないと、専決処分ができないということになりますから、議決が必要になってくるのです。そういうふうに答弁していただきなかったのですが、議会運営委員会委員長はそれは直近でやるからいいのだと、こういう説明ですので、ちょっとすれ違っていますので、再度御答弁をよろしくお願いいたします。

◇議長 6番、植田泰弘議員。

◇植田議員 支払督促については先ほど答えたつもりなのですが、これについては50万円には限定しないという考えを持っています。でありますから、少額訴訟の50万円とは趣旨が違うというふうに考えております。

それで、その次の議決を要するともいうようなことでありますけれども、これにつきましては、この条例が通りますと再度議決という項目がない以上、専決になるのでないだろうかと、私はそういうふうに解釈をしておるのですけれども。初めての提案でありますので、もう少し勉強をしなければいけないのかなというふうには考えております。

◇議長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 一所懸命、答弁をしていただきましてありがとうございます。ただ、これも見解の相違がありますから、討論の段階で申し述べたいというふうに思いますが、細説いたします。会期中にたまたま起きた場合については、私は議決を要するという考え方で思っておりますので、そのことに対しては、あくまでもすれ違いの答弁になっています。ですから、これはもう致し方ないというふうに思います。ただ、私が申し上げたいのは、専決処分というのは、先ほどの債権管理上における専決処分の議論をめぐっての議論もありましたように、議会の権能の重大な部分を、軽微なものに限って委任できるという規定が180条にあって、その範囲内でやることなのです。ですから、私はずっと議員協議会の席上でも申し上げたようにあくまでも支払督促は、もう条項を外したらどうかということを申し上げてきたつもりなのです。そういう意見を。だから、異議申し立てがあって、少額訴訟の場合は訴訟に入っていますから、これは訴えがあって異議申立が

出たら、それはどんどん争えばいいのです。ただ、支払督促に関しては、簡単にやれそうできて、その問題点があるものですから。住民の立場に立つと、議会があらかじめ権能を委譲していたら、誰に聞いてもらいたいという気持ちになるのかといったら、弁護士を立てて1人で頑張ってやれやと。こんな話しかできなくなっちゃうと思うんですよ。私は、税の賦課の公平負担、それを適正化するためにやるという意味は理解しています。しかし、逆に、もしかしたら事情によっては、どうしても払えない人たちとか、それについての規定も債権管理条例にありましたけれども、その立場に立って考えると、専決化することの問題点というのがあると思っています。全部だめだと言っているわけじゃないですよ。これは、もう議会運営委員長はよくわかってきていると思う。支払督促に関しては、ちょっと微妙な問題が残っているなど、私はこのように思っていますので、これ以上細説すると討論のネタがなくなりますので、その辺にとどめておきたいのですが、再度感想を聞かせください。

◇議 長 6番、植田泰弘議員。

◇植田議員 議員発議でありながら、提案者の私に質問があるということは、やはりこの発議に対しては大変重たいものがあるのでなかろうかというふうに感じております。ふだんであれば全員賛成でこの発議をするということになるのですけども、今回このように提案者に対する質問等があるということは、私としては重たく感じております。

以上です。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 質疑としては、もうこれで終えたいと思うのですが。何回も同じことを申し上げて恐縮でございますけれども、債権の回収というのは絶対に必要です。負担の公平化も図らなきゃいけない、それも事実です。しかし、住民の観点からいうと、これは先ほど申し上げた指摘事項もあって、大変難しいことがあるんだなど。その点で私は、たとえ少数であっても住民の前に立って、権能の一部を譲り渡したから自分は何も言えないということは言いたくないのです。私はそういう考え方なので、感想を聞いて議会運営委員長の口はわかりましたので、あとは後ほどの討論に譲りたいと思います。

◇議 長 そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これから討論を行います。討論はありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 反対討論です。すいません。ありがとうございます。反対討論を述べさ

させていただきます。私も討論として、ここまで踏み込みたいと思っていませんでした。できることなら、植田委員長に先ほど感想を申し述べていただいたように、できるだけ議会がまとまって、一つの意見として、特に議会の権能の一部を委任するという行為ですから、できるだけまとまりたいと。ですから、何回も説明を求めたり、いろいろしてきたわけです。最初の平成20年の9月でしたか。専決処分をやったときにも私は、実は議会運営委員会におりまして、随分議論をやらせていただきました。その際に、やはり権能の一部を譲り渡すのはとんでもないという原則論を申し上げる者が多かったと思います。しかし、公用車の交通事故に限ってはやはり、どういいますか、被害者に対して早急に損害賠償を実施すべきだと。それをいたずらに遅らせることは望ましくない、これは住民サイドに立った発想なのです。だから、専決処分をやろうと、やむなしと、これでまとまったというふうに私なりに解釈をいたしております。しかし、今回の件は明らかにそれよりも範囲を超えています。私の観点からいうと、それが問題なのです。住民の立場に立つということではなければ、あらかじめ執行側の方向性がすべて善で正しいというふうに思わない限り、権限移譲はできないのです。そのときに、住民側から異論や疑問があったときに議会議員の1人として答えることができない、住民の場に立たないということはおかしいというのが私の立場です。例えば、これも北海道町村議会議長会の事務局長と話し合ったことですが、先進事例でいうと、白老町の場合は通年議会です、議会運営委員長が御存じのとおり。通年議会ですから、専決処分はあり得ないです。手続的にも告示を省略して、いつでも定例会をしていますから、通年ですから、いつでも招集が可能なのです。ですから、私は債権管理条例にも賛成をいたしましたけれども、その趣旨はよしなんです。でも、いろんな問題が起きるときに、議決を要するときはどんなに忙しくたって、これは公務として我々議員の職務として本会議に出て、その案件をやらなきゃいけないと私は思っているのです。その可能性がある予見について、一番思いを持っているのです。僕は議員協議会でも申し上げました債権回収に伴う領収、現金領収に伴う何か事故が発生したら、どうするのだと。そういうときに、異議申し立てが出たらどう対応するのだという話までさせていただきました。本来そういうことは起きちゃいけないのです。起きないというふうに私は思いたい。だけど、北海道町村議会議長会の見解によると、議員は予見性を持って当たらなきゃいけないという話もいただきましたし、置戸町かどこかの講演会の席においても、一つにまとまるよりは少数意見を尊重して、少数意見を主張できるような議会にならなきゃいけないということを常々申し上げてきたと、こんな話もされております。それがいい悪いは別です。ですから、私は議会の大事な権能の一部を範囲を超えて委任するということは賛成できかねます。

以上です。

◇議 長 賛成の方、誰か意見はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論をとめたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◇議 長 これから発議第13号 大空町長の専決処分事項の指定についてを採決します。

(「起立採決」という声あり)

◇議 長 この表決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり賛成する方は起立願います。

(起立するもの多数あり)

◇議 長 起立多数です。
したがって、発議第13号 大空町長の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第14号

◇議 長 日程第16、発議第14号大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6番、植田泰弘議員。

◇植田議員 議案書の9ページをお開き願いたいと思います。「発議第14号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年12月19日提出 提案者 大空町議会議員 植田泰弘、齋藤宏司、深川昇、松岡克美、松田信行、近藤哲雄」以上の6名であります。大空町議会議長 後藤幸太郎様。

提案理由を朗読いたします。このことにつきましては、大空町議会では、平成22年3月に議員定数を18名から12名に削減したことに伴い、常任委員会構成を3常任委員会から、総務文教厚生常任委員会と産業建設常任委員会の2常任委員会とし、委員会審議を行ってきました。平成22年度から平成24年度までの各常任委員会の審議件数を検証したところ、3年間平均で総務文教厚生常任委員会を100とした場合、産業建設常任委員会においては約63%の審議件数でした。均衡ある委員会審議を行うため、3年間の実施実績を踏まえ、二つの常任委員会の所管事項を再度調整し、対応することが望ましいと判断いたしました。各常任委員会所管事項の調整に伴い、委員会名称を総務厚生常任委員会と産業建設文教常任委員会に変更しようとするものです。

議会運営委員会については、議員定数削減後も定数の削減は行わず、6名の定数で開かれた議会運営を目指し審議をしてきました。議会運営委員会においては、懸案事項でありました自治基本条例の検討、議会基本条例の策定作業が終了したこともあり、新任期においては現行定数を1名減じても、議会運営に関する調整審議は可能と判断し、定数を6名から5名にしようとするものです。

議会広報編集特別委員会については、年間４回発行の議会広報編集に加え、議会ホームページでの議会活動経過報告、会議録の公開、本会議映像公開等の監修、議会広報モニターからの意見聴取等、継続的な審議活動が行われている現況に鑑み、常任委員会化を図ることが望ましいと判断しました。定数については、現行の５名以内を５名としようとするものです。

また、平成１８年の地方自治法の改正で、常任委員会への複数所属が可能となったことに伴い、委員辞任に関する規定に改正されておりましたので、本会議においても、三つの常任委員会設置となる次期任期に向けての準備にのっとり、改正しようとするものです。

詳細は条例新旧対照表で説明しますので、参考資料の１ページをごらんいただきたいと思います。第２条１号中「総務文教厚生常任委員会」を「総務厚生常任委員会」に改め、「教育委員会の所管に関する事項」を削ります。それから、第２号中「産業建設常任委員会」を「産業建設文教常任委員会」に改め、「農業委員会の所管に関する事項」の次に「教育委員会の所管に関する事項」を加えます。第２号の次に、次の１号を加えます。第３号として「議会広報常任委員会」、定数５人とし、所管事項「議会広報に関する事項」、「議会広報モニターに関する事項」、「議会ホームページに関する事項」、「議会インターネット中継に関する事項」。第４条の２第２項中、議会運営委員会の委員定数を「６人」から「５人」に改めます。第２条中の見出し中、「議会運営委員会及び特別委員の辞任」を「委員の辞任」に改め、第２項「委員が辞任しようとするときは議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。」と改めるものであります。

附則、この条例は平成２６年４月２３日から施行する。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第１４号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第１４号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定

については、原案のとおり可決されました。

ここで１０分間休憩します。

休憩 午後 ３時 ７分

再開 午後 ３時１７分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１７ 発議第１５号

◇議 長 日程第１７、発議第１５号 ２０１４年度地方財政の確立に関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

３番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 議会提出議案書に１３ページであります。「発議第１５号 ２０１４年度地方財政の確立に関する要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出します。

平成２５年１２月１９日提出 提案者 大空町議会議員 近藤哲雄、松田信行、勝田鉄城、松岡克美、品田好博

大空町議会議長 後藤幸太郎様」

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。「２０１４年度地方財政の確立を求める要望意見書

政府は、８月８日に閣議了解された中期財政計画において、「地方の一般財源の総額については、２０１３年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する」とされているものの、歳出特別枠の見直しなども言及されており、２０１４年度予算編成に向けて国の歳出削減のターゲットとされることが懸念されます。さらに、地方交付税法の本旨に反する財政制裁措置といえる地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入についても検討が進められています。

地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、雇用対策やセーフティーネット対策など、増大する地域の行政需要に対応するため必死の努力を続けてきました。

以上のことから、２０１４年度地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、次の事項について要望します。

記、１ 社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保をはかること。

２ 地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。あわせて、歳出特別枠は、実質的に

地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換をはかること。

3 2014年度の地方財政においても巨額の財源不足が見込まれることから、別枠の加算について拡充するとともに、法定率の引上げなど抜本的な対策を行うこと。

4 合併特例法による市町村合併の算定特例の段階的終了を踏まえ、新たな財政需要の把握について必要な対策を講じること。また、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化をはかること。

5 2013年度地方財政計画において、地方公務員給与費が国の臨時特例措置に準ずるとして削減されましたが、2014年度予算においては、減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。

6 地方交付税の算定について、「行政努力」「地域経済活性化の成果」に依じた算定方式の導入や、2013年度の給与削減要請への対応状況に対する財政的制裁措置の導入などについては、厳に慎むこと。

7 地方法人特別税・地方法人特別譲与税の見直しや、自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は、地方自治体の意見を十分に尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう、必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日 大空町議会議長 後藤幸太郎 提出先に当たりましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣宛てであります。

以上、説明とさせていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第15号 2014年度地方財政の確立に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第15号 2014年度地方財政の確立に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第16号

◇議 長 日程第18、発議第16号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番、深川昇議員。

◇深川議員 「発議第16号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年12月19日提出 提案者 大空町議会議員 深川昇、齋藤宏司、田中勝吉、小島一弘、植田泰弘、中堀君子」の以上6名であります。

趣旨内容については、朗読をもってかえさせていただきます。「日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する要望意見書

政府が示した「農政改革」において、農業・農村が果たしている多面的機能に対する支払制度が創設されたことは、環境保全や地域政策を重視する世界的な農政の潮流に即したものです。しかし、地域共同活動の交付要件、地方自治体の財政負担、都府県に比べて低い北海道の交付単価などの課題も残されており、来年の通常国会で法制化に向けて、より一層の拡充が求められます。

一方、経営所得安定対策及び生産調整見直しでは、5年後の生産数量目標の配分廃止をはじめ、米の直接支払交付金の大幅削減、米価変動補填交付金の廃止などが強行され、生産現場に大きな混乱をもたらしています。今回の見直しは、関税撤廃を原則とするTPP交渉の年内妥結を目標とし、生産現場の実態や米の計画的な生産の達成状況などが反映されておらず、生産者の不安を招いています。

価格と需要安定の要となる米の直接支払交付金の半減は、米価暴落などで米の安定供給を危うくし、本道など主業的な水田農家の所得減少を招くとともに、地域経済や関連産業等にも極めて深刻な打撃を与えることが危惧されます。

農業・農村地域の担い手である家族農業経営が、将来にわたり、安心して営農が続けられるよう、下記事項について十分配慮するよう要望します。

記、1 日本型直接支払（多面的機能支払）制度における、地方自治体の財政負担を改め、全額国費で実施することに。

2 水田農業の持続的発展を期するため、米の適切な国境措置の堅持、国による需給調整の実施、水田農家の所得確保などに十分配慮すること。

3 国民の主食である米の価格と需給の安定を図るため、主要食糧法の趣旨を踏まえ、適切な需給調整対策の実施などの政府責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日 大空町議会議長 後藤幸太郎
提出先に当たりましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。
よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第16号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第16号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第17号

◇議 長 日程第19、発議第17号 平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
8番、深川昇議員。

◇深川議員 「発議第17号 平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書
このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年12月19日提出 提案者 大空町議会議員 深川昇、齋藤宏司、田中勝吉、小島一弘、植田泰弘、中堀君子」以上の6名であります。

趣旨内容については、朗読をもってかえさせていただきます。「平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

北海道の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件の下で、専業経営を主体に展開し、安全・安心な畜産物を提供するとともに、国土・環境保全など多面的機能の発揮に重要な役割を果たしています。また、乳業など関連企業とともに、地域経済・社会・雇用等を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

こうしたもと、国は「攻めの農林水産業」など農業・農村の発展と所得倍増な

を目指し、各種施策の実施や検討がなされています。

しかしながら、酪農・畜産の経営をめぐっては、長引く畜産物需要の減少と価格の低迷、配合飼料価格の高止まりと価格安定基金の財源問題、さらに燃油・石油製品や電気料金など生産コストの増大による経営の悪化と、生産基盤の縮小など危機的な状況に瀕しています。加えて、日本は例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉に参加したことから、酪農・畜産農家は迫りくる市場開放の動きに大変な不安と危機感を抱いています。

については、国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展と、家族経営体を核とする多様な担い手の育成と経営の安定に向けて、総合的な酪農・畜産政策を推進されますよう、下記事項について強く要望します。

記、1 例外なき関税撤廃を原則とするTPP協定交渉において、農産物需要5品目など「聖域」を守るとした国会決議を断固堅持するとともに、それができないと判断した場合は、交渉から脱退すること。あわせて、日豪などとのEPA、FTA交渉において、わが国の基礎的食料である乳製品や牛肉、米や小麦、でん粉、砂糖等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、現行の国境措置を維持すること。

2 平成26年度加工原料乳生産者補填金単価については、配合飼料価格や燃油価格の上昇、電気料金の値上げなど生乳の生産コストの実態を十分に踏まえ、かつ適正な家族労働報酬が得られるよう、算定方法の弾力的な運用・見直しを図り、再生産確保と経営の安定に資する単価水準に引き上げること。また、限度数量については、国産乳製品の安定供給・需要の確保に向けた生乳生産基盤の維持・拡大の観点に立って、適正な水準を確保すること。

3 平成26年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保障基準価格等については、配合飼料価格の高騰など畜種ごとの生産コストの実態を適切に反映し、畜産経営の安定と再生産の確保が図られる基準に引き上げること。

4 多種多様な畜産経営において、政府価格だけでは経営安定を図ることは困難なことから、現行の酪農経営安定対策や肉用牛・養豚経営安定対策について充実・強化を図ること。

5 自給飼料基盤に立脚した酪農・畜産経営を加速的に推進する観点から、地域の特性を踏まえた自給飼料増産対策を推進すること。併せて、配合飼料価格安定制度の再構築を図ること。

6 家族酪農経営における専従者の労働軽減や休日の確保、地域での雇用創出や担い手の育成強化などの観点から、疾病時利用事業の継続拡充や、専任ヘルパー要員の確保・育成、定着への支援など、酪農ヘルパー利用組合の円滑な運営を図るための支援事業を継続強化すること。

7 意欲ある酪農・畜産の担い手が、安全・良質な畜産物の安定供給と多面的機能の発揮に向け、安心して経営に取り組めるよう、再生産の確保と所得の安定を図る新たな直接支払制度・経営所得安定対策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日 大空町議会議長 後藤幸太郎
提出先に当たりましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てであります。
よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第17号 平成26年度畜産物価格安定等に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第17号 平成26年度畜産物価格安定等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第18号

◇議 長 日程第20、発議第18号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める要望意見書を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 議案書25ページをごらんいただきたいと思います。「発議第18号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める要望意見書
このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年12月19日提出 提案者 大空町議会議員 近藤哲雄、松田信行、勝田鉄城、松岡克美、品田好博」の各議員であります。大空町議会議長 後藤幸太郎様。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。「利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める要望意見書

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」を国会に提出しました。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する

地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引上げなどを盛り込んだ介護保険法改正案を、平成26年通常国会に提出することを目指すとしています。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっています。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるよう、次の点について強く要望します。

記、1 要支援者を「新しい総合事業」に移行することは、社会保険の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が自治体の財政力などによって今まで以上に拡大する恐れがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。

2 予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。

3 一定以上の所得がある介護サービス利用者の利用料の2割負担は、引き上げによって大きな影響が生じることから、基準の設定については、長期的・継続的負担となることを考慮した所得要件とすること。

4 特別養護老人ホームにおける補足給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把握した上で資産捕捉の確実性や公平性の確保、さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。

5 介護人材の確保は、介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう、介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し、処遇改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた施策を講じること。

6 地域包括ケアシステムの推進にあたって、24時間定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定・改善策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日 大空町議会議長 後藤幸太郎

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣」宛てであります。

以上、説明とさせていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第18号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第18号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21

◇議 長 日程第21 中堀君子議員の特別委員辞任の件についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、中堀君子議員の退場を求めます。

(中堀議員退室)

◇議 長 平成25年10月30日、中堀君子議員から、議会広報編集特別委員会委員を辞任したいと申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、中堀君子議員の広報編集特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

中堀君子議員の入場を求めます。

(中堀議員入場)

◇議 長 日程第21 中堀君子議員の特別委員辞任の件については、辞任を許可することに決定しました。

中堀君子議員の議会広報編集特別委員会委員の辞任に伴う議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時48分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。議会広報編集特別委員会委員の定数は、大空町議会広報発行に関する要綱第4条第2項の規定によって、5名以内です。現在の委員数は3名です。選任は、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長において補充する委員数を2名とし、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、補充する議会広報編集特別委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、議会広報編集特別委員会松田委員長から11月8日開催の第13回議会広報編集特別委員会で副委員長の辞任許可を決定後、互選により後任の副委員長に齋藤宏司委員を選任したと報告は受けております。大空町議会運営基準第106号の規定により報告します。

◎日程第22 報告第15号

◇議 長 日程第22、報告第15号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました、報告第15号 例月出納検査結果報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成25年8月分から平成25年10月分であります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、8月分につきましては9月の20日、9月分につきましては10月の16日、10月分につきましては11月26日、松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣言

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 けさほどから今までの時間、長時間にわたりさまざまな議案について御審議をいただきましたことに改めてお礼を申し上げます。平成25年第4回の大空町議会定例会の閉会に当たりまして、お礼をまた考え方などを申し述べたいと思います。

今回提案いたしました条例の中に、債権を管理する条例について提案をさせて

いただき、お認めをいただいたところでございます。今回の条例制定につきましては、過去の失態を今後繰り返さないために、また町民の皆様の納税等の意識の中で公平、公正な事務を執行するための徴収の一つの手段として、今回条例制定の御提案を申し上げ議決をいただいたところでございます。

また、一方で、議会発議の中で専決処分事項の指定というような議決もいただいたわけでございます。この関係につきましては、公平、公正はもちろんのこと、早期に事務を進めるということの意識の中で議決をいただいたものと思います。しかし、一方では、非常に慎重な御意見もあったところでございます。民主主義というものは、少数意見の尊重というところにもつながるものかと思ってございます。今回いただきましたそういった慎重な御意見についても十分配慮して取り組むこととしたい、そのように思います。御心配の向きが杞憂に終わるように私ども事務を取り進める者として、心に受けとめながら進めてまいりたいと思います。

また、先ほど一つの手段ということで今回の条例制定をいただいたところでありますけれども、このほかに、先ほど私が答弁で申しましたように、職員の資質の向上、さらには機動的な組織や人員体制のあり方、そういったところもお約束させていただいたところでもございます。そういった項目についても真摯に取り組んでまいりたいと思ってございます。その節、皆様方からまたたくさんの御指導をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

また、この定例会におきましては5人の皆さんから一般質問を賜ったところでございます。私の進退についてのお尋ねもございました。また、その政治的な姿勢に対する御指摘もあったことかと、そのように受けとめてございます。私どもの町の一つ一つの課題はもちろんでありますけれども、このオホーツク管内の産業を活性化する、そのことは本町の活性化にもつながるものだと、そういうような御趣旨ではなかったかと思います。自分の足元のことばかりにとらわれず、このオホーツク管内全体の課題を我が町の課題としても捉えて、そして何事にも積極的に取り組んでいく努力をしなければならないものと改めて感じたところでございます。今後そういった面でも努力をしてまいりたいと思いますので、御指導賜りますように重ねてお願いを申し上げお礼にかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◇議 長 平成25年第4回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時55分